

陳述書

2019年10月30日

東京地方裁判所御中

原告 井戸川 克隆 

《平成27年(ワ)第13562号》

福島被ばく損害賠償請求事件

受けた損害総論（1）

目 次

番号	大別	名 称	頁
	全体	はじめに 事故前には 1 先例に学ぶ 2 日本史上最大の汚点 ア 事故隠し イ 被害者の人権蹂躪 ウ 原発事故の汚点とは 3 行政過誤 (1) 私法への不当介入 (2) 菅政権の異常行動 (3) 双葉町長室の確認 4 原発事故とは多くのウソで国民を騙す 5 歴史から学ぶ ◆ JCO 臨界事故 *水戸地裁 *補償問題 *オフサイトセンター *健康問題	6 9 10 11 11 11 11 12 12 12 21 22 23 23 23 23 23 23 24 24
	未然防止	6 原子力安全・保案院のカタログ 7 平成 22 年度版 福島県原子力行政のあらまし 8 刑事裁判から学んだこと ①そうすると結局のところ ②そして運転停止 ③原子炉には人体 ④しかしながら、他方に ⑤また、本件で ⑥前記のような結果 ⑦結局のところ 9 被害と損害の主張 1. 損害とは ア 東京電力から受けた被害 (略称) 安全確保協定の解説 添付資料 安全確保協定	24 25 25 25 27 27 28 28 28 28 29 29 29 30 30 30 30 30 34

		原子力発電所に関する通報連絡要領	37
		10 被告らに言いたいこと	41
		被告東電へ	41
		* 勝俣会長は	41
		* 大出第一発電所長	41
		* 吉田第一発電所長	42
	原災対策 事故前 発生	11 防災訓練	43
		ア 目的	43
		イ 福島県の防災訓練とは	43
		ウ 事故対応の主役は発電所周辺の市町村	44
		エ 通告順位	45
		オ 緊急時環境放射線モニタリング訓練	46
		カ ヨウ素剤の予防服用	46
		12 原発事故発生以降の虚動	46
		ア ベント	47
		イ 収束していない収束宣言	49
		* 発電所 1号機のベント操作による被ばく被害	50
		* 発電所 1号機の爆発の降下物による被ばく被害	51
		* 原災法第 15 条通報に説明	51
		13 国から受けた被害	52
		(1) 総理官邸・内閣府	52
		* 菅内閣総理大臣	52
		* 枝野官房長官	53
		* 福山官房副長官	54
		(2) 経済産業省・資源エネルギー庁	54
		* 海江田経産大臣	54
		* 枝野経産大臣	55
		* 池田政府現地対策本部長	55
		(3) 原子力安全・保安院	56
		* 根井審議官	56
		* 都筑福島第一原子力保安検査官事務所長	57
		* 横田福島第一原子力保安検査官事務所長	57
		* 氏名不詳	59
		(4) 原子力安全委員会の不作為	59
		(5) 文部科学省は行方不明になっていた	59
		(6) 菅総理 騎西高校に来る	60
		(7) 細野環境大臣の来校拒否	60
		(8) 天皇・皇后陛下御来校	61

	(9) 国会議員の来校 (10) 迷惑なボランティア (11) 心のこもったおもてなし (12) 霞が関は本当の被害者の苦労を見ていなか 14 ボランティアの悲喜こもごも 15 台湾からの支援は心がこもっていた 16 インドからの支援 ◆ 被告国へ ＊緊急被ばく医療	62 62 62 63 66 67 67 68 70
	17 福島県の約束と妨害行為 18 命の情報閉鎖を指示した者 19 総理大臣官邸原子力災害専門家グループ 20 参議院予算委員会の質問主意書と答弁書 ア質問第一八三号 森まさこ イ質問第一八一号 森まさこ ウ質問第一三二号 上野通子 エ質問第一四七号 磯崎陽輔 オ質問第一四三号 丸川珠代 21 菅総理の偽証 22 隔離・妨害された避難生活 ＊川俣町では ＊さいたまスーパークリーナーでは 23 避難開始から現在までの苦労と疲労 避難所の推移 ＊第一次避難 ＊第二次避難 ＊第三次避難 ＊第四次避難 ＊第五次避難 ＊第六次避難 24 スピイディ情報は国民の命の情報だった 25 スクリーニング検査の不正 26 ヨウ素剤予防服用を妨げた者の犯罪 27 義援金お断りの真相は一通の手紙だった 28 全町民の癖と感情が混ざり合う教室では 29 自殺願望者への対応 30 救急車の来ない日は無かった	71 72 74 75 75 75 77 79 81 82 84 84 84 86 86 86 86 87 88 88 88 90 90 91 92 92

	町長の不作為	31 双葉町災害対策本部長の不覚	93
	中間貯蔵施設	32 一別記—	93
	町長失職	33 一別記—	93
	損害	34 井戸川家 35 双葉町の変遷 36 損害賠償請求の種類と根拠 表 損害の分類と種別、説明	94 95 101 102
	体の変化	37 体の変化 1. 自覚症状 ① 目 ② 鼻 ③ 口・喉 ④ 甲状腺 ⑤ 心臓が止まりそうになった ⑥ 胃が時々痛くなる ⑦ サメ肌・脱毛 ⑧ ふらつく ⑨ だるい・疲れる ⑩ しびれと痛み ⑪ 糖尿病の進行 2. 更なる健康障害への不安	122 124 124 124 127 127 128 128 128 129 129 130 130
	中間指針	38 中間指針を使わない理由	133
	生活環境の破壊	39 生活環境の破壊 一別記—	134
	総括	40 総括 1. 自責の念 2. 私は本件事故発生後の被告らの偽装を赦すこと はない 3. 本件原子力災害は人災であった (1) 国 (2) 福島県 4. 結語	134 134 134 135 135 136 138

はじめに

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故は、原子力行政の本性を露呈した事件です。



「この写真は例年行事の町民新年会の模様です。来賓各位と町民が共に一年の無事と町勢伸展を祈念して乾杯をしています。」

2011年1月5日の新年会もこのように実施しました、双葉町は長年財政の困窮で苦しんでいましたが、新年度の予算は、厳しくしてきた予算を前年度よりも少し緩やかにした予算編成を準備していました。2011年度は希望に満ちた年になることを胸に秘めていたので、私はにこやかな顔をしています。

憲法と原子力行政

前文～わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであって、その権威は国民に由來し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。～われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。～以降略

官尊民卑に置かれている今、本件事故の対応は間違っている。憲法に反していることは明確だ。

事故前の田園風景



【我が家の後ろから町の眺望】

事故後の同じ場所からの風景



【左と同じ方向】



事故後の風景、津波で松林が流出した



事故前の太平洋方向の風景



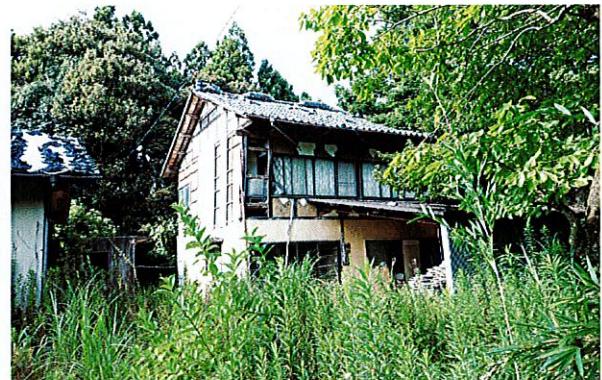
放射性物質の保管場の風景

囲場が消えてしまった 町は東電に壊された

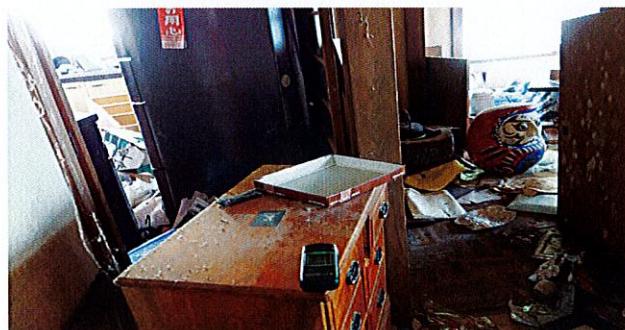
拙宅の状況



母 屋



住宅兼物置



地震とイノシシに壊された居間と台所



台所 冷蔵庫の中身をイノシシが出した

井戸川家先祖代々のお墓



帰りを待つ先祖様は寂しいだろうなあ。必ず帰ります、待っていてください。

しかし、2011年は、地獄の窓の蓋が開いた年の始まりだったのです。
このような姿になることは予見できませんでした。本物の「想定外」です。



«2011年3月19日午前10時ころ、川俣町合宿施設とれんぴあから全財産を持ち、埼玉県スーパーAIR-1へ三次避難をするところの姿です。»

双葉町から避難してきた町民は皆このような姿でした、この時、地獄行の片道切符を政府から渡されることなど想像できませんでした。この国はおかしいです、私たちには原子力の規制権限はありませんでした、したがって発電所の重要な情報は来ませんでした。規制権限（義務）を一手にしていた、原子力安全・保安院の監理のミスリードが原因です。津波は主因ではありません、津波予防対策を行なわせなかつたことが主因なのです。彼らの怠慢で私はこのような姿を強いられたのです。

事故前には

事故前には、東京電力並びに国は一貫して事故が発生して放射性物質を周辺環境中に放出することを否定してきました。何があっても「止める、冷やす、閉じ込める」と事故を否定して、安全を強弁してきました。そのことを言い表した事故直前の資料に「第一原子力発電所3号機にモックス燃料を装荷してプルサーマル運転の受け入れを求める会議（平成22年8月4日第4回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会）」（説明資料1）で明示された内容は、事故が起きること

を否定しています。事業者と保安院から出された、これらの資料からはとても本件事故が迫っていることは想定されないようになっています。この会議で導かれたことは「国、東京電力による技術的3条件に係る確認結果については、特に問題点は確認されず、国、東京電力は適切に対応したものと判断する。」と結論付けをしたのです。これを受け、県並びに双葉郡はプルサーマル運転に同意をしてしまったのです。このことにより原告井戸川克隆は原発事故の共犯として、原発を忌避していた方たちから、そしりを受けることになってしまいました。私は現在、この誤った判断のため、自責の念に駆られていて非常に苦しんでいます。

裁判に至った経緯の一つが、上記の会議にとんでもない裏があったことを後で知ったからです。それは「平成27年10月26日北国新聞に（説明資料2）見送られた津波評価・プルサーマル実施を優先」と言う記事でした。この記事には、本件事故の前に耐震バックチェックに追われていた保安院らは、明治三陸地震規模の津波地震が来襲することを予知していたので、福島県原子力安全対策課小山課長らがエネ庁の森本課長と対応を協議していたことが書かれていたのです。私（原告井戸川）は事故前から双葉町長に就任していましたので、町の災害対策本部長でした。この情報を事故前に知っていれば、津波被害防止のために対策を行い、20数名の方を津波の犠牲にさせませんでした。津波情報は電力業界だけのもではありません、一般災害対策は行政の所管ですが、国は電力業界とだけ議論をして、地方自治体の双葉町に津波地震の予測を伝えませんでした。このことも、予見・予知を妨害し、防ぐことができた被害を拡大させたのです。

又、東電と結んでいた「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」（本文添付資料 34 頁）に基づき、発電所の運転を止めていました。本件事故は被告らが予見していたにも関わらず情報操作によって、地震・津波対策を双葉町に講じさせなかつたために、発電所まで壊したのです。規制関係に有った者の正真正銘の不作為による人災事故だと断定します。

裁判と言う苦渋の決断をしましたのは、当たり前の人の心を持ち合わせていない行政、国に対して、猛省を促すとともに、責任から逃げることなく「被災者による、被災者のための、被災者を中心の救済」をしてほしいからです。行政の本来の立場を超えた被ばくの強要は故意・過失です。我が国と、地方の行政は現在「行政過誤」の真ん中にいます、住民の奉仕者と言う国是を無視して、偽りの安全・安心を言うことは不作為の固まりです。本裁判が万が一敗訴になれば、もうこの国は終わりです、行政は死んでしまいます、どうか裁判長は、不当な扱いをされている原告の心情を斟酌していただき、正しいご判断を下されることを切にお願いします。

1. 先例に学ぶ

1 昨年、ビキニ環礁で被ばくした人に会うために、マーシャル諸島共和国・マジュロ島に避難している老女を訪ねて話を聞いてきました。訪ねようとしていた老女は行く直前に亡くなり、私たちが行くまで葬儀を伸ばしてくれていました。島に着いた次の日に亡き老女宅を訪ねて、おもむろに手を合わせました。葬儀が終わるまで参列しました。この時、無常を強く感じました。この老女の墓は、地上にコンクリートブロックを積んだもので、理由を聞くと彼女は避難者で、被ばく者なので土中には埋葬しないということでした。この老女は死んでも土に帰ることが許されない、悲しい運命にさせられていきました。

別の老女と連絡を取り、自宅に出向いて取材をしました。避難の苦労話でした、3か月ごとに米軍から75ドルが支払われると言っていました、一日1ドルまでいきません。核実験前には、お金がなくても暮らすことができたロングラップ島（放射性物質に汚染されて現在も島民は住んでいない）に帰りたいと悲しそうに話していました。この国の戸主は老婆で、老婆が帰ると子ども、孫も皆ついてくる、孫の被ばくの被害が怖いから帰ることができないんだと悲しそうに語ってくれました。福島の70年後を想像しながら話を聞いてきました。このとき、正直な人類が核産業から受ける被害の根の深さと悪質さにいら立ちを強くして帰国しました。

2. 日本史上最大の汚点

ア 事故隠し

堂々と白日の下で事故責任隠しから始まった。それが可能となったのはオール政府が被害者になれない被害者たちに事実を知らせないで、東電が「想定外」というウソを皮切りに、オールマスコミが東電側、政府側についたためと、11日に発電所で東電社員2名が死亡しているのに、現場検証の捜査に入らない司直も政府側についたために可能となった。

しかし、現場は深刻な状態になっていて隠しきれないが、被害者たちは突然の出来事にショックをうけて、方向感覚や人間の五感がマヒしてしまい、物理的な現象さえも見れないオンチにされてしまった。

今は、加害者集団が勝ちを自認しているが、歴史は変えることは出来ないだろう。戦争と同じく子供たちが放射能の犠牲になったので、彼らが大人になれば自分たちは守られたのか、守られなかったのかに気付くことになり、事故隠しの終焉を迎えることを疑わない。

イ 被害者の人権蹂躪

本件事故発生以降すべて被害者は蚊帳の外で我慢をさせられてきた。一方加害者たちは失う物がなく、被ばくも、避難もしないで平和に暮らしている。特に事故現場から逃げた者（原子力安全・保安院）は、規制庁に行き職場は確保され、平然と暮らしている。

彼らが狭い避難指示区域を決め、賠償金を20分の1に減らし、20ミリシーベルトという政策的な理由の避難基準を拵え、物理的な考察を排除して決め、帰還させている。

20ミリシーベルト論には、法的裏付けはないが立場の弱い国民は文句も言えずに順応している。何が人権蹂躪かといえば、一番被害に遭っている人を交渉の場に参加させないことである。裁判でいえば、原告が欠席したままで、被告らの陳述だけで判決をしているのと、同じ状態に被告らが誘導していることが原因になっている。

ウ 原発事故の汚点とは

加害者達だけで

- * こそそと隠れながら加害者だけでウソをつきながら事故の処理をしてきた。
- * 被害者とは目線を合わせない、言葉合わせをしない、協議をしない。
- * 用いる測定具の読み合わせをしない、相手に見えない測り方をしている。
- * 誰が責任者でどのようにするのか教えない。

- *国民の目をそらす、被害の弁償は国税を使う。
 - *被害者同士が争うように仕向けている。
 - *被害者が疲弊・消滅するのを待っている。
 - *被害者の話は聞かない、押し付けるのみ。
 - *三権力が加害者に味方をしている。
- ということが本件事故の本質であると私には解釈できる。

3. 行政過誤

(1) 私法への不当介入

近代私法の三大原則とは（wikipedia より引用）

・権利能力平等の原則

国籍、階級、職業、性別にかかわらず、すべての人は等しく権利義務の帰属主体となる資格を有するという原則。

・私的所有権絶対の原則

所有権は、何ら人為的拘束を受けず、侵害するあらゆる他人に対して主張する事ができる完全な支配権であり、国家の法よりも先に存在する権利で神聖不可侵であるとする原則。

・私的自治の原則

私法上の法律関係については、個人が自由意思に基づき自律的に形成することができるという原則。

ここで、どうして近代私法を持ち出したのかと言いますと、原告には元々、被ばくをすること、させられることに義務が存在していないことを自覚するために、ここに例示しました。義務のない強制は犯罪です。公務員がこれを行うことは、公務員職権濫用の犯罪、刑法193条に抵触します。

(2) 菅政権の異常行動

菅政権は地元双葉町を始め双葉郡と共同行動を拒み、あらゆる協議をしないで事故現場に介入しました。国には国の立場があり、事故現場を抱える双葉町にも立場があります。

菅総理はヘリで双葉町の山田地区の農村広場に来るという話を、12日の未明に、事故担当職員から聞いたことがあります。事前の打診はありませんから、何で来るんだろうと思っていました。これは実現しませんでしたので、これ以上気に留めていませんでした。今考えてみると、緊急時の心構えがあれば、自分が動く前に、部下である経産大臣に指示をして、経産大臣の部下は大熊町の緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に常駐している原子力防災専門官か、原子力保安検査官に下ごしらえをさせれば済むことだと考えるのは最高指揮官の立場なのだが、この時からすでに、常軌を逸失していたと考えられる。

双葉町の原子力災害対策計画の原子力災害予防対策計画（説明資料3）（6頁）の冒頭に、「本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する（注）予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。」となっていて、

1. 原子力発電所における予防措置等。
2. 報告の徴収、立ち入り検査。
3. 原子力防災専門官との連携。
4. 情報の収集・連絡体制等の整備。
5. 災害応急体制の整備。
- 6・オフサイトセンターの整備。
7. 環境放射線モニタリング設備機器等の活用。
8. 町民への的確な情報伝達体制の整備。
9. 避難収容活動体制の整備。
10. 消防活動及び緊急時医療体制等の整備。
11. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備。
12. 原子力防災対策上必要な資料の整備。
13. 原子力防災に関する町民に対する知識の普及と啓発。
14. 防災業務関係者に対する教育。
15. 原子力防災に関する訓練。
16. 原子力発電所上空の飛行禁止。
17. 計画に基づく行動マニュアル等の整備。

上記の各号に詳細が定められていた。

本件事故では、これらの各号の定めは、菅政権が権力を集中させたために、ほとんど実行に移せなかった。

(注)について解説するには、先ず、菅総理の著書「東電福島原発事故総理大臣として考えたこと」に要点が書かれているので、この本(説明資料4)の17頁では、「初動」　私は苛立っていた～私はやむなく、事故発生に早い段階から、総理補佐官や総理秘書官を中心に、官邸に情報収集のための体制を作り始めた^(注1)。」

(注1) 菅総理は、この時点で大きな間違いを犯しました、「体制を作り始めた」は原災法と災害対策基本法に準じなければならないのに、菅総理の勝手な思い込みを、優位な立場を曲解し、法を葬り、独断専行いわば専横を始めたことをここで証明している。菅総理、あなたよりも私は苛立っていることを忘れないでほしい、あなた方は、発電所周辺の町村を事故対応の協議の場から遠ざけて、不都合なことを一方的に決めたのです。スピイディ情報を止め、避難エリアを小さくし、緊急時環境放射線データを公表させなかつたでしょう。いずれも私と町民の生命にかかるわる重要情報を双葉町災害対策本部に協議をしていません、双葉町災害対策本部で機関決定したことは何もありません。事故発生後、原災法第23条違反、地元無視、妨害等様々な加害の頂点にいたことを、忘れるることは永久に許しません。

24、25頁には、「どうか想像してほしい^(注2)。自分が避難するよう指示された際にどうした

か。引越しではないので、家財道具はそのままにして逃げる^(注3)ことになる。何を持って行けるのか。家族は一緒に行動できるのか。どこへ避難するのか。西日本に^(注4)親戚のある方は一時的にそこへ身を寄せられるかもしれない。しかし、どうにか避難したとして、仕事はどうする。家はどうする。子どもの学校はどうなる。実際、福島第一原発の近くに住んでいた人々は、今、この過酷な現実に直面している^(注5)。避難した約16万人の人々は不安な思いで一日一日をおくっている。仕事、子どもの学校など将来の見通しが立たず、時間とともに不安が大きくなっていると思う。福島の人には、大変な苦労をおかけしている。もし五千万人^(注6)の人々の避難ということになった時には、想像を絶する困難と混乱が待ち受けていただろう。そしてこれは空想の話ではない。紙一重で現実となった話なのだ^(注7)。」

と明記されているが、(注2)から、解釈していきたい、その前に菅氏がどこかでつぶやかれていた言葉が気になっていたことがあるので紹介したい、その言葉とは「私は、最小不幸社会を目指したい」という理由は、ここにあったんだなと気づかされた。最小不幸社会とは私たちのように原発で人生を壊された人々で、正反対の最大幸福社会は東京都中心の首都圏を言っていると思うようになった。

(注2)では、誰がどう想像してほしいのか？菅総理自身を想像して言いたいのか、それとも福島の県民が置かれている現実を言っているのか分からぬ。

(注3)家財道具はそのままにして「逃げる」ことになるが、・・「逃げる」は自らの意思で逃げるという表現が正しく、本件事故では「国の指示で避難をした」ので、自ら逃げたのではないことを強調しなければならない。

(注4)西日本に親戚のある方は・・・ということは菅総理の場合、西日本に逃げることを考えていたのかもしれない。すると、10km、20km以内の地域に避難指示をしたことと整合性が取れない。菅総理はここで本音を言ったのだと考える。しかも、100ミリシーベルト以下は発症しないと福島県内で発言して避難を妨害していた山下俊一は、総理大臣官邸原子力災害専門家グループの一員であることも見逃せない。いい加減過ぎる。立場を悪用しているので絶対許せない。

(注5)この過酷な現実に直面している・・・菅総理は「過酷な現実」を認識していたことと解釈できる。今でも福島県内は過酷です。それは、非現実的な行政の誘導によって、四六時中放射能の中で、県民たちは被ばくのことを言えない脅迫の状態に幽閉され続けていることです。この状態は過去の忌まわしい歴史、アウシュビツ収容所に入れられていたユダヤ人と同じくらい「過酷な現実」に直面させてしまいました。その道筋を作ったのは、まぎれもなく菅総理あなたです。

(注6)五千万人は200万人の間違いでしょうか、菅総理は悲劇的な最悪のシナリオに取り込まれていて、東京都周辺の五千万人と菅総理の母親をひどく心配されていたようです。このために、菅総理は原災法と災害対策基本法を無視して「過酷な現実」を超越して五千万人を守ろうとしました。したがって、原子炉の推移に集中するようになっていきました。特に見逃せないのは、枝野官房長官に東日本全体の指揮を執るように話していました。国の災害対策本部長は総理大臣にしかできません、それを言うのであれば、菅氏は総辞職して政権を枝野氏に渡さなければなりません。軽々に密室で、お前が災害対策本部長の役目をやれとい

うことはできません、俺は（菅総理）発電所の事故対策をやると言っています。原子力災害対策本部は経産省にありますので、原発事故の指揮は官房長官にはできません、このやり取りを菅氏は枝野官房長官としていたのです。ひどい話で、どちらもこの国のトップに就いてはいけません。

28・29頁には、「私の頭の中には、危機的状況が何度も浮かび上がった。」^(注1)

原発事故は起きない。その前提に立って日本の社会はできていた。原発を五十四基も作ったのもその前提があったからだ。法律も制度も、政治も経済も、あるいは文化すら、原発事故は起きないという前提で動いていた。何も備えがなかったと言ってもいい。だから、現実に事故が起きた際に対応ができなかった。^(注2)

政治家も電力会社も監督官庁も「想定していなかった」と言うのは、ある意味では事実なのだ。^(注3)

自戒を込めて、そう断言する。^(注4)

〈最高責任者としての悩み〉

二〇一一年三月一一日からの数週間、東日本は放射能という見えない敵に占領されようとしていた。^(注5)

その敵は、外国からの侵略者ではない。多くの人にとって、そのような意識はないだろうが、日本が自分自身で生み出した敵なのだ。^(注6) であればこそ、日本が自分の力で収束させなければならなかった。そのためには、【犠牲者が出るのも覚悟しなければならない。】^(注7) そこまで事態は深刻化していた。^(注8)

(注 1) 「危機的状況が何度も浮かび上がった」：何度もなど知らなかった。双葉町災害対策本部は知らなかった。おかしいではないか、一番最前線にいる双葉町が、何が起きているのか知らないで、菅総理は危機的状況を知っていたことは。本来、災害対策基本法の下にある國の災害対策本部は、国民、特に原発の直近にいる自治体に、すべて危機的状況を知らせなければならなかった。

知らない証として、私を含む町民たちは、ベントで被ばくさせられ、1号機の降下物で被ばくをさせられたことである。知っていて好き好んで被ばくしたのではない、知らないから被ばくしてしまったのである。

3月11日の事故発生から、私が双葉町の原子力災害対策本部長の在任中、正しい事故現場情報は双葉町には、だれからも、どこからも来なかつたと証言します。

(注 2) 「現実に事故が起きた際に対応ができなかった」：また言っているが、「できなかった」は不作為でその結果、損を国民に与えれば犯罪につながる。「できなかった」で終わることはできない、なにができるかの検証をして、「できなかった」ことの結果どうなったのかを検証しなければならない。本件事故の刑事裁判で無罪になった東電の幹部と同列になり、「できたであろうことは問われない」ということになって、無責任に成功

報酬を払うことでは、この世は終わりだ。仕事の成果を評価できないことに成功報酬を払っているようなものだ。実際、菅総理の仕事に成功報酬を払うことはできない。

政治家として、更に国権の最高責任者が「現実に事故が起きた際に対応ができなかつた」という言葉を重く受け止めて、彼が執った対応を考えると、いたずらに個人的な考えを優先させ、事故情報を集中させ、現場を知らない者たちだけで対応したので、できなかつただけの話である。

井戸川並びに双葉町は菅政権以前の政権から、原子力行政にかかわってきていた、当然、事故に対する避難訓練を繰り返してきていた。訓練をしっかりとするとそのマニュアルを重視するために、事故情報は必須要件なのだ。この要件を菅総理らの官邸の政治家が占有していたので、全ての被害の基となってしまった。これらの損害賠償請求については完全賠償の意味において、金額の算定は私の自由裁量で判断することにする。

(注 3) 「想定していなかつた」→ある意味では事実なのだ：決して容認できる話ではない。

そんなことは絶対ない、想定していたから、東電には注意をしてきた。防災訓練のマニュアルは事故を想定したシナリオになっている。菅総理特有のウソだと思う。少なくとも私は過酷事故を起こさないように、東電と保安院には常に忠告をしていた。

歴代の総理大臣は理解していると信じてきた。「ある意味では事実なのだ」との発言は許すことはできない。党首討論を菅総理は自民党の谷垣総裁と行ったとき、現地に原子力災害合同対策協議会を作らないことについて質されていたではないか。この時、菅総理は答えをはぐらかして答えなかつた。菅総理は質されている不都合なことに、答えられなかつたのだろう、自分で池田副本部長に権限の一部を委譲をしていない責任の追及をそらしたのだ。

本件事故で強く感じていることは、経産省・資源エネルギー庁にとっては想定内の事故だった。事故は起きないとしてきたことが間違っていたことを指摘されることから関心をそらすために、国を総動員して責任の所在を行方不明にしてきたことだ。

それを菅総理は「ある意味では事実なのだ」と書いたのかもしれない。

(注 4) 自戒を込めて、そう断言する：解釈が難しい、特に自戒とは自分が脱法を重ねていることを自戒したのか、国の責任を自戒したのか、また、国民を被ばくから守らなかつたことを自戒しているのか、さらに制度を超えた対応をしたことを自戒しているのか分からぬが、菅総理には自戒ではなく犯罪者として裁かれてほしい。

(注 5) 占領されようとしていた：菅総理が放射能から占領されることを本当に考えていたとすれば、おかしな感覚を持っている方だと思う。菅氏を精神分析してもらわなければならない。私は本件事故を受けて早くから、海外避難を真剣に考えていた、本音は埼玉県ではなかつた。放射能まみれの国に居座っても得にはならないからだ。実行できなかつたのは分散避難した町民の所在確認ができないので、合意形成が困難だったのでできなかつた。

我が国は、確かに放射能に占領されてしまっている。菅総理の言うように、放射能は武器であり、毒であり、人類の敵であることは確かだ。それを知っている菅総理はどうして、11日の緊急事態宣言の発出を2時間以上遅らせたのか、最初に出した避難距離を3kmという狭い範囲だったのか、世界初のペントをする前に至近距離の双葉町に相談をしなかったのか、燃料の溶融を公表させなかつたのか、スピイディ情報を握りつぶしたのか等を考えると、菅総理は知っていながら知らないふりを決め込んだようと思える。

菅総理は確信的に、双葉町を含む福島県を、放射能に占領させてしまった総責任者であることが浮かび上がってくる。

(注6) 日本が自分自身で生み出した敵なのだ：本当だ。ではなぜ被ばく問題を矮小化に拍車をかけるようなことを、総理府の職員らに偽装させたのか分からぬ。二枚舌という感覚で菅総理を分析することが必要だ。

ここで、再び平成24年8月に原子力被災者生活支援チームがつくった「年間20ミリシーベルトの基準について」に振り返ってみると、年間20ミリシーベルトの基準という言葉はこれまで聞いたことがなかったので驚いている。まずこのことをだれが、どこで、誰と、どのように決めたのか、また、この時の資料はすでに公開・共有されていたのか、JCO臨界事故では茨城県・東海村では1ミリシーベルトを採用しているが、これとの整合性はどうなのか等の議論の公開と公論のプロセスを明らかにし、追試をしないと基準と認めるることはできない。これらの作業をしていたのは、菅総理の部下なので、人の生命にかかわる問題を軽々ではないことは分つて敵を招き入れ、この基準を作らせたのは紛れもない官邸だ。騙しは犯罪になる。

この敵を福島県は受け入れ、県民を敵の攻撃から守っていない。

(注7) 犠牲者が出るのも覚悟しなければならない：恐ろしい限りだ、殺人も辞さないという考え方の持ち主がこの時の総理大臣だった。犠牲者とは誰のことを指して言うのだろうか、もしや双葉の町民に犠牲になれということか、私は信頼したことがない菅総理にこんなことは言われたくないし、言われる理由、犠牲になる理由もない。彼には総理になる前に精神分析が必要だった、恐ろしい限りだ。

「覚悟」を必要としたのは、被告ら東電と、推進機関の国に他ならない。覚悟を持っていないから、被告東電は、事故直後「想定外」と嘘を言った、原発を所有していて事故を起こしたのだから、決して想定外ではない。国の原子力安全・保安院は管理、監督、検査の権限を有していたのだから、事故責任から逃れられないことは明白だ。

保安検査官はたびたび双葉町役場に来て、発電所の検査状況やトラブル報告をしてだったので、責任から逃げることはできない。

犠牲者にならなければならぬのは第一義的に、東電の取締役と発電所長であり、国は原子力安全・保安院と原子力安全委員会の職員たちがなることを、菅総理が言っていると理解している。

(注 8) そこまで事態は深刻化していた：とは聞き逃すことができない。菅総理の部下の枝野官房長官は、「念のため」、「直ちに影響がない」、ベントの表現をわかりにくくよう 「圧力を抑制する措置」と世論を抑制するような発言は虚偽だったことがここではつきりした。本当の状態は「念のため」ではなく、非常に危機的状態だった。国民にウソを官邸は公言していたのは、何の利益が存在していたのだろうか。国民側からすると、身の危険を知らされないでいて、官邸は原災法破ってまで、地元の関係町を排除する深い闇があったようだ。

事態は深刻化していたら、いち早く避難をさせなければならなかつた、避難を遅らせ、被ばくをさせた責任は計り知れないほど大きい。したがつて、損害の大きさが分かつたので、完全な損害賠償を求める。

30 頁

「しかし実際に起きた福島原発事故を前にして、果たしてその考えだけで対応できるのか。原発事故の収束に失敗し、大量の放射性物質が東日本全体^(注1)に、さらには世界中に放出されることになった時、日本はそして世界はどうなるのか。多くの日本人が命を失い^(注2)、社会は大混乱し日本は国家としての存亡の危機に陥ることは間違いない^(注3)。命が危ないからといって、逃げ出すことが許されるのか^(注4)。

私は政治信条として、「最小不幸社会」^(注5)の実現と言つてきた。不幸の原因の最大のものは戦争であり、重大原発事故も多くの人を不幸にする^(注6)。これを阻止するのは政治の責任である。^(注7)」

(注 1) 大量の放射性物質が東日本全体に：放射性物質は実際東北、関東、中部地方まで汚染した。半端でない量をまき散らしたことは事実である。この事実を被告らは認めざるを得ないので、数値のごまかしを始めた。事故直後に行う緊急時環境放射線モニタリングをして、公表することになっていたが、これを止め、拡散予測図の発表を止めて国民の知る権利を妨害してしまった。この世論操作の過程で、国民が知らなければ生命を守れない情報「スピイディ情報」を止めた。さらに、最低限被ばくから健康を守るためにヨウ素被ばく防止対策に必要な「ヨウ素剤の予防服用」は、避難訓練で実施したにも拘わらず、予防服用を止めてしまった。菅総理はここで「大量の放射性物質が東日本全体に」まき散らすことがどのように影響があるのかを認識しているので、「しなかつた」「できなかつた」の言い訳を聞くわけにはいかない。ここに書いてあることは、空想をかいているとは考えられないでの、事実として受け止めることとする。

これに関連して許せないのは、福島県の事故対応である、福島県は加害者ではないので、被害者として県民と同じ目線で、立場で県民の避難を優先させて、県民を放射能の被害から守り、生活の場を作らなければならないのに、どこで道を間違えたのか県民と対峙してしまった。その後、スクリーニング基準を双葉町に断りもなく 10 万 cpm に引き上げる始末だ。またまた罪作りなのは、最初に山下俊一に 100 ミリシーベルト以下は影

響がないという摩訶不思議なことを言わせて、被ばく被害からの避難を妨害させてしまった。その後の調査では、福島県の妨害については認めていた節が見え隠れしている。

ここで菅総理が言う、東日本に降り注いだ放射能による被害は発症の如何によらず、精神的な影響を考えると膨大な数になっていることが窺える。

(注2) 多くの日本人が命を失い: 本件事故の深刻さから言うと、次のように心配する必要がある。放射能は見えない、臭わないからよいのではなく、危険なのである、過去の被ばく被害の実例を見ると、発症を明確に被ばくだと断定するのに現在の医学、科学では困難だと言われていて分からなことが立証されていない。しかし、核の健康被害は実際起きている。医学が追い付いていないのか、追いつかないようにしているのかは分からぬが、治療方法が確立しないのは、核を武器とするために被害の解明が留保されているとは考えにくいが、果たしてどうだろうか。疑問のある所。

私は事故前の感覚と事故後は違うのでさまざま不具合は被害だと感じて暮らしている。

(注3) 存亡の危機に陥ることは間違いない: 存亡危機はすでに訪れている、事故後政府を信じられなくなったので国は無くなってしまったと思っている。私が国と思うには、まず第一に、公務員は嘘をつかないこと、職権を悪用しないこと、国民を救済できること、つらいことを国民に押し付けないこと、出世のために上役に媚へつらわないこと、間違いないのない仕事をする事等を実施しているようなところに国家があると思っている。

本件事故後、目につき、鼻に突くのは公務員の見え透いたウソだ。事故前にはありえなかったウソが氾濫していて息が苦しい。私は町長の時、常に職員にウソはだめだ、嘘をつくなど言い続けていました、嘘をついた職員は処分をしてきました。長年の習性でまったく無くすることはできませんでしたが、私が言い続けることにより少なくなりました。現在、原発事故の被害の矮小化のために、オリンピックにことよせているようですが、国民の良識はちゃんと裏までお見通しです。下手な芝居は逆効果でしかないことを自覚することが、この国の存亡の危機から脱却する道だと信じています。

(注4) 逃げ出すことが許されるのか: 逃げることは許せません。しかし、菅総理の時に、あなたは逃げた。菅総理を中心に取りまいていた閣僚は、だれ一人、菅総理の地元軽視を止める者がいなかつたのは悲しく、悔しく思う。あなた方は逃げた、官邸の危機管理室から、執務室の小部屋に逃げた。大嘘をここでついている、22年の浜岡原発の総合防災訓練では、危機管理室においてあなたは、大畠経産大臣から、緊急事態宣言案を受け取り、防災大臣にも聞き、その場で緊急事態宣言を読み上げていたではないか。こんな大事なことを、誰も知らないからと、あなたは高をくくっていたが、そのウソはもう通じない。あなたは確実に国民を裏切り、騙した総理大臣だ。事故の対応に不正があったと断罪し、正しい組織の下に事故処理を行うことを求める。

(注5) 「最小不幸社会」実現: 不幸は不幸だ、最も最大も関係がない、不幸に変わりはない。

私と菅総理には大きな違いがあるようだ、私は工事屋だった、大きな材料が大事で小さな材料は大事でないという理屈は通用しない世界にいました。原発でいえば、毎日、多くのトラブル報告があったので、いつも幹部には注意をしていた。小さなミスを減らさないと、やがて大きな事故につながるから注意をしなさいと言い続けてきた。わかりましたと軽く私の警告を無視した結果本件事故が起きた。刑事裁判では、対策は不可能だったと言っているが、私がどのくらい注意を促し、指摘をしてきたか分からぬから無罪にしたが、私から言えば、注意を無視した結果起こした事故だと断言する。

劣化が始まるのは、脳から始まる、五感の気づき、目、鼻、耳、口、手から得る情報は膨大だ。これは現場ばかりではない、純粋ばかりでもない、雑音の無い世界は無知になる。同じもの同士だと、なれ合う、この行き先は腐敗である。やがて考えることもなくしてしまうと脳が腐り、その事も感じなくなる。これが日本の姿だ、原発事故は日本の夜明けにするチャンスだったが、経産省らの偽装工作によって、わが国の産業革命が遠のいてしまった。鯛は腐っても鯛はいいけれど、物理的には用なしだ。この腐った経産省がわが国の将来をつぶしている。腐ったと言えば、IAEA や ICRP、UNSCEAR なども腐臭がする。ここに集う連中は古い記憶で、新しい本件事故に挑んでいるが、歴史的には、彼らの背景、論理形成、科学というものは、本件事故において不要だ。彼らが主張している論理は、すべて本物でないデータを恣意的に書き換えているからだ。私に反論があるならば、受けて立とう。

不幸には最小とか最大との比較をしてはいけない。この比較は不等式で計算ができない、菅総理は脳を活性化して私と対峙してほしい、いつでも受ける準備はしている。

(注6) 原発事故も多くの人を不幸にする：まったくその通り。迷いはない。第一に、原発は直接立地地域を壊すこと、そして、被害者が多数出ること、社会を混乱に陥らせること、回復が望めない被害を与えること、加害者が生き残り、被害者たちは消滅すること、被害を食い物にする者がいること、加害者の金に群がる連中が出てきて、被害者を恫喝・脅迫する者が現れること、事故の処理費用を国民に負わせること、政治家は役に立たないこと等々多くの被害、損害を国民に与えて、核のゴミ処理まで負いかぶせるもので、国民を不幸にする塊だ。

(注7) 阻止するのは政治の責任である：正にその通り。反論はしない。菅総理は夥しいウソをつきました。政治の責任の通り、あなたは嘘の清算をしなければなりません、ニコニコしている場合ではありません。最初に、福島県民の避難の妨害の被害の弁償から始めてください。国会で様々な方から、叱責を受けていますね、反論は場違いで当たらない答弁をしていました。私は町が執るべき災害対応を不当な介入によって、情報を閉ざしたことによる公務を妨害されて、町民を被ばくさせてしまった損害を請求させていただきます。

以降、菅総理（当時）については、追って陳述を継続することにする。

(3) 双葉町長応接室の確認

私が原発行政でこれまで経験してきましたことで、「被ばく受忍論」の存在を感じたこともなく、考えさせられることもありませんでした。東電から「被ばくをさせるぞ」とは一度も聞いたことはませんでした。東電らはいつも、どこでも声高らかに「止める、冷やす、閉じ込める」という言葉を繰り返して被ばく加害を否定していました。

私は事故前に双葉町長応接室で東電に何度も確認しています。

ところが事故発生したら、枝野官房長官の記者会見で「直ちに影響がない」「念のため」と言い始めた時から、これは違う、何者かがこの事故を小さくさせようとしていることに気付き、私は強い警戒心に襲われました。注意しているとその何かが見えるようになりました、それは弱い指導者が使う手段でした。世間を欺くには見えなくすること、聞こえなくすること、話をさせなくすることでした。そうです、騙しの手法を国が取り入れたのです。

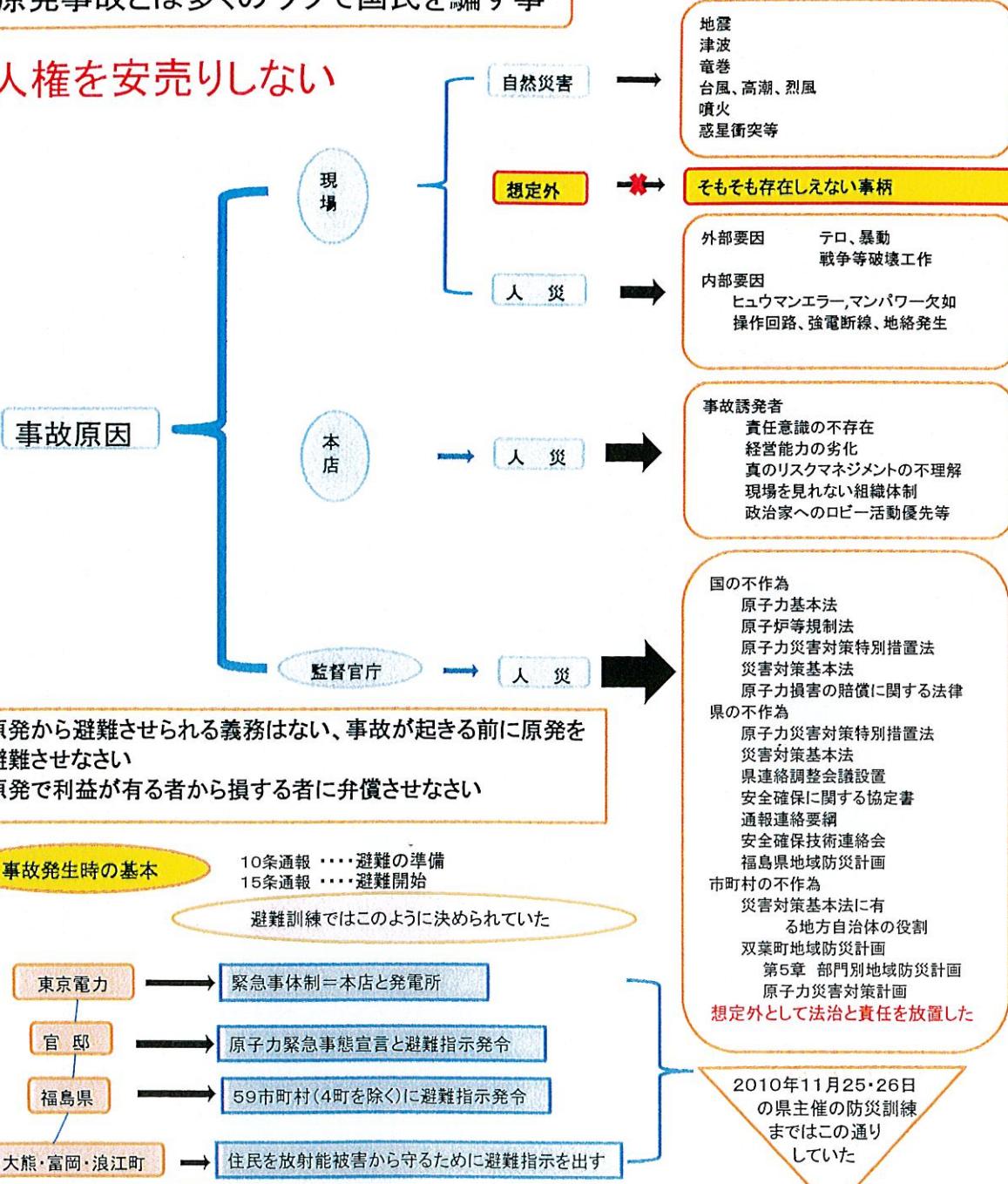
私たちを日光の三猿の状態に追い込んで、原子力利権者達が有利になるように世論を操作したのです。強い力を国民の救済に向けることなく、救済に汗をかくことを躊躇い、原子力産業の救済と推進のために事故の規模を小さく思わせているのです。

本当の放射性物質の放出量を知らせたら国内が騒然とします。政権はいっ�んに吹き飛びます、それを恐れた政権と同じ穴の貉たちが、自分の政治・行政的立場の保全のために利益相反関係者と繋がり、現在の状態になりました。(説明資料5：細野豪志新聞記事)

そこで、原告の立場としては、被告らが企んで作った放射線被ばく基準とかに左右させられないで、自分が安全だと考える数値を行政に要求する私的自治権を主張することです。これを言うのに前置きが長くなりましたが、私的自治権の解釈において、被告らの100ミリシーベルト以下は発症しないとか、20ミリシーベルト以下で住めという「悪意の第三者による勝手な解釈の押し付け」による被害に遭っていると裁判で主張してきました。

原発事故とは多くのウソで国民を騙す事

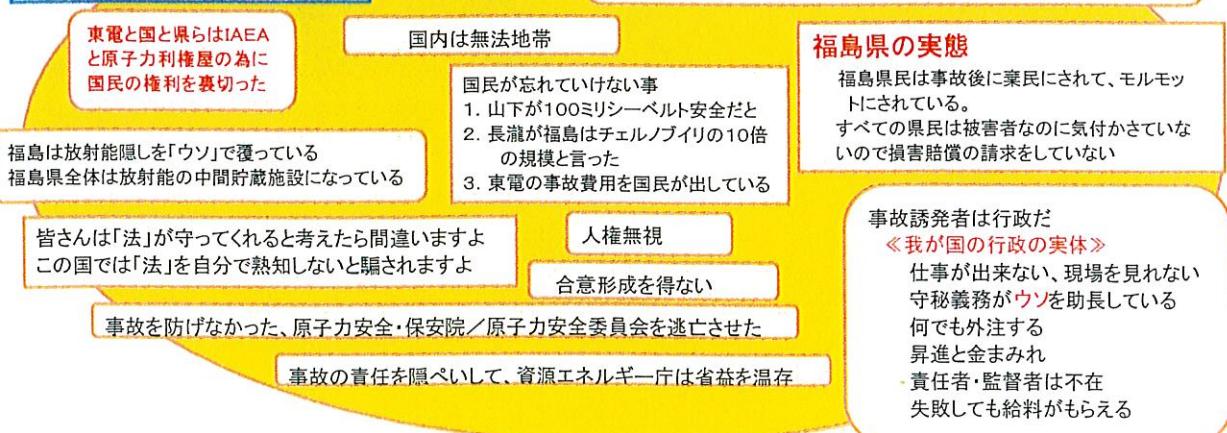
人権を安売りしない



福島の事故は騙しから始まった

スピーディ情報隠し、ヨウ素剤未

事故後の実態



5. 歴史から学ぶ

◆ JCO 事故とは、1999 年㈱ジェイ・シー・オー東海事業所の核燃料加工施設で作業中に溶液が臨界に達して暴走して、作業員 3 名が放射性物質に急性被ばくをした。このうち 2 名が死亡している、更に、付近住民 666 人が被ばくをした事故である。

*水戸地裁では以下のような判決が下り確定している。

㈱JCO	罰金 100 万円
東海事業所長	禁錮 3 年猶予 5 年罰金 50 万円
製造部長	禁錮 3 年猶予 4 年
計画グループ長	禁錮 2 年猶予 3 年
製造グループ職場長	禁錮 2 年猶予 3 年
計画グループ主任	禁錮 2 年 6 月猶予 4 年
製造グループ スペシャルクルー班長	禁錮 2 年猶予 3 年

*補償問題

① 補償の経緯

ア 臨界事故相談窓口の開設

- ・平成 11 年 10 月 5 日
- ・「県民相談センター」(県庁)、「臨界事故相談窓口」(県北地方総合事務所)
- ・補償関係相談件数：140 件 (合計 5,253 件中)

イ JCO 臨界事故補償対策室の設置

補償請求者と事業者の話し合いがスムーズに行われるよう受付窓口の設置や職員立ち合いによる話し合いを実施

- ・設置：平成 11 年 12 月 10 日
- ・室長：理事兼政策審議官 (専任職員 12 名)
- ・補償仮払いに係る受付作業 (受付件数：2,722 件、仮払い金額：約 53.6 億円)

ウ JCO 臨界事故補償対策連絡会議の設置

- ・平成 11 年 12 月 10 日
- ・県、9 市町村、関係 20 団体との連絡調整 (計 5 回開催)

②補償金の確定状況

補償合意状況 (平成 21 年 11 月 30 日現在、JCO 公表資料)

①被害申し出総数	8,018 件
②除外件数 (取下げ、請求意思なし等)	1,035 件
③補償対象件数 (①-②)	6,983 件
④合意件数	6,982 件
合意率 (④/③)	99.9%
合意金額	154.0 億円
⑤未合意案件 (③-④)	1 件

*オフサイトセンターの機能と体制について

この臨界事故の反省から「原子力災害対策特別措置法」が作られ、原発事故が発生した場合に速やかに対応するために創られた。

○国、県、市町村、発災原子力事業者等の関係者が一堂に会する応急対策の拠点

- ・応急対策を行う関係者・関係機関が情報を共有し刻々と変化する事態の認識を共通化する。
- ・原子力に関する専門的・技術的判断を要する国が関与すべき基本的な応急対策についてその実施を検討・協議・決定をする。
- ・オフサイトセンターでの決定事項、事故状況や応急対策の実施状況などの基本情報の発信をする。

○基本的な応急対策の決定

ア 事故を終息させるための対策の検討・協議・決定

- ・発災原子力事業者が、原子力緊急時支援・研修センターや（財）原子力発電技術機構 緊急時対策支援システム（ERSS）等の協力を得て、事故の状況を分析し進展予測を行い、国の指導のもと事故終息計画を作成する。
- ・国及び発災原子力事業者は、事故終息計画を合同対策協議会に報告する。
- ・発災原子力事業者が、原子力緊急時支援・研修センター等の協力を得て、事故を終息させる。国は、その結果を確認する。確認後、国及び発災原子力事業者は、合同対策協議会に報告する。

イ 住民がとるべき行動の基本的指針の検討・協議・決定

- ・（財）原子力発電技術機構の緊急時対策支援システム（ERSS）等を踏まえ、放射性物質の放出量を予測する。
- ・放出量予測、気象条件等を踏まえ、（財）原子力安全技術センターが「緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI ネットワークシステム）」を用いて予測線量の地域分布を計算・推定するので、その結果を収集する。
- ・予測線量の地域分布を踏まえ、合同対策協議会に諮って、以下の応急対策を決定する。
 - －避難・屋内退避等の措置の決定・解除
 - －ヨウ素剤の服用（開始、中止）・回収の決定

*健康問題

茨城県が、JCO 事故関連周辺住民等の健康診断を行っている対象者は、「(1) 評価された線量が 1 ミリシーベルトを超える者で健康診断を希望する者。(2) 事故時の避難要請区域内の住民及び施設周辺の一時滞在者などで、健康相談において医師が必要と認められた者。(3) 省略。」となっている。この健診は、現在まで続いていることに注目したい。

原告は、原因の因果関係の調査分析に多くの時間をかけてきた歴史がある。

6. 原子力安全・保安院のカタログ（説明資料6）

原子力安全・保安院の都筑保安検査官事務所長が双葉町役場に持参して説明してくれた資料がこれです。

まず、1 頁に「妥協を許さない厳しい眼差し」として、国民の皆様のエージェント（代理人）と

して、原子力の安全を厳しく監視しますと言っています。保安院の職員は公務員です、ウソや偽りは許せません、まして公務に励むことは公務員法に定められていますので当然のことを言っていました。「強い使命感、業務遂行の透明性、科学的・合理的な判断、中立性・公平性」このことも当たり前。2~3頁には、「原子力の安全確保の中心にNISA」がいます。これも保安院の立場からすれば当然のことです。6~7頁には、段階に応じて、要所を押えた安全規制を行っています。「立地・設計、建設、運転、廃止措置」それぞれに安全規制を行う専門の機関が、ここに示していることと違うことをすることは許されません。ではどうして、地震で壊れ、津波で壊滅したのか疑問がわきます。

立地調査と設計が満足でなかったから壊れたのです、変電所の碍子の支持が地震に弱かった、送電線の鉄塔が地滑りで倒壊したことは基礎の根入れが十分でなかったからでしょう。津波で浸水して電源喪失したのは、津波対策の設計が十分でなかったからとその後に判明した津波地震対策をさせなかつたからでしょう。これらの不都合を立地に隠ぺいして、発電所の運転を止めさせられることを恐れて本当の事を隠していたからです。

このカタログに示していることを実行していたら、本件事故で双葉町と町民が有している権利の全てを壊すこともなく、発電所も修復が可能ではなかつたかと考えられます。壊れました、壊されました、事故の原因のもとを質せば、このパンフレットに記載していたことを誠実に行っていなかつたからです。このパンフレットを私は信用していましたので、本件事故の発生は想定外でした。事故の責任は第一義的には東京電力ですが、原子力安全・保安院の積極的不作為は同じく第一義的な加害者だと確信しています。

7. 平成22年度版 福島県原子力行政のあらましでは（説明資料7）

「福島県原子力行政のあらまし」から見る事故後との比較、「はじめに」に登場する佐藤節夫生活環境部長は、本件事故後に「私がSPEEDI情報を止めましたと、」県議会全員協議会において吉田栄光福島県議の質問に答えています。佐藤部長は止めてはいけなかつたのです、原子力安全の担当部長が、県民の命を守らなかつたと証言する始末です。県知事は彼を処分しなければならなかつたのですが、どのような処分がされたのか興味があります。

8頁には、安全確保協定に関する協定締結について説明されています。この中で注目して頂きたいのは、事前了解と通報連絡義務が説明されています。しかし、本件事故は、事前了解も、通報連絡義務も果たされたとは考えていません。ベントについての事前了解はしていません、まして、1号機の爆発予測の通報連絡も届いていませんでした。この時、官邸らはこの状況を把握していくながら、行政ルートで知らせてきませんでした。後段に出でてきますが、議員の質問に対し枝野官房長官は記者会見で話していたので、周知はしていると答えています。周知というものは届いていることを確認してからいうものであって、届いているかを確認するのが行政ルートというものなのに、彼らの言い訳は、届けなかつた不作為の責任放棄を認めていることに繋がっています。

9頁には、環境放射能監視測定体制の解説があります。常時監視体制ですが、事故時にこそ、なぜ、この監視機器からの情報を県民に知らせなかつたのでしょうか？大きな疑問があります、

県民を裏切ったとは考えたくないですが、公表しなかった事実を変えることはできません。

10 頁には「SPEEDI」について説明しています。平成二十三年三月十一日二十三時四十九分に国から最初の「SPEEDI」情報が届いていたのに、どうして県民には届かなかったのでしょうか。ここで福島県民は大きな不安を抱くようになりました。正確で無くても良いのです、あくまで予測ですから、発電所の不具合に責任を転嫁していますが、それは「SPEEDI」を隠さなければならない別の理由の存在を疑わなければなりません。因みに 11 日には双葉町には届いていません。

12 頁には責任の流れが明記されています。「SPEEDI」情報を先の佐藤部長で止められない体制をよく見て下さい。

17 頁は表を見て下さい。ここに書かれている数値は単に書かれているものではありません。過去の数値として見て下さい。

28 頁には、事故前に原発周辺の住民に配布されていたパンフレットの紹介です。

29 頁では、原子力防災計画の策定の経緯の解説がされています。他地域、他国の核施設の事故事例に学んで計画が策定したと福島県は言っています。ウラン加工施設臨界事故を反省にしてできた「原子力災害対策特別措置法」と解説しています。福島県はこの経過を知っています、茨城県では 1 ミリシーベルト以上の環境にいた人で、希望者は現在でも健康診断が受けられます。もっと大きな被ばくの影響を受けている県民を抱える福島県はどの様な理由で 1 ミリシーベルトについて後ろを向いているのでしょうか？意図的なのか、知らないのか分かりませんが、茨城県の実績を福島県民は知るべきです。福島県内の自治体は知らないふりをいつまでも続けられません。

30 頁では、事故に立ち向かう体制を説明しています。

31 頁から 34 頁までは、災害対策を表にして見やすくしてあります。32 頁の 4 から 16 までは事故の防災対策・体制が明記されています。

33 頁の第 3 原子力応急対策計画として 1 から 13 まで細かく説明されています。34 頁では、第 4 原子力災害復旧計画を記載しています。ここが問題です、県が原災法を解釈するに当たり、被害者本人の意向確認を省いています。所謂それぞれが受けた県民の被害の聞き取りや、希望・要求を取り入れる行為がすっぽり抜け落ちています。原発事故が起きて原因者の事業者と国は、責任を取らないようにシナリオは作られていません。

8. 刑事裁判から学んだ損害「判決要旨（説明資料 8）」

被告勝俣氏、被告武黒氏、被告武藤氏らは、2019 年 9 月 19 日 東京地裁で無罪の判決を勝ち取りました。本件事故は我が国に深刻な影響を与えました、深刻な影響とは、原発はいったん暴走すると、人為的に制御が出来ない装置で、国民に甚大な被害を発生させたのです。暴走しないように人為的にできないことも証明しました。更に発電所が壊れ、発電所周辺の地域まで壊すことを証明しました。発電所周辺の地域を壊して、住民の生命、身体、生活基盤の家屋、生業、コミュニケーション、伝統文化、歴史の継続、生きがい、希望、安らぎ、楽しみ、趣味、夢、未来、家庭の営み等を含むすべてを、根こそぎ壊すことを世界中に知らしめました。そして壊れた戦車が制御不能になり、人道という道を踏み外し、家や人々を踏み潰すような壊し方をするものだと

いうことを、知ることができました。その上、被害者は政治家と官僚たちによって日本社会の片隅に追いやられ、話をすることも、相談することも、拒まれ阻害されることをいやというほど知りました。

最近疲れがひどい為かこんなことを考えるときがあります。「流しそうめんの上流に、腹をすかした官僚と東京電力ら原子力産・学たちが構えていて、流れてくるそうめんを取り放題にしていて、下流にいる被害者にそうめんが届かないように、そうめんの流し方を調節しているのが政治家のよう見える」と考えるのは、被ばくによるぶらぶら病のための被害妄想かもしれない。

本件事故を受けて、私の人生は変わった。猜疑心が異常に高まってしまった、昼間も、寝ているときもいつも考え方をしているので非常に疲れる。

事故前の私も疲れていた、町長に休日は無かった、24時間、365日勤務体制にしておかなければならなかつた。自分の体は自分だけのものではなく、公人として整えておかなければならなかつた。双葉町の絶対一人なので全ての公務に対応していた。しかも、町の長として、たつた一人の最終責任者でなければならなかつた。しかし、事故前の疲れ方と現在の疲れ方の性質は確実に違う、達成感のある疲れ方と騙され続けて悔しさが残る疲れ方ではプラスとマイナスの違いがある。

さて、判決要旨の13頁5行目から始めて重要な疑問箇所を抜き出すと、

①「そうすると、結局のところ、本事件を回避するためには、本件発電所の運転停止措置を講じるほかはなかつたということになる。」

※原告井戸川の解釈：発電所を止める考えは当たっている、双葉町長としても当然そうさせた。

しかし、できなかつたのは、津波地震の情報が隠されていて完全に隠蔽されていたからできなかつた。津波で発電所が壊れるとか壊れないとかよりも大事なのは、予防であつて結果を見てからではない。双葉町は東電と結んでいる安全確保協定に基づき当然危険排除のために、発電所の運転を停止させることを優先させた。これをさせなかつたことで本件事故を引き起こした。後付けの言い訳や、申し開きは何の役にも立たない。発電所を壊し、双葉町を壊した言い逃れは存在しない。

②「そして、運転停止措置を講じるべきであった時点について、指定弁護士は、原子炉停止後の燃料の崩壊熱の発生量等を踏まえ、遅くとも平成23年3月初旬（より具体的には3月6日）までに運転停止措置を講じていれば、本件事故を回避することができた旨主張している。」「したがつて、本件において問題となっている結果回避義務は、平成23年3月初旬までに本件発電所の運転停止措置を講じること、これに尽きていることとなる。」

※原告井戸川の解釈：ここは理解に苦しむ、「結果回避義務は、平成23年3月初旬までに本件発電所の運転停止措置を講じること」に断定することは本当ではない。この判断以外に結果回避義務がないとは言い切れないと思う、すでに2008年には15.7mという津波の高さが子会社から報告されているので、この時にこの報告が双葉町に届いていれば、当然運転の停止を求めたので、冷却装置が健全な状態で崩壊熱は十分に除去できていた。

したがって裁判長の判断は明らかに、事故を擁護しているとしか考えられない、不当な言いがかりであり、立地周辺の市町村の言い分を聞かず、侮辱しているとしか考えられない。

③「原子炉内には人体に悪影響を及ぼすおそれのある放射線を放出する放射性物質が多量に存在しており、原子力発電所で事故が発生すれば、放射性物質が施設外へ漏えいし、施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、甚大な被害をもたらす恐れがあることは、公知の事実と言つてよい。」

※原告井戸川の解釈：「原子力発電所で事故が発生すれば、放射性物質が施設外へ漏えいし、施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、甚大な被害をもたらす恐れがあることは、公知の事実と言つてよい」と言つているのは事実に間違ひがないところ。よつて、UNSCEAR等の推計値という幻の数値を使つて、放射能の被害が無いという報告を、正しい報告と政府、福島県が主張しているが、検証のできないものになつてゐると、多くの人から指摘を受けているので、UNSCEARの報告は偽証の疑いがあるので反論を待ちたい。

④「しかしながら、他方において、東京電力は、電気事業法に基づいて電力の供給義務を負つてゐるところ、現代社会における電力は、一定の地域社会における社会生活や経済活動を支えるライフラインの一つであつて、本件発電所はその一部を構成しており、本件発電所には小さくない社会的な有用性が認められ、その運転停止措置を講じることとなれば、ライフライン、ひいては当該地域社会にも一定の影響を与えるということについても考慮すべきである。」

※原告井戸川の解釈：ここでは裁判長は現場を見ていないからこのようないふしが言える。ここ
の部分はいくら裁判長であつても許されない言葉だ。この文章全体の解釈から反論すると、
大消費地のために発電所の立地は、事故は引き受けろと解釈できる論調になつてゐる。
違う言い方をすれば、大消費地は無事で、生産地は無事でなくてもよいと確実に言つてゐる。
なんだこの言い方は、立地に対する挑戦で、蔑視をしている言い方だ。この裁判長は裁判官
ではない、東京電力の回し者ではないか。事故で苦しい思いをさせられて、その上、この
裁判長にバカにされてしまった。

14 頁

⑤「また、本件で問題となっている結果回避義務は、本件発電所の運転停止という作為義務を内容とするものであるから、その作意がどのような負担、困難等を伴うものであるのかについても、作為義務を課す前提となる作為の容易性又は困難性という観点から、考慮して然るべきと考えられる。」

※原告井戸川の解釈：「その作為がどのような負担、困難等を伴うものであるかについても、作為義務を課す前提となる作為の容易性又は困難性という観点から、考慮して然るべき」とは容易に解釈できない。発電所に及ぼす危険について、排除を考えれば当然負担を伴うことは明確だ。危険排除をしないとその先に待つてゐるのは負担どころではない損害が発生

する。それは、信用を失うことに繋がり、同意・合意、承認ができなくなる。発電所の場合には、運転が止まってしまう。困難でもそれをしないと運転ができなくなる危険性のほうがよほど大きくなる。地元の信頼関係がいかに大切なもののか、知らないからこのような稚拙な判決を書くことができたのだろう。

この判決は作文の範疇を超えていない、至って素人が書いたとしか解釈できない。地元の同意という重みは、経験のない者には分からぬ。私を侮辱している判決だ。

⑥「前記のような結果の重大性を強調するあまり、その発生メカニズムの全容解明が今なお困難で、正確な予知、予測に限界のある津波という自然現象について、想定し得るあらゆる可能性を、その根拠の信頼性や具体性の程度を問わずに考慮して必要な措置を講じることが義務付けられるとすれば、法令上、原子力発電所の設置、運転が認められているにもかかわらず、原子力発電所の運転はおよそ不可能ということとなり、原子力発電所の設置、運転に携わる者に不可能を強いる結果となるのであって、もとより指定弁護士の主張もそのような前提に立つものとは思われない。」

※原告井戸川の解釈：裁判長は、事故は予測できないから我慢しろ、これ以上安全を要求すると原子力発電所は運転できなくなると言ったが、本件事故のような事故が、福島県外のどこかで起きた場合、このような地元に犠牲になれという判決が出たら、私は全国の原発を止めさせた。私は全国原子力発電所所在町協議会の副会長として、福島の原発を始め全国の発電所所在地がこの判決のように、消費地のために犠牲になれという電力会社を呼びつけ真意を確かめ、資源エネルギー庁に押しかけていただろうと考える。

「運転に携わる者に不可能を強いる結果～」とはなんと呑気に言えるもんだ。私たち立地の自治体を余りある侮辱をしている。私たちは、絶えず電力会社には安全という言葉を投げかけ、その監視をしていた。何も電力任せだけではなかった。本件事故は、隠蔽によって起きた事故なのである。隠蔽した者の責任を問う方が、よほど簡単に判決ができるだろう。裁判長は目をそらして、論外を論じて、論外な判決を行った。私はこの判決で、さらに事故への怨念がめらめらと燃え上がってきた。

⑦「結局のところ、前記のような本件における結果回避義務の内容、性質等を踏まえ、原子炉の安全性についての当時の社会通念を中心として、平成23年3月初旬の時点までにおいて、どのような知見があり、本件発電所の安全対策としてどのような取組が行われ、本件発電所がどのような施設として運用してきたのかなども考慮した上で、これを決するほかないとすべきである。」

※原告井戸川の解釈：当時の社会通念とは誰が、どこで、なにを、どう考えていたのかが示されないと解釈ができない。私は23年3月初旬において、予見可能性とか結果回避義務とか考えたことはなかった。22年3月以降、福島県と双葉郡はブルサーマルの受け入れを協議していて、東電と保安院から提出されている文書を見ていた、提供された文書には津波が15.7mの高さを想定されていると記載されれば、予見が可能だったが、東電と保安院から提出された文書には、「問題ありません」と報告されれば、疑う余地はなか

った。「本件発電所の安全対策としてどのような取り組み」といえば、私たち双葉郡の首長に津波地震対策を求めさせないように、ウソをついていただけだった。「本件発電所がどのような施設として運用されてきたのか」といえば、津波に飲み込まれる施設だったことは、言葉はいらない、壊れる施設だったことはご存知のことだ。どこから見てもおかしい判断である。

9. 被害と損害の主張

1. 被害とは

ア 東京電力株式会社から受けた被害（本文添付資料参照 34 頁）

*「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保^(注1)に関する協定書」を抜粋して解釈を述べる。

（関係法令の遵守）

第1条には、丙は、発電所の建設及び保守運営^(注2)に当たっては、発電所から放出される放射性物質^(注3)及び温排水による周辺環境の汚染防止^(注4)と安全確保^(注5)のため、関係法令及び原子炉施設保安規定^(注6)を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう^(注7)万全の措置を講ずるものとする。」と規定されている

2には、「丙は、原子力発電施設の安全性^(注8)及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守^(注9)の各段階にわたる品質保証活動^(注10)を、請負企業等を含め積極的に行うものとする。」となっていました。

（注1）：「安全確保」この事故前の大変な約束は、地元双葉町と東京電力が「略称・安全確保協定」として長年継続してきたものである。事故後、原子力安全・保安院の職員が構成する政府の原発被災者生活支援チームは、「安心」という錦の御旗を振りかざし、発電所周辺の住民に事故前には聞いたことがなかった線量基準を突如 20 ミリシーベルト以下は「安心」領域にしたが、この協定にあるように「安心」の言葉ではなく「安全確保」でなければ通用しない。したがって、20 ミリシーベルトを押し付けて、賠償基準に使うことも、避難解除の要件ではないことは明瞭だ。

【安全確保協定に反している】

（注2）：「建設及び保守運営」について、東電は地震と津波は想定外だと各地で主張しているが、それはまったく当たらない。まず建設においては、事故の詳細がまだ隠されているので判断できない。保守運営については、これまで地元の信頼を裏切ってトラブル隠しをしてきて、発覚し経営者が責任を取り退陣をしている。これらについて東電は、必ず反省します、なんでも隠さず公表しますと、何回も言い訳を言ってきたことが、本当であるなら今度の事故が起きたかった。

【安全確保協定に反している】

（注3）：「発電所から放出される放射性物質」は事故発生以来今日まで出し続けている。

【安全確保協定に反している】

(注 4) : 「汚染防止」はコントロールされていない状態になっている。

大気中と海水中に出続けている、冷却水の放射性物質の除去は行き詰っている。

【安全確保協定に反している】

(注 5) : 「安全確保」は最重要だ、では現在、周辺地域は安全確保がされていないではないいか。

【安全確保協定に反している】

(注 6) : 「原子炉施設保安規定」

未確認

(注 7) : 「周辺地域に被害が及ぼさないよう」となっているが、高濃度の放射能汚染を発生させた。また中間貯蔵施設がつくられたことは大きく影響を受けていることになる。町と人生を壊し、町に住めないようにされた。衣食住を全て買わなければならぬないようにされた。家族がバラバラにされた。国からバカにされた。

【安全確保協定に反している】

(注 8) : 「原子力発電施設の安全性」

「止める、冷やす、閉じ込める」はウソで、まるで張子の虎のように簡単に壊れた。どこが安全だったのか証明して欲しい。

【安全確保協定に反している】

(注 9) : 「設計、製作、施工、運転及び保守」

全部だめだった。完了検査をした旧通産省の責任は甚大である。

【安全確保協定に反している】

(注 10) : 「品質保証活動」

品質保証は偽装だった、壊れるようなものを作り、安全だと嘘をついていた。

【安全確保協定に反している】

(計画等に対する事前了解)

第 2 条には、丙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2. 甲及び乙は、丙から前項に規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

解釈 : 東電は国と津波対策の議論をしていて、双葉町に報告しなかったのは信義則に反しているので絶対許さない。

(通報連絡)

第 3 条には、丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとする。

2. 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

解釈 : 事故前に津波対策について連絡が無かったので、事故を惹起したと考えている。事故前の状態に双葉町を戻すことを強く求める。

(立ち入り調査)

第 8 条には、甲又は乙は、次に掲げる場合は、発電所への立ち入り調査を行うことができるものとする。

- (1) 発電所周辺の環境放射能及び温排水等に関し、異常な事態が生じた場合
- (2) 発電所の保守及び管理の状況について特に必要と認めた場合

2. 前項に規定に基づき立ち入り調査を行うときは、甲又は乙は、あらかじめ丙に対し、立ち入り調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする

解釈：平成 24 年 3 月 7 日 事故現場に立ち入り検査をおこなった。それは、平成 23 年 12 月 16 日 野田総理大臣が突然原発事故の収束宣言を発出したので、原発行政に取り組んできた井戸川には信じることができなかったので、現場に行き事実を確認するために行った。
現地で待ち受けた小森常務以下社員が応対した、事故の収束を確認したいと言ったら、「していません」と答えた。野田総理大臣は国民にウソをついたことを確認した。

(適切な措置の要求)

第 10 条には、甲又は乙は、第 8 条第 1 項の規定に基づく立入調査の結果、安全確保のための特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、国を通じ丙に適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、特に必要な場合は甲又は乙から直接丙にこれを求めるができるものとする。

2. 丙は、前項の規定に基づき甲又は乙から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。

解釈：在任中、正確な情報提供を求めた、虚偽の報告をいさめた。

(連絡会議の設置)

第 13 条には、甲及び乙は、周辺の安全確保に関し緊密な連絡を保つため、地元関係町とともに福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2. 連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

解釈：周辺の安全確保に関し緊密な連絡となっていたが、津波対策は完全に隠蔽されていたことが事故後の様々な資料から判明している。この協定破りの要がここに現れている。本件裁判の重要証拠として提出済みなので判決文に明記して頂きたい。

(損害の補償)

第 12 条には、発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって保証するものとする。

解釈：賠償問題で現在、東電は、政府を盾にして居直っている。町民からは東電は払えないと上から目線で、高ぴしゃにはねつけていると聞く。誠意は感じられないと聞いているが本当か、そのようなことはこの協定から断じて行ってはいけない。誠意を示すべきだと考えている。

平成 3 年 3 月 18 日

甲 福島県知事
乙 双葉町長
大熊町長
丙 東京電力株式会社
取締役社長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所
周辺地域の安全確保に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）、双葉町及び大熊町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺地域住民の安全の確保を目的として次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守等）

- 第1条** 丙は、発電所の建設及び保守運営にあたっては、発電所から放出される放射性物質及び温排水による周辺環境の汚染の防止と安全確保のため、関係法令及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。
2. 丙は、原子力発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動を請負企業等を含め積極的に行うものとする。

（計画等に対する事前了解）

- 第2条** 丙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更しようとするとときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。
2. 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

（通報連絡）

- 第3条** 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとする。
2. 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（放射能の測定等）

- 第4条** 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺（以下「周辺」という。）の環境放射能及び温排水等の調査測定を実施するものとする。
2. 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、甲及び丙が特に必要と認めたときは、環境放射能及び温排水等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。

（技術連絡会の設置）

- 第5条** 甲、乙及び丙は、環境放射能の測定計画の策定及び測定結果の評価・解析に関する事項並びに発電所の安全確保及び信頼性向上に関する事項について協議を行うため、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（以下「技術連絡会」という。）を設置するものとする。
2. 技術連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
3. 特に必要があると認めるときは、技術連絡会に学識経験者等を出席させることができるものとする。

(測定結果の提出)

第6条 甲及び丙は、第4条の規定に基づき実施した環境放射能の測定結果を技術連絡会に提出するものとする。

(測定結果の公表)

第7条 第4条の規定に基づき実施した環境放射能の測定結果は、技術連絡会の評価を経たのち、甲が公表するものとする。ただし、技術連絡会の審議を経ることができない緊急な事情があるときは、甲、乙及び丙は相互に連絡のうえ公表するものとする。

(立入調査)

第8条 甲又は乙は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

- (1) 発電所周辺の環境放射能及び温排水等に関し、異常な事態が生じた場合
- (2) 発電所の保守及び管理の状況等について特に必要と認めた場合
2. 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲又は乙は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第9条 甲又は乙は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う環境放射能の測定、発電所の保守及び管理、その他発電所の安全確保に関する事項について、状況確認を行うことができるものとする。

2. 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲又は乙は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第10条 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づく立入調査の結果、安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、国を通じ丙に適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、特に必要な場合は甲又は乙から直接丙にこれを求めるものとする。

2. 丙は、前項の規定に基づき甲又は乙から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(立入調査を行う者及び状況確認を行う者の選任)

第11条 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づき立入調査を行う者及び第9条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲又は乙の職員の中からそれぞれ選任するものとする。

2. 甲又は乙は、前項の規定により選任した職員に対し、身分証明書を交付し、立入調査等の際はこれを携帯させるものとする。
3. 身分証明書の様式は、甲又は乙がそれぞれ別に定めるものとする。

(損害の補償)

第12条 発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償するものとする。

(連絡会議の設置)

- 第13条** 甲及び乙は、周辺の安全確保に関し緊密な連絡を保つため、地元関係町とともに福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。
2. 連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(協力の要請)

- 第14条** 連絡会議がその運営にあたって丙に協力を求めた場合は、丙はこれに応ずるものとする。

(協定の改訂)

- 第15条** この協定に定める各事項につき改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。
2. 甲又は乙は、前項の規定による改訂を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

- 第16条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

1. この協定は、昭和51年4月1日から実施する。
2. 福島県と東京電力株式会社が昭和48年2月19日締結した原子力発電所の安全確保に関する協定は、昭和51年3月31日限り廃止する。

附 則

この協定は、昭和57年3月30日から実施する。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から実施する。

この協定成立の証として、協定書4通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保有するものとする

平成3年3月18日

甲	福 島 県 知 事
乙	双 葉 町 長
	大 熊 町 長
丙	東京電力株式会社 取締役社長

原子力発電所に関する通報連絡要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づきこの要綱を定める。この要綱において甲、乙及び丙とはそれぞれ次の機関をいうものとする。

甲 福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター

乙 双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、南相馬市及び浪江町

丙 東京電力株式会社福島第一原子力発電所

東京電力株式会社福島第二原子力発電所

第一 連絡事項

1 丙は、甲及び乙に対し次の事項を定期的に連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の試運転、定期検査（燃料取替を含む。）の実施計画及びその実施結果
- (3) 発電所の保守運転状況
- (4) 発電所の工事計画の概要
- (5) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況
- (6) 使用済燃料の保管状況
- (7) 品質保証活動の実施状況

2 丙は、甲及び乙に対し次の事項を事前に連絡するものとする。

- (1) 新燃料及び使用済燃料を輸送するとき。
- (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。
- (3) 協定第2条の規定による事前了解の対象となるものを除き、原子炉等規制法に基づく施設の設置、変更をしようとするとき。
- (4) その他必要と認められる事項

3 丙は、甲及び浪江町を除く乙に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項に基づき丙が定めた原子炉施設保安規定の緊急事態を発令したとき。
- (2) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- (3) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (4) 原子炉を起動し、及び停止したとき。
- (5) 発電機を並列し、及び解列したとき。
- (6) 原子炉施設に故障があったとき。
- (7) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。
- (8) 原子炉内で異物を発見したとき。
- (9) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- (10) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (12) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。ただし、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。

- (13) 敷地内において火災が発生したとき。
- (14) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (15) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (16) その他必要と認められる事項

第二 運絡体制

1 送受信者及び取扱い責任者の選任

甲、乙及び丙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、丙は、送信について送信先別に正副の通報連絡担当者を定め、甲及び乙に通知しておくものとする。

第1送受信者

第2送受信者

第3送受信者

取扱い責任者

2 連絡方法

- (1) 連絡事項のうち1及び2の事項については原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する事項及び中間報告等については電話又はファックスで連絡するものとする。
- (2) 連絡事項のうち3については原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。
- (3) 前2号の文書の宛先等は、甲は福島県生活環境部長、乙は町長及び市長、丙は発電所長とする。
- (4) 連絡の経路は、おおむね次のとおりとする。

ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る事項

- (7) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所は直接次の機関に連絡する。ただし、第一の3に規定する事項については、富岡町及び楢葉町にも連絡する。

福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター、双葉町、大熊町及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所

- (1) (7)の連絡を受けて、福島県原子力センターは南相馬市及び第一の3に規定する事項を除き浪江町に連絡する。同様に東京電力株式会社福島第二原子力発電所は第一の3に規定する事項を除き、これを富岡町及び楢葉町に連絡する。

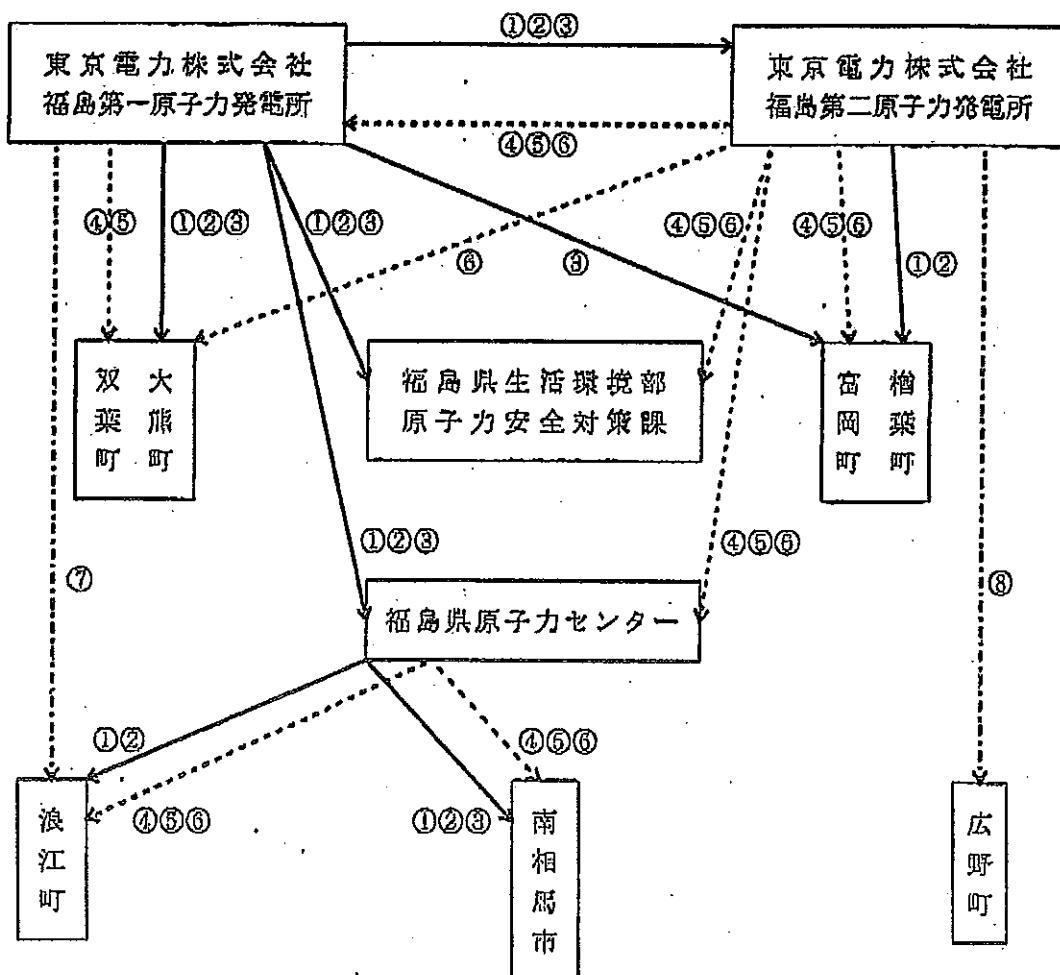
イ 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に係る事項

- (7) 東京電力株式会社福島第二原子力発電所は直接次の機関に連絡する。ただし、第一の3に規定する事項については、双葉町及び大熊町にも連絡する。

福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター、富岡町、楢葉町及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所

- (1) (7)の連絡を受けて、福島県原子力センターは南相馬市及び浪江町に連絡する。同様に東京電力株式会社福島第一原子力発電所は第一の3に規定する事項を除き、これを双葉町及び大熊町に連絡する。

(参考図)



→ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関する連絡経路

- ①「定期的に」連絡する事項(要綱第一の1の事項の連絡経路)
- ②「事前に」連絡する事項(要綱第一の2の事項の連絡経路)
- ③「発生後直ちに」連絡する事項(要綱第一の3の事項の連絡経路)

→ 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に関する連絡経路

- ④「定期的に」連絡する事項(要綱第一の1の事項の連絡経路)
- ⑤「事前に」連絡する事項(要綱第一の2の事項の連絡経路)
- ⑥「発生後直ちに」連絡する事項(要綱第一の3の事項の連絡経路)

→ 別に締結された通報連絡協定による連絡経路

- ⑦⑧(要綱第一の3に規定する事項に相当)

3 連絡送受信簿の備え付け

甲、乙及び丙は、それぞれ下記様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

様式1(一般用)

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年　月　日　時　分	送信者
受信日時	年　月　日　時　分	受信者
(連絡内容) 件名		

様式2(事故・故障等発生時第一報用)

第一報

送信日時	年　月　日　時　分	送信者
受信日時	年　月　日　時　分	受信者
[件名] [発生場所] [発生日時] [電気出力] [発生時の状況] [放射能の影響] [ECCS系の状況] [その他の事項]		

4 通報連絡担当者会議

甲は、円滑な通報連絡体制を維持するため甲、乙及び丙の通報連絡担当者からなる連絡会議を開催するものとする。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和51年6月1日	一部改正
昭和53年4月1日	一部改正
昭和57年3月30日	一部改正
昭和60年12月27日	一部改正
平成元年4月1日	一部改正
平成3年4月1日	一部改正

附 則

この要綱は、平成5年1月22日から実施する。

平成6年4月1日	一部改正
	附 則

この要綱は、平成10年4月22日から実施する。

平成13年4月25日	一部改正
平成14年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成18年1月1日	一部改正
平成20年4月1日	一部改正
平成22年8月1日	一部改正

10. 被告らに言いたいこと

✧ 被告東電へ

* 勝俣社長は、双葉町並びに双葉郡に来た時なんて言っていたのかお忘れですか、東京電力の総責任者として、社長としてあなたの言葉を受け止めています。

平成14年のトラブル隠しが発覚して、双葉郡の10基の発電所を止めざるを得ない状況は、すべてあなたの会社に原因がありました。この時の経営責任者は辞任しました、この後を受けてあなたは社長になられて福島県、双葉町並びに隣接町を訪れて謝罪をし、再発防止に全力で取り組みますと誓いました。

しかし、この時はすでに津波地震の問題を国と東京電力は話し合いをしていました。このことは反省に含まれず、都合よく地元の立地町を騙していたのです。この後も何度も顔を合わせていましたが、平然と嘘をついていました。一般的に嘘は仕事したことにはなりません。例えば、嘘の設計図で家を建てようとしても、建てる事はできません。架空の図面で実在させることは、法を顧みず、規格基準に適合せず、寸法もありませんので、土台無理なことは誰の目にもわかることです。

なので、津波は想定外です、予見できませんでしたと裁判では主張し、勝訴しましたが、それは、裁判長が地元と貴社の関係を知らないから判示できただけのことです。私たちの主張を見ないで出しただけの話で、本当の勝訴ではありません。私たちと貴社との経緯を知らないからできただけです。物理的には、私たちは事故で全部壊されました。精神的にも壊されました。心は空疎そのものです、現在、東電の経営者ではありませんが、あなたが社長の時に行つたことが、原発を壊してしまったのです。これは風聞ですが、5・6号機から電源を1～4号機までループ配線をする計画を勝俣社長がつぶしたと聞いたことがあります。真実のほどは当時確認できませんでしたので、風聞だったのかもしれません。

だが、これができていたら事故は軽微で済んだかもしれないなど考えると、実現させなかった責任は勝俣氏ら最高位にいた経営者たちにあることは当然の理である。

* 大出第一発電所長は、

大出所長はまじめな方でした、しかし、私の指示を無視して同じミス（本当の原因は報告されていなかった）を犯しました。

それはトリチウム放出事件です、「汚染水タンクに入れるトリチウムを間違えて、純水タンクに入れてしまいました。」という報告に来ました。いくら何でもこの説明に納得はできませんでしたが、報告は過去形でしたので、予防措置の指示はできませんでした。事情を聴くと配管のバルブの開閉を間違えて純水タンクに入れてしまいましたというのはあまりにも不自然な話だったが、再発防止のために、純水タンクと汚染水タンクの間の配管の連結を止めて、切り離してメクラ栓をするように指示をして鉢を收めました。

しかし、時が過ぎたころトラブル報告のために、大出所長は背を丸めて応接室に入っていました。事由は、トリチウムをまた放出してしまいましたということだった。配管と装置に少し詳しい私に同じエラーの報告に来ることはつらかっただろうが、所長は発電所の最高責任者なので、来ないわけにはいかない。理由を聞くと前回と同じだった。私は声高に叫んだ、

どうして再発など起きたのかと、配管を切り離せば構造的に汚染水は、純水タンクにはいかないと理由を糺すと、所長はより低姿勢で配管は切り離していないという返事をした。これではまた同じことを繰り返すなと思い、配管を切り離した写真を至急提出するよう指示をした。所長らが帰ったあと、「所長は出入り禁止だなど」とつぶやいたら、職員経由で所長に伝わったらしく、しばらく役場には来なかつた。

2回目のトリチウム放出事件の時は、双葉海水浴場で遠方より来られた海水浴客で賑わっている最中だったので、強く怒らなければならなかつた。この知らせを聞いてすぐに、濃霧を理由に海水浴客を海から上がらせた。このトリチウムの放出のことを海水浴客に知らせなかつた、今は知らせた方がよかつたと反省している。

大出氏は所長の後、取締役にはなれなかつた、出入り禁止が響いたとは思いたくない。いずれにしても、大出氏は社内で津波地震対応の情報は知りえる立場にいて、それを双葉町に報告しなかつた罪は存在している。

*吉田第一発電所長とは、

吉田所長も上手に私を料理していたようだ、役場には何度も来ていたが、私のうわさは熟知していたようだった。大出所長も、小森所長も饒舌ではなかつた、お芝居をしても顔に出やすい方だったが、吉田所長は違つて話し上手だった。この所長とうまくやるために、取り込まれたふりをしながら付き合つた。これが命取りになるとは当時は思えなかつた。話題を合わせると、話の展開が早かつたので使えるなど、思つていたが実は全く騙されていた。本件事故が無かつたら、本当に良い人と思ひ込まされてゐたかもしれない。

本件事故で正体を見ることができた、津波対策先延ばしの張本人が吉田氏と武藤氏だったことが分かつたときだった。彼は、事故対策の中にいて、対応していたが本当は何もしていないと思う。発電所の事故で人為的に何をしたから、なにが防げたのか未解明だが、アウトサイドから見ていると自然の赴くままの経過をしただけだと判断している。

吉田所長に冴えた判断力とか技術力で、人為的に事故を抑えたとみることができない。彼が去つたあと、私は安全確保協定に基づき、立ち入り検査に入ったが、汚染水の循環装置を運転して、タンクを作り貯めているだけで、何も収束はしていないことを確認した。

ここまで、吉田所長を悪く書いてきたが、反面そうではないことも書いておかなければない。私が町長をやめて、吉田氏も東電を辞めたら、2人で海外旅行に行くことを話し合つていた。2人の間には金銭のやり取り等は全くなく、いつも公平な関係を築いていたからこのような話ができた。

この証に、事故後、吉田氏から「私とは顔を合わせられない、申し訳ない」と社員を通じて謝罪の連絡がきた、また奥さんからも謝罪の手紙を頂いていることも付け加えたい。

11. 防災訓練 (説明資料 9)

2010 年 11 月 25 日・26 日 福島県原子力災害防災訓練の状況写真「中央は原告井戸川克隆」



ア 目的

災害対策基本法第一条には、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するためと定められています。

又、第五条に、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災計画を作成して、法令に基づきこれを実施する事が定められています。市町村の責務を事故発生時に円滑に果たすために防災訓練を繰り返してきました。訓練の主なものは、大雨・洪水対策として水防訓練を県主催で行ってきています。

残念ながら津波地震についての防災訓練を行った記憶がありません、今考えると不思議に思えます。

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という）は、1999年にJCO臨界事故が発生した時、事故の初期対応に問題が発生した反省を受けて、迅速に緊急事態に対応するために2000年に施行されました。この法律は、政府が緊急事態宣言の発出を行い、原子力施設がある道府県に「緊急事態対策拠点」（オフサイトセンター）をおくことが定められ、この拠点を中心に原子力災害防災訓練をマニュアルに沿って行い、県及び周辺自治体は、主に住民避難の訓練と救護を行っていました。

当然、福島県主催でも訓練をしていました。

イ 福島県の防災訓練とは

平成22年度の防災訓練は、20回目に当たり11月25日・26日に福島県が主催をして、双葉郡6町が策定している地域防災計画原子力災害対策編に基づき、双葉町を会場に実施しました。原子力災害対策本部長は佐藤雄平福島県知事で、私は双葉町の災害対策本部長として2日間訓練を実行しました。

訓練の主な内容は、緊急時における通信連絡訓練、災害対策本部等の設置運営訓練、オフサイトセンターへの参集・運営訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、緊急被ばく医療活動訓練、住民等に対する情報伝達訓練、住民参加による避難訓練、交通規制、立入制限、災害警備訓練等を行

いました。

また、第一原子力発電所5号機のトラブルで、放射性物質の拡散があるとスピイディ情報を探定して、原災法の全権を掌握する佐藤雄平（県知事）本部長の指揮の下、発電所近接の住民を町の避難所に避難誘導を行うものでした。避難所において、避難してきた住民をスクリーニング会場で、ホールボディ検査装置で検量をして、放射性物質の付着の有無を確認しました。けが人の手当てや健康診断のために医師や赤十字の方たちによる問診を行いました。当然、ヨウ素剤の予防服用訓練も行っていました。（訓練ではヨウ素剤の服用はさせませんでした。）

この訓練は原災法に基づいて行いましたので、国の現地対策本部長の代役として、保安院の根井審議官が本部長になって実践的な訓練を行っています。

発電所から原災法第10条通報をうけて、「緊急事態応急対策拠点」（以下、オフサイトセンターと呼ぶ）にあらかじめ決めていた要員（国、県、町、東電他関係団体等）の参集連絡を原子力保安検査官乃至原子力防災専門官がします。この後、福島県は緊急時環境放射線モニタリングカーを出動させて、発電所周辺の環境放射線を計測します、このデータを「緊急事態応急対策会議」に報告します。

事故が進行し、原災法第15条通報を発電所から発出されたら、オフサイトセンターにおいて、国の現地対策本部長は「原子力災害合同対策協議会」を立ち上げて「緊急事態応急対策会議」を開催します。この会議が発電所の事故に対応するための、最重要方針を決定する（説明資料3）ことになっています。

ウ 事故対応の主役は発電所周辺の市町村 （説明資料10）

東京電力事故調査報告書 平成24年6月20日には「本来の対処方法」が明記されています。

右下にある町災害対策本部とは、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町を言います。中央の丸には関係者全員が集まるように点線で矢印が付いています。ここで注目して頂きたいのは、内閣府には点線の矢印がありません。事故対応の中央には総理大臣官邸は存在しないのです。

丸の中にはオフサイトセンターがあり、原子力災害合同対策協議会があるのです。ここで決めるることは、添付資料（1／3）

- ・住民の防護対策の決定
- ・国と自治体との応急対策の調整
- ・合同プレス発表

となっていましたが、

添付資料（2／3）

では、3月11日19時03分 官邸が緊急事態宣言を発出してから3月12日未明まで、このようにされていました、双葉町災害対策本部ではこのような事が起きていることは、全く知りませんでした。町は町民に何も知らせることができませんでした、このような体制に入つたことを被害の一番大きい地元に協議もしない、教えない状態に置かれていた事すら知りませ

んでした。本来の体制を変えるなら一番現場に近い双葉町などに知らせて、情報の共有を図るのが常識なのに、菅政権はこれを無視して独裁を決めたのです。結果責任は菅総理にあります。

添付資料（3／3）

においては、3月15日5時35分以降と記載されています。ここで疑問なのは時間が空白になっています、（2／3）では12日未明で終わっています。（3／3）では15日の5時35分以降となっていますが、12日未明から15日5時35分の空白には原子炉建屋が爆発を起こしています。一番肝心な時間に何が起きていたのか、分からないようにされています。この図をよく見ますと、大熊町のオフサイトセンターは無くなり、福島県庁に移動しています。この時も双葉郡の関係町は連絡・相談・報告がありません、了解もしていませんでした。

（1／3）の姿図にあるような事故と住民の関係は存在していません。

のことから考えられるのは、国民（被害者）はこの国には存在していないことにして、国と事業者と福島県が自由になんでも決めてきた事と符合します。

福島県が現在行っている県民健康調査の姿を遠くから眺めていると、不思議な光景がよく見えます。執行しているのは福島県庁で委託業者は県立医大、その県立医大は事故直後ヨウ素剤を関係者たちだけで服用しました。彼らは職業柄被ばくの知識がありましたので、当時の放射線量に恐怖を覚えたのでしょう。放射能の影響は調べれば調べるほど危険な事が分かります。

彼らは福島県から避難しようと考えるのは当然ですので、これを止めるためにヨウ素剤の服用を認めたのでしょう。これを隠したことは罪です、隠さずに多くの県民に服用を勧めるのが医者の本分なのですが、現在の日本には、ジュネーブ宣言の倫理を重んずる医師は存在していないのでしょう。非常に残念ですね。これでは県民は浮かばれません。

エ 通告順位

原災法に基づく事故情報は、発電所から同時・同列に経産大臣、福島県知事、双葉町町長、大熊町町長の四者にファックスで送られてきます。この中に最上位に位置する災害対策本部長の菅総理大臣は入っていません。菅総理には経産大臣経由で報告されます、この為、直接事故現場の情報は行かないことになっていました。

東京電力も大変やりにくくなっていたためか、双葉町に提出した事故報告書には違法な対応をしていることが図に示しています。（説明資料11）

菅総理が権限を越えて入り込み、周辺町村に必要な情報を盗り、正しい体制を作らせることを拒み、事故現場周辺の自治体は置き去りにされました、場違いも甚だしく取り返しのつかないことをやってしましました。この場違いが、国民に甚大な被害を与えてしました。被ばくから国民を守ることが定められていたのに、スピイディ情報を探し、ヨウ素剤の予防服用をさせないで、避難のエリアを実態に合わせることを阻んで避難を妨害した罪を菅総理らは償わなければなりません。彼らの職権濫用の深さと大きさは天文学的なものです、これについても償っていただかなければなりません。

この為、原発事故の正しい方法で処理、対応は未だ始まっておりません。したがって、収束

もしていませんので、菅政権らは違法な手続きを繰り返して、被害者の救済を妨害しているのです。

本裁判は、被告らが偽装している中の裁判になっています、真相を隠されていますが私は嘘が大嫌いです、物理的に町が壊されたという実態がありますので、事実を証拠として闘います。

オ 緊急時環境放射線モニタリング訓練（説明資料 9 参照）

『ここでは本件事故との対比を行うために重要な箇所なので、記録の転記をしました。』

- ・県災害対策本部からの指示を受け、原子力センターは直ちに平常時のモニタリングを強化するとともに、県は、地域防災計画に基づき、あらかじめ定められた県の機関、関係町、事業者に対し、要員と車両の派遣を要請しました。
- ・原子力センター所長は、関係機関から派遣された要員により、モニタリング班（企画評価チーム、情報収集チーム、測定チーム及び試料採取チーム）を設置しました。
- ・災害情報及び与えられた気象条件に基づき、SPEEDI ネットワークシステムの計算結果を利用して緊急時モニタリング計画を策定し、各モニタリング班への指示書の作成を行いました。

（後ほど出てくる国會議員の質問主意書に、スピイディ情報の質問に対して、菅総理の回答は矛盾していますので注目して下さい）（説明資料 20. 21.22. 23. 24 参照）

カ ヨウ素剤の予防服用（説明資料 9 参照）

ヨウ素剤の効果は限られています、被ばく後に服用しても気休めにしかなりません。防災訓練では、予防服用としか書かれていません。本件事故の場合、模範的な行動として、原災法第十条が発報されたら、ヨウ素剤の準備を行い、第十五条が発電所から発報されたら、オフサイトセンターに設けられる、原子力災害合同対策協議会において「緊急事態対応方針決定会議」で、ヨウ素剤服用の指示の決定を受けて、広報することになっていましたが、本件事故の場合、この会議に参集を求める役の原子力防災専門官が参集の呼びかけをしませんでした。その後、遅れてオフサイトセンターに着任した国の現地対策本部長の池田経産副大臣が、防災訓練を通して本来準備されているはずの正式な合同対策協議会を開催させることも無くやむやにしてしまったのです。福島県民の皆さんにはこのような役割が決まっていたにも関わらずに、池田政府現地対策本部長と原子力安全・保安院の不作為によって、被ばく被害の最小化がされませんでした。

12. 原発事故発生以降の虚動

これまで何度も聞いた言葉の中に、原災法第 10 条通報あるいは、第 15 条通報という言葉が出て来ますが本文をご覧になられた方は少ないのでしょうから、本文をご紹介します。（説明資料 11）

本文の名称は特定事象通報（原子炉施設）となっていて、宛名は経済産業大臣、福島県知事、大熊町長、双葉町長殿となっていて、総理大臣には送付されません。総理大臣には部下の経済産業大臣から報告されます。発信者は福島第一原子力発電所所長 吉田昌郎氏です、社長ではないのです。ここに出てくる五者が事故対応の最前線に立っているから、直接、同時にファッ

クスが届けられるのです。

ところが何を勘違いしたのか分かりませんが、事故処理の部外者の菅総理大臣官邸が直接事故対応に出没し、優越的地位の濫用による傍若無人の振舞いをしてしまったのです。

菅総理は全体の組織の長であることを忘れて、長が直接戦いに現場に行き、指揮権が及ばない東電の社員に指示を出してしまいました。菅総理の指揮権は政府の組織内だけです、企業にも、県民にも、町民にも彼の指揮権はありません。町民に対する指揮権、保護の義務は町長にあります、市民の皆さんには市長に指揮権と保護の義務があります。全く総理には無いとはいいません、県との協議、意識の共有を済ませ、県が市町村との共有を済ませるという段階の手続きを済ませ、それぞれの点が一本の線に繋がれば、総理大臣に指揮権は存在します。本件事故の場合には、双葉町と菅政権は線で繋がっていませんでした、その動きもありませんでした。

双葉町はこのため、事故の正確な情報を得ることができなかったので、スピイディ情報の一番ひどい方向に避難をさせてしまいました。私は、一号機のベントと一号機の爆発物が飛んでいく方向に双葉町民を避難させてしまったのです。やがて、私は避難のさせ方が悪かったので、被ばくをさせられて健康に障害が出たと、町民から訴えられると夜も眠れませんでした。

ア ベント (説明資料 12)

2011年3月12日14時ころの映像

北西方向に流れている 双葉町上羽鳥のモニタリングポストは最大値（知りうる限りの値） $4,613 \mu \text{Sv/h}$ を記録していた。



[週刊金曜日より転載]

ベントを事故前には全く考えたことがありませんでした、ベントはしなくてもよいように格納容器があります。ベントは最後の手段ということは理解していましたので、最後を迎えないよう東電と保安院には絶えず指摘してきました。しかし、事故後は官邸が主導権を持った為に事故

の現況が入られなくされ、初期避難に対応することはできませんでした。いつ、どこで、誰が、何を報道するのか分からぬのに、テレビの前でずっと待っていることなんかはできません。11日の夜、ベントの情報は双葉町の災害対策本部には知らされていませんでした。官邸は政府現地対策本部が知らせたと言っていますが、ウソです何も知らされてはいません。

枝野官房長官の記者会見の映像を、インターネットで見たのは町長を辞めてからでした。その映像からは意図的に、非常に分かりにくい言葉選びをしているな、という感じで見ました。

11日の夜から枝野官房長官が報道をすることは連絡がありませんでした。このようなことを知らせるることはファックスなどでできたはずです。官邸はなぜ知らせなかつたのか、知らせようとしても繋がらなかつたのか、経緯を説明はすることができたはずです。防災訓練のシナリオから考えると、官邸の官房長官が発表することが「異常」なことだったのと、事故現場を抱える双葉町を対策の中心から遠ざけたことから、被告らに責任の追及を避ける意図が見えてきました。

双葉町が合同対策協議会の場で事故状況をテレビ会議用の映像で見ていれば、官邸に不当に介入されることはありませんでした。これが原因の損害は甚大なものです。

平成24年6月20日東京電力が提出した福島原子力事故調査報告書には、3月12日10時に1号機ベント時に放出された「蒸気雲」の軌跡が示されています。この時双葉町はベントのことは知りませんでした、テレビを見ていることが困難な状況の中で、電話とかファックスで保安院から情報がこなければならないのに何も連絡は無かつたためです。12日の10時には町に大勢の町民がいたのに、町民にベントの情報を知らせることが出来なかつたことで、町災害対策本部長は住民から訴追される恐れが生じてしまうという永続的な損害が発生しました。

同じ12日14時の1号機のベント時に放出された「蒸気雲」の軌跡を見て感じることは、これこそがスピイディ情報なのだと思う。しかし、この蒸気の流れは風の向きとすこし違います、もっと西寄りに風は吹いていました、双葉町役場で玄関前の町旗と日章旗の風向きを見ていたのでこの違いはよく分かります。何が本当の風向きなのか分からなくしていたから、このような事実とは違う絵を描いたのだと思います。

同日、14時40分40秒に上羽鳥地区のモニタリングポストでは実測値4.6ミリシーベルト／時間当たりが観測されています。この絵が正確なものと断定すると、14時から17時までこの蒸気の流れの真下に居たので、4.6ミリシーベルトよりも高い放射線量の被ばくをしていましたになります。

双葉地方の事故前の環境放射線量は約 $0.04 \mu\text{Sv}/\text{h}$ から $0.06 \mu\text{Sv}/\text{h}$ でした。これを平均して $0.05 \mu\text{Sv}/\text{h}$ として、 $4,600 \mu\text{Sv}/\text{h}$ と比較しますと、約92,000倍の被ばく量です。私は何も知らずに、ヘルスケアふたばで援護者たちの避難誘導をしていて、1号機の爆発の放射性物質の直撃を受けました。双葉町役場から持参していたシンチュレーションサーベイメータの上限は $30 \mu\text{Sv}$ だったので、この時の線量は針が瞬間に振り切れて測ることができませんでした。

私は被ばく量を考慮する場合、従来の環境放射線量測定値（福島県原子力センター報告）と事故後の環境放射線量の最大値との差を、事故による被ばく量とすることが正しい比較だと考えております。これを棚上げにして、被告らの専門家たちは、人体の被ばく受任容量を論じていますが、これは不等式で、計算式にはならないために、追試やバックチェックが成立しません。

本件事故後に、雨後の竹の子のように現れた専門家という集団を突き詰めると、原子力産業からの支援を受けている国際原子力機関に何らかの関係ある方たちだけが、まるで「自称」宗教家のようにふるまっていますが、被害者側の専門家ではないことは明白です。彼らだけの論理で世界が動いているわけではありませんので、反論も取り入れないで被ばく評価をすることは、正確性を保証されたものではなく、わが国の歴史上の汚点になっています。

次に本件事故後の国会で議論された資料を抜粋してみると以下のようなことが質問され、政府が答弁をしています。このやり取りは原告に新たな問題を提起していますので、本書面で取り上げました。

参議院 犀崎陽輔議員の質問第一四七号で菅総理に質問していますが（説明資料 23）、二の 1について、枝野官房長官は、御指摘の「記者会見」において、東京電力から原子炉格納容器内の『圧力を抑制する措置』を行うとの報告を受けた旨発表しており、「同記者会見並びにこれと同時並行で行われた海江田経済産業大臣及び東京電力小森常務取締役の臨時記者会見が、同措置の実施に係る国民への事前発表であったと認識をしていると答弁しています。」は責任の言い逃れです。『圧力を抑制する措置』という言葉が突然使われていることに、違和感があります。東電テレビ会議等で、政府は盛んに「ベント、ベント」と繰り返し発言していたのに、この答弁では『圧力を抑制する措置』という表現に、なぜしたのか、とても違和感があります。

原発行政に関わって来た私は『圧力を抑制する措置』と言われても通常用語ではないので、現場が緊急止むを得ない状況になっていることは、容易に想像することはできません。なぜ具体的で通常使われている「ベント」を使わなかったのだろうかと不信が起きます。やはり、現場を知らない文系の人間が陥る「想定外」なのか、あるいは双葉町の住民に知らせることを憚ったのかと悪意に解釈してしまいます。

双葉町には具体的に最悪の手段の「ベント」の知らせはありませんでした。このために、多くの町民はベントされた放射性物質に曝されたのです。これは双葉町民に限ったことではなく、福島県民を中心に近隣県民にも不当な被ばくをさせた「確信的かつ積極的な不作為」です。この被害・損害は甚大で終生、生命の恐怖が続くことを被告らは忘れてはいけません。肉体的、精神的に負った傷は、被告らの 100 ミリシーベルトとか 20 ミリシーベルトとかいう数値を、当たり前のような偽装工作によってさらに深まり、癒えることはありません。

イ 収束していない収束宣言

2011年12月16日は決して忘れることができません。

またもや地元軽視あるいは無視の、突然の総理発表でした。

収束なんかしていないのは衆目の一致している見方でした。

私の次男は東電の運転員として 2 号機の中央操作室に配属されていました。政治家なんかより

現場を熟知しているから、収束なんかしていないことは、はつきり判断できます。

次男は3月11日非番で実家にいましたが、地震発生と同時に発電所に駆け込んで行きました。運転員という役目がら、緊急出勤をしました。一時は音信が取れなかつたので生死が分からずになりましたので、妻は半狂乱になっていた事があるので、発電所の出来事には目を光らせていました（この時の情報は官邸が押させていたので、双葉町はテレビでしか現場の様子を知るしかなかった）。

「息子がぽつりとつぶやいた」、あれほど恐怖の中で発電所に居たのになんで今「収束」なんて言うんだ、もうやる気がなくなつたと言って、間もなく東電を辞めました。

私も現場は収まつてないと考えていましたので、年が明けて3月7日に「安全確保協定に基づく検査」をすることを東電に告げました。何を検査するのかという問い合わせを、執拗に東電は迫りましたが内容は言いませんでした。証拠隠滅と偽装工作を恐れたからでした。

3月7日予定通り第一原発に検査に入りました。Jヴィレッジで着替えて、東電が用意したバスで第一原発の免振棟に入り、東電が準備した小部屋に案内されて入りました。東電側は小森常務と高橋発電所長他広報部員、技術系社員たちが並んでいました。

何を聞かれるか解らない東電側は緊張していました、私は町長就任以前、小さな会社を経営していて、公共事業等の竣工検査に臨んでいましたので、検査の手法や完成図書作成にはある程度精通していたので、現場で質問を考えることは苦になりませんでした。菅総理のように威厳を示すために現場で強弁を使う必要はありませんでした。

一通りのあいさつの後で、小森常務に「事故は収束しているのか」と尋ねました、どう答えるのか全く想像しないで聞きました。すると小森常務はおもむろに、冷静に「収束していません」と答えたのです。小森常務とは発電所長の時から知っていたので、ウソを上手に使えない正直者と思っていましたので、そのまま聞いて「事故が収束していないことを確認」しました。

もしあの時、「収束しました」と答えたら、事故収束の分かる記録の提示と検査者の名前、資格、基準を尋ね、検査調書の提示を求めていました。通称「完成図書」の提出を求め、内容を詳しくチェックすることを考えていましたが、小森常務の返事でそのことは行いませんでした。

したがって、双葉町災害対策本部としては、福島第一原子力発電所の「事故の収束」野田総理宣言は虚偽だったので機関決定していません。

官邸は虚偽の「事故収束宣言」を発表をしました。

この「虚偽の宣言」の損害によって、私と息子の人生の全てを止めてしまいました、この為、損害請求にあたっては想定をはるかに超えた額を考えなければなりません。但し「事故収束宣言」を取り消せば賠償請求が発生しません。

* 発電所1号機のベント操作による被ばく被害

3月11日の夕刻から二人の東電社員が役場に来ていたがベントのことは聞かされなかった。挙句に、役場に避難している町民に対して、20時過ぎ、原子炉にはまだ水があるので大丈夫だと嘘までついていた。21時過ぎには役場庁舎に避難していた東電社員と家族は役場から静かにいなくなり、双葉社宅等にいた東電の社員たちと家族も、双葉町から静かに去って行っていた。町民たちはどこからも何も知られず、やがてベントで被

ばくさせられることも知らずに町内で夜明けを待っていた。東電は双葉町民を見殺しにしたのだ。

原子力発電所に関する通報連絡要綱（本文 37 頁参照）の第一の 3 の (1)、(6)、(7)、(10)、(15) において、通報連絡が断続的にあったが、その内容は、具体的に伝えたい内容には程遠く、(1) から (15) のどれに当たるのかについては、行政の職員には容易に判断できる内容ではなかった。

このようなことから、現在進行形的な情報がもたらせられたのではなく、(12) のように危険が迫っているという内容ではなかった。ベントが行われることも知らず、1号機の爆発の予測すらできない状況が作られたために、避難が遅れベントによる被ばくをさせられてしまった、この一連の不作為と被ばく被害について賠償を求める。

* 発電所 1 号機の爆発の降下物による被ばく被害

先にも説明しているが、通報連絡に欠落があったからである。東京電力は現場も、本店も官邸や米軍とは情報を交換したのであれば、一番事故状況を知りたい周辺地域には、協定に基づき、どこよりも早く危険な原子炉の状況を知らせるべきだった。

私は、1号機の爆発を当然予見する立場にいることができなかつたので、発電所の事故状況を見ていた国と東電の共同正犯と断定して損害を求償する。

また、私の被ばくは、東電と政府の安全義務違反と通報連絡の不備によるものなので、避け得る被ばくを強制したものと断定し、情報の連絡通報違反の損害として求償する。

下記写真はヘルスケアふたば玄関前で避難の援助をしているところ



* 原災法第 15 条通報に伴う説明

第 15 条通報とは、双葉町の地域防災計画「第 5 章 部門別地域防災計画 原子力災害対策編」（平成 13 年修正）（説明資料 3）によれば「6 頁に、原子力発電所における予防措置等 (1) 原子力事業者の責務として、原子力事業者（以下「事業者」という。）は、

原子力発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の異常放出により、町民に影響が及ぶことのないように安全を確保することとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。」となっていたが、本件事故では安全管理など不可能なほど放射性物質の大量放出による人体被ばくと、残留物によって環境が汚染されてしまった。

また、3 原子力防災専門官との連携では、「町は、本計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という）の運用、町民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施等により、県、周辺町（広野町、楓葉町、富岡町、大熊町及び浪江町のことをいう）関係機関も含め、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。」となっていたが、本件事故発生以来、原子力防災専門官の姿を見たことはなく、存在そのものを確認したことがなかった。これは役目を放棄して逃亡したとみなしている。

33 頁に、6 退避及び避難 （1）すみやかな住民避難のための準備 「町は、原災法第 15 条の緊急事態において、国が自治体に行う住民避難との指示に対して、速やかに実施に移せる体制をとるため、原災法第 10 条の通報受信後、直ちに町民の屋内退避又は避難のための準備として、避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。」となっていたが、国が事故の大きさに驚き、事故の規模の大きさを考えて、大熊町にオフサイトセンターを準備することをあきらめ、事故前に決めていた避難のマニュアルの変更を、政府が地元の了解を得ないで、偽りのオフサイトセンターを東京と福島に設けたので、本計画書に準備されていた計画は全て実行されなかった。

優位にある者によって虐げられ、裏切られ、騙され、予見することができない被害を受けさせられた。

13. 国から受けた被害

（1）総理官邸・内閣府

*昔内閣総理大臣

国の災害対策本部長として、「国民の生命、身体及び財産を守る」という大義が定められていることは国民として周知していたが、昔総理は明らかに職務を果たさなかつた。歴史上に汚点を残した総理大臣である。

まず、総理大臣・災害対策本部長として常軌を逸した行動を行った。東日本全体に津波・地震の被害が発生していて、国民の生命に甚大な被害が及んでいるのに、12 早朝、第一原子力発電所を訪れたことだ。

何が常軌を逸したかとは、事故時の組織、手順、要領、マニュアル等が整っていたのに、遵守した形跡が見当たらないこと。何よりも大切な緊急事態対応を行う体制を確立させなかつた。事故前には事故発生した時、現場が取るべき体制と行動規範はマニュアルなどで訓練を重ねていたので、組織に任せて実行させることで良かったのに、

菅総理が独裁体制を強いてしまった。

しかも、無経験な菅総理の仲間たちは、全員に事故時の体制に入らせるこをしないで、組織を立ち上げず、マニュアルを守らず、彼らの感覚的な判断を優先させて、被害の中心にいた双葉町など周辺の町村の自由裁量権を無視し、情報さえ止めてしまった。

このため、双葉町全体が羅針盤を失い、漂流をさせられてしまった。

事故現場の発電所に行き、社員たちに罵声を上げることは、子供でもしない。今、マニュアルを超えた事態に、命がけで必死に対応しようと決心していた社員、協力企業の人たちに向かって、塩をまくようなことしかできない総理大臣だった。

彼は指揮者になってはいけない人だった、何が今必要としているのか全く分かっていない人ということを国民に知らしめたのだった。東電の社員と協力企業の社員たちの指揮権は、それぞれの経営者に有るが、総理大臣にはないので直接指揮は出来ないことすら知らなかった。これは越権行為と言うものだ。

私は、事故後に全国原子力発電所所在市町村協議会の役員らと、官邸に要望に訪れた。要望を終えて、帰ろうとしたとき福山官房副長官に呼び止められ、菅総理と逢つた。3月中の混乱期だったので、事故対応の組織が混乱のために機能が滞っているものと考えていたので、菅総理達が情報をコントロールしているとは想えていなかつたので、性善説の対応をした。菅総理が何を言ったのか覚えていないが、私は「事故現場にいる人たちを大切にしてください、現場に精通している彼らを失うと事故処理ができなくなる。彼らは手探りで現場を歩けるが、別の人間はこれが出来ない。」今の社員、協力企業の社員の命を大切にするよう懇願した。

同室していた福山官房長官も私の言葉を聞いていたので、覚えていると思う。

しかし、やがて菅総理の対応は真逆に働いていることを知ることになった。立場を菅総理は個人の感覚で総理の職権を行使していることに気付いた。彼はまず自分の立場を守る行動をとっていた。組織をフル稼働させずに自分中心に情報を独占して、公開・公表を制限してしまった。この為に発生した国民の損害は甚大である。

*枝野官房長官

原発事故処理のマニュアルでは、官房長官が広報担当者ではなかった。マニュアルを知る国民が少ないと便乗して、彼は官邸の暴走に拍車をかけた。原発事故発生時のマニュアルの体制とは、原災法第23条に定められている「原子力災害合同対策協議会」が中心になり、事故対応をすることになっているので、報道の中心もこの協議会が行うことになっていた。

町長を辞めてから、折に触れて枝野氏の記録は残してある。特に記者会見記録は大事にしてある、いつしか日を見るときが来るという感じで大事に保管しておいた。彼は本当のスポーツマンではないことは書いているが、よくもまあ、言えたもんだねという感想が強く残っている。彼は弁舌がうまいという風には思えない、むしろ逆に作用すると思うことが多い。丁寧な言い回しをしているが、目が悪い、目が内容と逆になつてい

ることが多い。話法も悪い、丁寧な語り口をしていると自身は考へているかも知れないが、聞く方はさっぱり分からぬ、わからないようにしているのかもしれない。彼は弁護士だ、話法は学んでいると思うので、「わざと」意味不明瞭な言い回しを多用しているのかもしれないが、事故時の緊急事態の広報には使えない人だ。自分に責任の及ばないよう言葉を選びながら話すのは、聞いている方が焦りを感じてしまうので彼は向いていなかつた。しかも話の内容は意図的に誘導する言葉が潜んでいたので尚更だ。

彼の話した言葉の分析をしなくてはいけないと考へている。

彼の記者会見の内容は、後出ししゃんけん的で使えるものは何もなかつた。本当は邪魔だった。事故の責任者の保安院にやらせればよかつたと思っている。

*福山官房副長官

福山官房副長官を終生忘れることは出来ない。何度ウソをつかれたことか、彼の顔に出ているが細野氏とならんでウソの達人だつた。彼とは官邸に全原協（全国原子力所在市町村協議会）の役員らと事故の対応を要望しに行った時が初対面だつた。名刺交換をしたので、住民のホールボディカウンターの被ばく検査について、再三申し入れをしていた。福山氏はニヤリ顔でのらりくらりして時間稼ぎをして、検査の引き延ばしをしているなど感じた。これはただ事ではない、被ばく検査はやらないようにしていると確信ができるから、私の対応は変わつた。彼を集中して責めるようにしたが、立ち位置が上位にいたので、情報を自由にできたから、ごまかしがひどくなってきた。

私がホールボディ検査を騒ぐものだから、ウソの頻度も多くなってきた。この時は夏前のころで、ヨウ素反応が出なくなつてから、彼から電話があつた。内容はホールボディ検査ができます、町民には黙って井戸川町長だけ検査に行ってくださいと言うので、声を高くして怒つた。私の保身のために今まで言つてきたのではない、町民の被ばくが心配だから検査をしろと言つてきたのだと言い返した。この後連絡は途絶えたので、交信の記憶はない。

外国人かと思わせるような饒舌とウソをつくのがうまかつた。その後議員会館で出会つても無視して通り過ぎていた、本当に洗練された二重人格者だと印象付けしている。

(2) 経済産業省・資源エネルギー庁

*海江田経産大臣

- ・原発事故対応担当大臣として

頼りのない大臣だつた。言い訳が多かつた。原子力災害現地対策本部の立ち上げが悪かつた、なぜ避難訓練マニュアルを使わないで、責任を官邸に丸投げしたのか地元には説明がなかつた。貴方がしっかりしていれば現地に、正式な合同対策協議会の体制を組めたのに、原災法第23条に定められていることをしなかつたのは海江田氏の責任です。この後、様々な事故前には考えられなかつた異常な事故処理を始めてしまつたのは海江田大臣の執行の誤りです。責任を取つてください。

- ・違法な新賠償基準の作成と強要

原陪審の所管は文部科学省となっているが、所管外の資源エネルギー庁が突如として新賠償基準というものを作り、被害を受け焦燥感に追い込まれた無知な国民（ステークホルダー）に押し付けて、本当の損害を切り捨てさせた。

この新賠償基準に含まれた $20 \text{ } \mu\text{Sv}$ シーベルトという違法な数値を被害者に押し付けて、本来の被害を 20 分の 1 に低く抑えた。事故前の発電所周辺で福島県が測定していた数値は、平均 $0.05 \mu\text{Sv}$ シーベルト／時間だった。これを年間にすると $0.05 \mu\text{Sv} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} = 0.438 \text{ mSv}$ だったので 20 mSv という数値は $20 \div 0.438 = 45.66$ 倍になり、原子炉等規制法に基づく実損は新賠償基準の $20 \text{ mSv}/\text{年}$ で考えると、45.66 倍の数量と金額になることは明白である。

この偽装の区域の見直しに騙された国民の権利回復は避けられない。

資源エネルギー庁の違法な介入で発生した損害の回復は、新賠償基準の 45.66 倍を支払わなければならない。

更に、 $20 \text{ } \mu\text{Sv}$ シーベルトという違法な数値で、区域等の見直しに関するという考えは、合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議において機関決定をしておらず、双葉町災害対策本部の機関決定を経ていないので、新賠償基準は違法で無効である。

更に、多くの被害者にこの無謀で違法な区域を設けたことは、新賠償基準の強要で国民に与えた被害は甚大で、資源エネルギー庁の解体は避けられない。

特に悪質なのは、被害を直撃された双葉郡の町村を議論の場に、参加させないで重要事項を決定してきたことである。利害関係者が対等でなければ問題は永遠に解決できないことを知るべきである。

* 枝野経産大臣

経産大臣室に行った時の出来事。この時は、佐藤福島県知事と双葉郡の町村会の共同要望活動に省庁を回るときだった。経済産業省に枝野大臣を訪ねた時、枝野大臣はかしこまって、懇懃無礼に「支援します」と発言を繰り返していたので、私は、大臣の話に割って入り、「大臣、経産省は支援というのではなく、責任を果たして頂きたい。二度と支援という言葉は使わないでほしい」と言った。

意表を突かれた大臣は少し間をおいて、「支援」を言わなかった。この時、私に同調した町村長は誰もいなかった。知事も無言のままだった。本当に自分の町、町民の虐げられている生活を考えたらひとりでに「そうだ、そうして欲しいと言って、町民の不満を言うべきだと思っていた。」

この後何かが変ったことはなかった、職員たちはその後も支援を繰り返している。法がしっかりとしていないわが国の体たらくに落胆するばかりだった、悔しい思い出がある。

* 池田経産副大臣・政府現地対策本部長の不作為

- ・政府現地対策本部長としての役割は、JCO 臨界事故の反省からできた「原子力災害対策特別措置法」に従い、緊急時体制を早期に整え、「法」に基づいて事故対応をす

る「現地事故対策連絡会議」を開催することになっている。ところが本件事故発生では、オフサイトセンターに参集することになっていた要員に、参集の呼びかけをする原子力保安検査官を池田現地対策本部長が指導していなかったことが窺がわれる。原災法第15条通報があれば「緊急事態応急対策拠点施設」において「原子力災害合同対策協議会」を設けることは、従前から決まっていたが実施させていない。

理由は、政府事故調の聴取記録（説明資料13）を見ると、「出来ないこと」を傍観者みたいに証言しているところが目に付くので、指示・命令をしていないことが明確だ。

合同対策協議会の役割は非常に重要で、防災訓練では中心となって役割分担された班ごとに緊急事態に備えることになっていたが、本件事故ではこの役目を果たさなかつた。

- ・総理大臣が出す「緊急事態宣言」後は、「原子力災害合同対策協議会」において所定の協議を経て、双葉町が住民の避難指示を被ばく予防原則に則った経路を決めて発出し。効果的な防護措置を取ることになっていたが、実際は何も知らされず、防災計画とは真逆な対応をしてしまつた。
 - ・池田政府現地対策本部長は、まったく仕事をしていない、その証が、双葉町と周辺の町が原子力災害合同対策協議会に出席していないことだ。事故状況は瞬時にオフサイトセンターに設けられているテレビ会議で知ることができたが、これを妨害されてしまった。このテレビ会議の様子は東電テレビ会議の画面を見れば、武藤副社長とか小森常務が映っているのでわかる。この場面に双葉町の副町長も同席しなければならなかつた。この場面にいれば、ベントのことも早くからわかり、官邸に迷走させられなくても済んだのだった。
 - ・本件事故により発生した損害の大部分は国の対応の杜撰な、しかも私よりも現場に疎い官邸の政治家たちに命を奪われたと言っても過言ではない。
- したがつて、国家賠償法に基づいて、彼らの杜撰な対応と断りもせず、了解を得ることもせずに、双葉町の災害対策本部長の職責に汚点を残させた責任を問い合わせ、係る損害の完全な賠償を求める。

（3）原子力安全・保安院

* 根井審議官

根井検査官との出会いが最初だった、福島県原子力センターで開催した福島県原子力発電所安全確保連絡会議において、原子力発電所の定期検査間隔13か月を、24か月に延長する案件を、原子力安全・保安院の根井検査課長から説明されたときだつた。私は町長になってこの会議に不慣れなことがあって、この案件はいつから始まっていたのか分からなかつたが、私は、スリーマイル島原発事故の時から、原発の危機管理について注目していた関係で、定期検査を2年にするることは感覚的に強い違和感があつたので、勢い反対の声を張り上げた。このようなことから彼は私をマークしだし、何かにつけて私に近寄ってきた。私もけんかをしたい気持ちはなかつ

たので、仲良くすることに違和感はなく、近づいていたが、検査期間はそれぞれの炉の状況に合わせて行うこととした。エネ庁に行くときは根井氏に顔を出すようになり、根井氏の密着ぶりに内心警戒しながら付き合うようにしていた。根井氏は官僚中の官僚で頭がよく、動きがよく出世するタイプだった。根井氏は私を褒め殺しについていた、双葉町の白富士という地酒を誉めては、私にこの酒を私費と公費で送らせていました。何本送ったかは数えきれない。彼は出世が早く、この後東北経産局長として、東北の原子力発電所の責任者となった。この後、本省に戻り原子力安全・保安院の審議官になった。2002年から貞観津波の問題を保安院として問題視しているころ、根井氏は何等かに絡んでいたのかなど、思うのは事故後のことである。

事故後エネ庁別館の3階の廊下の遠くで、私を見つけると、彼は急いで部屋に逃げて入った動作を見て感じた。これまで見たことがない速さで部屋に駆け込んだ姿は彼の本心だったようだ。

あれ以来、彼とは逢ったことはなかった。

* 都筑福島第一原子力保安検査官事務所長

都筑原子力保安検査官事務所長と会った日は覚えていないが、彼には独特の持ち味があり、強く印象に残っている。彼は、彼の仕事ぶりをアピールするのが長けていて、二度、町長応接室で彼の資料の説明を受けていた。その一つがこの「NISA」で（説明資料6）、2005年7月に作成された全国版のようだが、この内容からすると到底事故に至ることはない説明になっているので、自然にこの資料の説明を聞いていた。この資料の通りに保安院が発電所の監理をしていれば、事故は起きなかっただと思わせるところは、8頁の大文字の「毎日、現場で原子力の安全を監視しています。」となっているところを素直に見れば事故は起きなかっただと考えています。裁判で、予見可能性を示せと言われれば、このパンフレットを示せば一目瞭然だと思います。更に、「付録には、原子力発電所の場合、法令で周辺に与える影響の限度を年間1ミリシーベルトと記載されていますが、これに加えて国では年間0.05ミリシーベルトとさらに低い目標値定めています。」と書いてあります。これを現在無視して20ミリシーベルトという数値で避難解除させていますが、違法であることは言うまでもありません。彼とは所長時代に年に何回か、役場職員とともに清水屋で飲食を共にして懇親を深めていましたが、裏切っていたのが気づきませんでした。

* 横田福島第一原子力保安検査官事務所長

横田所長とは深い印象がありませんでした。印象が薄い感じのする人でした。

横田所長は平成22年11月25・26日に行った、福島県原子力防災訓練では、広報班に属していた。



原子力災害合同対策協議会
(福島県原子力災害対策センター)

合同対策協議会の模様



現地対策本部長到着あいさつ
(福島県原子力災害対策センター)

政府副本部長到着のあいさつ



原子力安全委員会
(福島県原子力災害対策センター)

原子力安全委員会



機能班活動（広報班）

横田所長機能班活動



模擬記者会見
(福島県原子力災害対策センター)

横田所長広報班長の記者会見

《ここで、枝野官房長官の記者会見は偽装だったことが明かされる》

横田第一原子力発電所保安検査官事務所長は、事故前には確実に防災訓練のシナリオ通りに運んでいたのに、なぜ約束されていたシナリオを守らなかったのか、解明しないと本件事故の事後の対処は始まらない。現在は虚構の事故処理を、誰かが悪い方向に誘導して進めている。出先の横田所長一存でこのような偽装をすることは考えられないで、官邸の力が動いたと考えられる。最初から本件事故はおかしい動きがあった、原子力防災専門家の不在、東京で事故の指揮を執るということは、発電所の機

能に詳しい専門家が動いていなかったこと、放射能の放出量が想定を超えていたので、被ばくの恐ろしさを知る者達は遠巻きにしていたこと、後から知ったのだが、横田所長らは発電所に常駐・常勤な筈だが、12日から行方を隠したことなどを考えると、原発行政の上層部から、発電所から退避することが認められていたのかもしれない。このために、双葉郡の各町村が取り残されたと疑いを持っている。また、オフサイトセンターへの参集の呼びかけをかければ、保安検査官の逃亡が出来なくなるから、参集の知らせをしなかったことが考えられる。

いずれにしても、横田所長の責任は甚大だ。

* 氏名不詳 「行方不明の原子力防災専門官」

双葉町の原子力災害対策計画の「説明資料3 17頁1.イ.ウ(ア)(イ)」に、原子力防災専門官が事故発生後には多くの役割が定められていて、現場の状況を確認し、速やかに事故の情報を連絡をすることになっていたが、原告が町災害対策本部長の期間中彼らの姿をみたことも、聞いたことも無かった。原子力防災専門官の存在を証明する資料はどこにも存在していなかった。

従って、彼らの正体と行動は分かっていない。

(4) 原子力安全委員会の不作為

- * 現地対策本部の専権事項に踏み込み、合議を経ないで3km以内の避難を提言して町民に被ばくをさせてしまった責任を取ってもらうことが必要だと考えている。
- * ベントについて発電所周辺の被害状況を求めるこもなく、3km以内に避難指示を出しているということでベントすることを許した。双葉町の地域性を知ることなく、地震で家屋の倒壊や停電、断水、屋内の散乱がひどく、屋内退避が不可能にもかかわらず指示をしたことは不作為で重過失、致死に至る行いをした。
- * 班目委員長は、ベントをすれば炉が爆発しないと考えていたという発言があったが、爆発をした結果に驚くという、素人くらいの知識しか持っていないことを露呈したことは、間違った人選だった。班目委員長を専門家とした選任者は、大きな間違いを犯してしまった。
- * 専門家には程遠い班目氏は、事故後に間違った答えによって、被ばく被害を加速させたので、班目氏の委員長選任は失敗だった。間違った審判をした班目氏は国民に謝罪をし、失敗の「弁償」をしなければならない。
- * 「年間20ミリシーベルトの基準について 平成24年8月 原子力被災者生活支援チーム」報告書の11ページに、年間20ミリシーベルトの基準を原子力安全委員会の考え方と明記されているが、わが国の原子力行政は、空恐ろしい集団だったということを暴露している。原子力安全委員会はそもそも、被ばくは「安心」と公言したのである。

(5) 文部科学省は行方不明になっていた

- * 本来、文部科学省は、事故が発生したら事故対応の中心にいることを事故前に原告ら

に役割を示していたが、事故が発生したらその姿を見せなかつた

(6) 菅総理騎西高校に来る

去る、平成 23 年 5 月 4 日 15 時 30 分来校。「いつもの悲しんでいるよ」という、つくり顔で来校した。一国の総理が来るということは、埼玉県警が身辺警護のために相当数の警察官が、交通整理から身辺まで警護につく物々しい中で、玄関前の階段下で出迎えた。

最初に菅総理を町長室（校長室）に案内した。椅子は 6 脚準備しておいた、3 列で対面とした。

私の右側には上田埼玉県知事、左側に大橋加須市長が座り、反対の真向かいに菅総理、向かって右側に増子福島県選出議員、左側に埼玉選出の本多議員が座り、対談を始めた。この時はまだ情報が十分把握しきれずにいたので、菅総理には懇懃無礼な対応をした。菅総理が合同対策協議会を骨抜きにしていることを詳しくは知らなかつたので、まじめに事故対応をしてくれていると本気で対応していた。

今だったら、この野郎と言つていいと思う。この時、菅総理は東電を守り、国民を裏切つてのことまでの核心はつかんでいなかつた。ただ以前から抱いていたことは、尖閣諸島で中国漁船諸突事件をうやむやにしたことは気にしていたので、彼を思う気持ちは真っ白ではなかつた。

ここで長話はできないので、私から私案を提案した、それは災害列島の我が国は、全国に 6 つの無人の村をつくる必要性を提案した。普段は管理人だけが常駐していて、重大な災害が起きたら、バスで移動して、次の日から避難者は普通の生活ができるよう 「無人の村」 の必要性を訴えた。すると菅総理は井戸川の提案はいいね、計画ができたら見せてほしいといった。この時にはすでに私の机の中に図面があつたが、後日落ち着いてから見せようと考え、示さなかつた。菅氏の性格を読むと、まだ私の警戒感が取れていなかつたせいもあつた。時が過ぎたころ、増子議員にできたと連絡をしたが、菅氏は私の提案を見ることもなく官邸から去つていった。見たいという積極性は微塵にも感じられなかつたのは、こういうことだったのかもしれない。

さて、町長室を出た菅総理はこの後 5 時間休まず、飲まずに騎西高校の全部の部屋に顔を出して、町民から大学ノート 1 冊分くらいの苦情と要望を聞き続けた。菅総理は頭が良いのか、メモは一切とらなかつた。5 時間のうち約 4 時間半は教室、部室、2 階建ての体育館、宿泊棟を回り、町民から話を聞き続けたが、メモを取ることはなかつた。菅総理は大変タフな方だなどそばにいて感じた。やがて、このようなハードな対面の効果は何も起きなかつた、やはりパフォーマンスだけの人だとつくづく感じた。5 時間もいて、何も残らなかつた人は初めてだった、この時から益々この人を嫌いになつた。

(7) 細野環境大臣の来校拒否

細野環境大臣を騎西高校に来ないよう言つたことがある。理由はその場で都合が悪くなるとよく言い訳を言う人だったからだ、それは事故対応担当大臣の時から始まつていた。

特に印象が強いのは、環境大臣になってから除染の問題解決のための会議を双葉郡町村会のメンバーと開催した。この会議の席で、細野環境大臣は我々首長の申し入れを、受け良好していた。除染は山も、川も、全部やりますと言つたが、細野大臣がある日、新聞に山と川はやりませんと載せつていた。この日のやり方は非常に卑怯な手を使つていた、この報道で我々

にものが言えないようにしたのだ。このやり方を改めるように何度も忠言したが改めることもなかった。

また、双葉町にとっては予見をしていなかった中間貯蔵施設設置を強要させようという企みを感じたので、議論だけはしようと考えた。双葉町長と大熊町長と同席で話し合いを持ちたいと進言すると、細野環境大臣は軽く引き受けた。やがて、その場所を福島市内の小料理屋に決めた。決めた場所に決めた時間に行ってみると、大熊町長の姿が無かった。細野環境大臣に理由を聞くと大熊町長は来ないという始末だった。

そこで私は、約束が違うと言いよると、細野環境大臣は、いや、まあ、今晚はこのままでというありさまだった。本来、私は約束を重んじるたちなので、細野環境大臣の言い訳を許すはずはない、彼は余りにも仁義に疎い方のようだが、この料理屋の料金（勝手に決めて1万円）を強引に細野氏に渡し、少し食べて退席したことが有る。

民主党は若い。素人集団のようだったが、細野氏は特に軽すぎた。この件が細野氏を軽蔑するきっかけだった。この後の双葉郡の首長との対談で細野氏は、葛尾村長から、大臣、我々との会議の時に、山も、川も全部除染をやると言っていたが、なぜやらないんだと問われると、いやまあ、今日から「改めて」話しましょうと、言い訳にならないことを勝手に話し出した。彼の正体を見破っていた私も、「大臣どうして約束を破るんだ」と詰め寄ると、また、言い訳に終始した。

この時、細野氏をカバーしていたのが、「切尔ノブイリ出張報告書」を書いた菅原という官僚らだった。細野氏は菅原らの手車に乗っていた節は感じていた。

まだまだ、悪い印象はたくさんあるので、騎西高校には来るなと断った。信頼・信用していないのに、逢って話をする理由はなかったので断った。

(8) 天皇・皇后陛下ご来校

平成23年4月8日、天皇陛下、皇后陛下御両人の御来校がありました。

御来校は、埼玉県から知らされた。埼玉県の指導・調整に従って、御対応をした。先だって、町民に報せ、町民にマナーを徹底させようとしたら、何もしなくてよいと指示された。この為議会にも教えなかつたので、議員から文句を言われた。

当日、加須市内は物々しい警備がなされたと後から聞いた、私は何も知らされていなかつた。

町長室は階段を上がり、2階なので1階の階段下で出迎えた。初めてのことなので私なりに緊張していた、やがて両陛下が御用車で正門から滑るように玄関前まで御進みになり、御用車から降りるなり町民たちに手を振られて会釈をされた。この光景に町民たちは感激している姿を見て、私も改めて感激を強く感じた。

階段を脇に配して、両陛下を案内して町長室（校長室）までご案内した。町長室は約8畳くらいの広さで、両陛下をご案内するようなものではなかつたが、ご臨席をして頂いた。同席したのは、私と上田埼玉県知事で、最初はなにを話せばよいのか戸惑いながら、事故前の双葉町の風景写真を見て頂いた。5分くらいの在室の後に、町長室をお出になり校舎内の廊下、教室、体育館を回り、悲観していた町民に、お二人は丁寧に優しいお言葉をかけてくださいました。町民たちは感激で泣き出す者がいました。

両陛下のお言葉には、真綿のような優しさが有りました、町民たちは永遠に忘れられないでしょう。

心から御礼を申し上げます。

(9) 国会議員の来校

政党としてのご支援、議員単独のご支援、ご声援等多数のご支援と共に、ご来校して事情を聴き取る方々等多くの国会議員が来られました。

このような中で、五名の国会議員が経済産業省の原子力関係者を同行して、私と職員の前で要望事項を聞き出してくれました。要望を政策として反映されませんでしたが、このようないやり方を福島県選出の国会議員は誰もやってくれませんでしたので、ありがたさが身に沁みました。

余談ですがこの議員の愛顧に応じて、恩返しの意味で参議院選挙に出馬しました。

来所された政党別に見ますと、共産党と公明党は組織として来所されました、政権政党の民主党は、党としては何か後ろにある東電よりの組織が、我々被災者を救済することにブレーキをかけているような錯覚をしていたので、政党としての動きはなく、私の感覚では議員個人行動のようでした。自民党は政権を取る前は、民主党の落ち度を責めることの延長上に、我々がいたようでした。政権政党に復帰したら遠くなってしまいました。

(10) 迷惑なボランティア

ボランティアの押し売り、金儲けとしてのボランティア、新興宗教の信者たちの強引な勧誘等様々な団体が来所しました。人の窮地に心配していると思わせ、町民に寄り添い、善意の押し付けがありました。外見だけで判断が難しいので、町民に注意することができませんでした。

確実な団体には出入りを制限しました。また、業者らしき者、浮浪者も出入りを制限しましたが、騎西高校は柵や門の整備がありませんので出入りは自由でしたので、怪しい者の完全な排除は出来ませんでした。

また、国の補助金で来ていたボランティアもありました、プレゼントをたくさん持ち込んで、町民たちを集めて、親切の押し売りをしていたが、本心は不明でした。

町を出て、全く見知らぬ土地に来ると方向感覚、上下左右、人間関係が全く分からぬので、誰が善人か、悪人か判別ができませんので、細心の注意をしていました。

ボランティアではなく、ここから出て行けと言う街宣車も来ました、泥棒も来ました、何が盗まれたのか分からない混乱の隙間について盜難もありましたが、これが仲間なのか、外部の泥棒なのか分からず、泣き寝入りをした町民もいました。下着泥棒もいました。

避難の苦労話は尽きることはありません。

(11) 心のこもったおもてなし

私たちは、数多くのおもてなしを頂きました。

突然、飾り気の無い青年が町長室に来て、名も名乗らず、ポケットから百万円の束を取り出して、「町長これを使ってくれ」と出しました。再度、名前を聞くと名乗らないため、領収書を書くためと説明しても、領収書はいらないと断り、着席することもなく出ていきました。

彼の眼には、ボランティアをしてやったというような心が感じられないで、彼の言うように名前を聞くことを諦め、心込めて御礼を述べました。

埼玉という地の利もあって、数えきれない方々からご芳志を頂きました。自動車会社から車を頂きました。放射能で車が使えませんでしたので、助かりました。その他、メーカー、スーパー、医療、マッサージ、入浴、給食等々数が多いので全部をここに書くことは出来ませんが、全て心温まるおもてなしを頂きました。外国からの支援にお礼を言うと、私たちが困ったとき日本からの支援を頂いたので、そのお礼ですと言つて当たり前にしてくださいと言われたことがあります。双葉町と町民はこの心を忘れてはいけませんので、しっかり子孫たちに伝えたいと考えています。私の寿命の内、どれくらいお返しができるか分かりませんが、出来ることをしたいと考えています。

(12) 震が関は本当の被災者の苦労を見ていらない

事故対応の最前線で避難の誘導や、緊急事態対応方針決定会議を連続して開催しなければならない原子力安全・保安院たちは、原子力被災者生活支援チームなるものを勝手に立ち上げて、被災者支援をすることなく監視をし始めたのだった。事故前の防災計画を実行に移行しないで、双葉町を含む町村との共同行動をとることはなかったので、真に私たちの苦労は知らない。

事故防止をしなかった責任を隠蔽することに汗をかいっていたようだった。そのひとつに、「年間 20 ミリシーベルトの基準について 平成 24 年 8 月 原子力被災者生活支援チーム」(説明資料 14) という文書が出回ったので、注意深く観察すると、事故前の約束である、発電所いわゆる格納容器から「放射性物質を閉じ込める」ということができなかつた責任追及を妨げるために、 Chernobyl の被害を矮小化した Chernobyl Forum の報告をもとに、20 ミリシーベルトを正当化しようと企んだものを挿えたのである。不始末を犯すとそれを隠すために、余計大きな嘘をつくことに繋がるが、これはまさに典型的で滑稽なものを挿えていた。この中で特に滑稽なところは、8 ページのグラフで、 Chernobyl の基準の推移を示しているところで、1986 年事故発生から段階的に引き下げてきて、5 年後の 1991 年には 5 ミリシーベルトに引き下げていることを書いてある。日本では 2011 年から 2019 年現在まで 8 年も過ぎているのに 20 ミリシーベルトのままになっているところが非常におかしい。

11 ページには、「(2) 避難については住民の「安心」を最優先し、事故直後の 1 年目から、 I C R P の示す年間 20mSv~100mSv の範囲のうち最も厳しい値に相当する年間 20 mSv を避難指示の基準として採用しました。」、(2) にある「安心」を最優先と書かれている。下段に原子力安全委員会の名前で、年間 20mSv の基準を承認した様に表示されているが、とても安心などできるわけにはいかない。「私は事故前から 1mSV の告示を熟知していて、既得権としている。」

本件事故前の防災訓練では「安心」のための避難訓練をした覚えは一度もない、放射能の被ばくを避けるために避難する訓練をしたことは、はつきり覚えているが「安心」を得るためではなかった。原子力被災者生活支援チームは明らかに事実を偽装している。

もう一度「福島県の防災のしおり」(説明資料 15) の 11 ページを見ると、避難の効果として、「避難は、放射性物質の放出が長期にわたると予測され、避難しなければ相当放射線を受けることになると予測される場合に実施される対策です。退避のように建物の遮へい効果や気密性に期待するものではありません。放射性物質による放射線を避け、または減らすために、放射線の影響がない地域に遠ざかることです。」と書いてあります。」

(注) 原子力安全委員会は、我が国の原子力利用における「安全確保」において、企画、審査及び決定の権限を持つ内閣総理大臣の諮問機関で、5 名の委員で構成されています。このうち、原子力災害の際には、「緊急事態応急対策調査委員」等を現地に派遣し、事故収束や自治体の行う応急対策に対し、必要な技術的助言を行います。

上記の(注)には、安全確保と明確に書いてある。「原子力被災者生活支援チーム」はあきらかに原子力安全委員会が意図する「安全確保」に反している。支援チームに語学力があれば、安全と安心はどちらが強さ、広さ、深さ、時間が違うかを比べればよかつたが、「安心」は内面的な要素を個人の感覚に委ねることを意味するので、上・下限や広がり、時間を外部の人間が測ることができないことは言うまでもない。「安全」とは物理的に判断することできる外的なことで、個人に限らず安全の判断ができる。支援チームはウソの文書を偽装して墓穴を掘ったのである。

私は情報操作と隠蔽の被害者である、その私が如何に苦労を重ねたかを知れば、このような嘘で騙そなどと軽率な資料で、20 ミリシーベルトを流布しなくともよかつたと思う。しかし、このウソの基準で損害賠償の基礎を作って、東京電力が有利になるようにしたので、詐欺罪に該当すると私は考えている。

これに関連して、「 Chernobyl Outpatient Report August 2002 (説明資料 16) 」に出典や文責が記載されていないものを見ると、放射性物質の拡散面積の比較の偽装が分かる。 Chernobyl 事故では全方位の面積を記載していて、日本の場合は福島県内的一部しか示されていない、これは明らかに頭の悪いものが作図したに過ぎない。比べるのであれば、同じ条件で、同じ尺度で、海上に出た量も比べなければならない。したがって 3 頁の数値は何ら根拠と証拠のない作文であることは明瞭だ。

5 頁全面に書かれていることは、衆議院 Chernobyl Nuclear Power Plant Accident Investigation Committee Report (平成 23 年 12 月) と比べれば虚偽記載であることは、はっきりわかる。

23 頁の下段の右側の表は、「母親たちが決めた放射線量の目安」として、ロシア語の説明をわざわざ、ぼかして見えないように加工しているが、これはすでに解説してある。ロシア語も日本語に訳して何が書かれているのかは目を通してある。ここでも 1 ミリシーベルトを境界にしていて、20 ミリシーベルトなどという数字は書かれていません。

原子力被災者生活支援チームとは、被ばく推進組織のようなので、犯罪組織ということができる。

更に許せないのは、 Chernobyl 原発事故と東電の事故との比較が 6 分の 1 とか 10 分の 1 とか被告らが小さく偽装していることだ。 Chernobyl 原発事故の冷却水は閉鎖された水域なのに、東電の事故は公海に放出している。事故後にプラントを密閉した Chernobyl 原発と、東電の事故現場は、3. 11 から現在まで空中と公海に放射性物質を野

放図に出し続けていることの比較がされていないのは大問題である。

図1：吉田由布子さんが和訳したもの

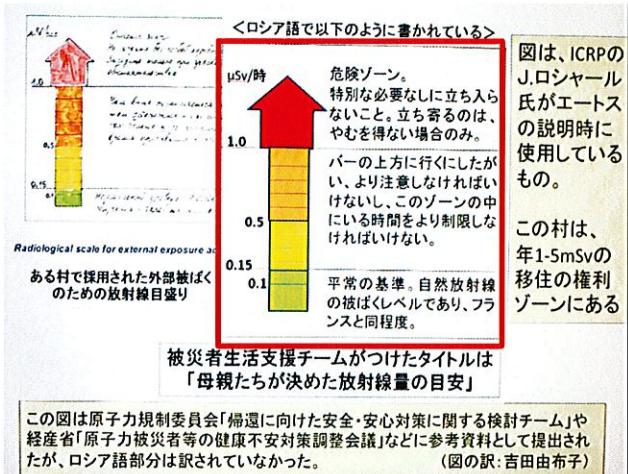


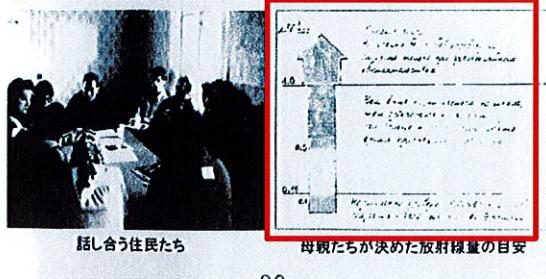
図2：チェルノブイリ出張報告にあるもの

取組例2) 牛乳の品質管理

問題意識:汚染された牛乳による子どもへの健康影響が懸念

- ① 自家用牛乳の放射能濃度を個人酪農家自身が測定
- ② 自主的に参加した牛乳生産者が「牛乳汚染マップ」を作成

汚染されていることがわかった牧草地について飼料を改善



23

上図の1は分かりやすいが、2のほうの「母親たちが決めた放射線量の目安」としてあるが、読めない資料で国民を騙しているのは、一目瞭然でその意図は子供でも分かるのである。

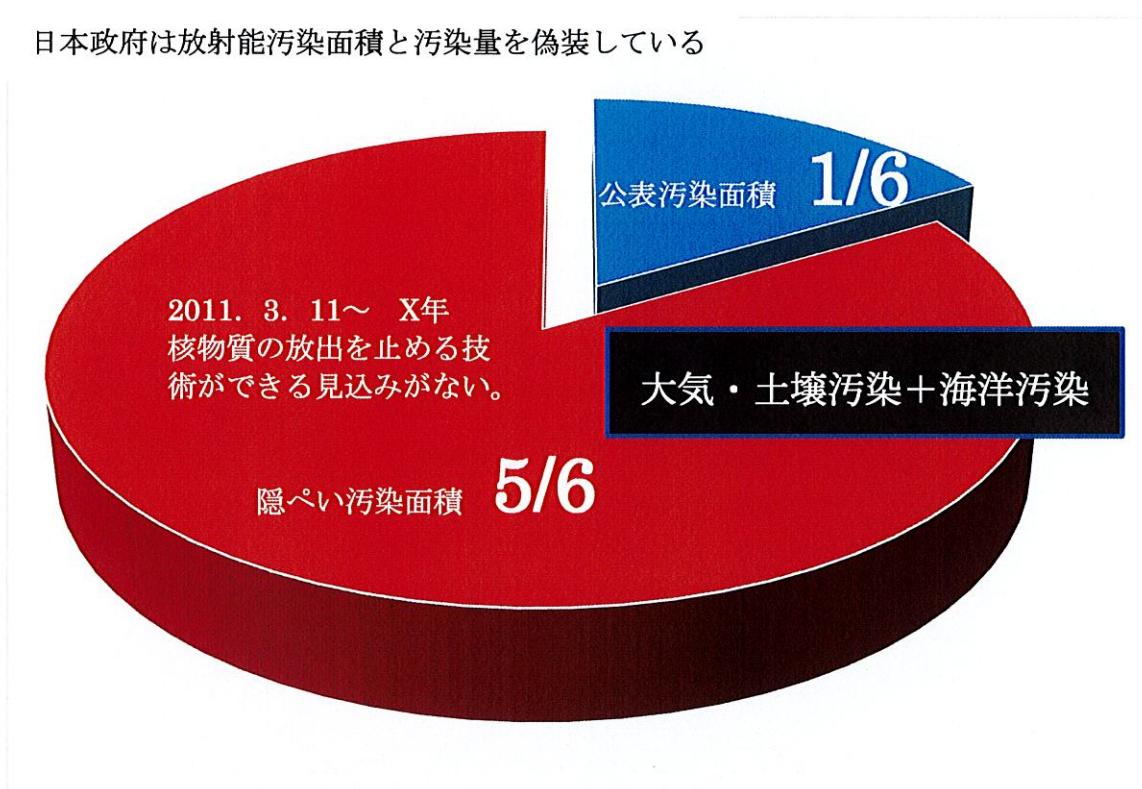
20ミリシーベルトにしたい訳は、事故発生直後に決められていた防災訓練のシナリオ通りにすると、福島県内はおろか、関東、東北一円が避難させなくてはならない、超大規模な事故に対応できなかつた行政は国民から不作為を問われ、原発は絶対安全と風評を流してきた原子力行政が、お粗末だったことを世界中に広がることを恐れたものと推測することができる。さらに、福島県は、職員が県民の避難誘導ができず、財團法人原子力安全技術センターから福島県原子力センターへ、3月11日23時49分にスピイディ情報が届けられたが公表をとめた。県庁幹部が県民の流出を止めということを言うが、本心は救助の対応ができなかつたのだと推測できる。発電所に隣接する双葉町に発電所情報を知らせなかつたことがそもそもおかしい。

双葉町には、福島県から直通のFAX回線が敷かれていたので、知らせるることは可能だったが、これをしなかつた。双葉町民の被ばくは、福島県の悪質な不作為によって発生したと言つても過言ではない。

だからと言って国に責任がないとは決して言えない。原子力安全・保安院は原災法第10条通報が発電所から発出されたら、オフサイトセンターに参集要員の参集の呼びかけを直ちにやることが決まっていたにも拘わらずしなかつたことは、本件事故の最大の故意・過失である。私が見るところ、彼らの行政過誤は放射能の量に匹敵するほど大きく、底がないくらい深い。これらの不作為を隠すためと事故の規模を小さくし、20ミリシーベルトを上限値にすることにより、20分の1に被害を減らす目的があつたように推測する。

つまり、日本政府を挙げて責任追及を避け、事故があいまいな形を作り、国民が真実の追及をあきらめることを望み、忘れさせる工作として「放射能のことを言うのは、復興の妨げになる」と被害者たちを脅迫しているのだ。

日本政府は放射能汚染面積と汚染量を偽装している



政府がやっ気になって放射性物質の汚染量を矮小化しているのは、本件事故の深刻さが分かっているから本当のことを言えないのが原因。

因みに、東海村で原発事故が起きたことを想定していた損害額の計算では、日本の国家予算の約2倍以上かかると試算されている。このことが公になったら、日本の財政と東電並びに株式、銀行等に大きな影響が出るからだと考えることができる。しかし、私は事実の責任追及を優先させることにする。

14 ボランティアの悲喜こもごも

災害ボランティアにはルールが必要と感じた。本心からのボランティアと政府から資金をもらうためのボランティアがいた。

本心からのボランティアは心をくすぐるを感じるが、資金を得ているボランティアはこの場をやり過ごせばよいので、被災者の心の中には入り込めなかった。このボランティアは楽しくない演出とプレゼントで満足させようとしていたが、被災者も見抜いて適当に付き合っていたようだった。やがて資金の提供が討ち切られると消えてしまった。目は心の鏡と言いますが、ボランティアの方たちの目線を注意していたので詐欺には合わなかつた。

本心からのボランティアの方々は身銭を切り支援していたので、多くの町民は温かい支援に感謝していた。これまで霞が関や国会議員たちがボランティアに来た姿を見たことがなかつた。

芸能人、スポーツ界、音楽界、文化人、外国人などのボランティア・支援については記憶しているが、原子力産業で潤ってきた企業のボランティアや支援は皆無だったように記憶している。アメリカと違って我が国の大金持ちには、困っている人に寄付をするという文化がないのかもしれない。国の税制を変えなければならないのかもしれないと思う。

悪意のボランティアがいたことも付け加えておきたい、双葉町に戻って家財道具の持ち出しなどの労務提供を強引に勧めて、労務費を請求するのだったのかもしれない。様子を観察しながら町民には未然に注意喚起をしてきた。

15 台湾の支援は心がこもっていた

台湾からは打算を考えない、いろいろな支援を頂いた、お金は直接頂かなかったが、物資は頂いた。総額を後で知ったが、世界で一番多かったように記憶している。どこが受け入れたかは未確認である。全てお金が万能の世の中だが、たびたび学校を訪れて被災町民の心の支えになっていたのが忘れるることはできない。

事故後、我が国の原子力推進機関は、事故の責任転嫁と自分の組織を守るために、逃げることしかしていない姿を見せられていた時なので、健全な政府が存在していないように感じるときだったから、余計にありがたく感じたのかもしれない。

16 インドの子どもたちの真心満載の支援

この事故で、一番心が打たれた義援金だった。資本主義がこのままでよいのかを問う問題を突き付けた義援金だった。インドのことは詳しく知らないが、騎西高校の町長室に義援金を持ってくれた子どもたちのインドの写真を見ると、この子供たちが住んでいる街路の真ん中が排水路のようになっていた。大変貧しく困窮した生活を強いられていることは、町長室に入ってきた子供たちのとてもきれいとは言えない容姿からは容易に判断できた。

彼らが私に差し出した義援金はインドの古びた紙幣でした。差し出したルピーは円に換算したら約7000円くらいだった、これをわざわざ日本の双葉町に届けに来たのだった。私はこの子供たちに心からのお礼を言うとともに、私は頑張らないといけないと心に刻んだ。この縁を繋いで頂いたさいたま市の高校の先生に感謝を申し上げて、先生がインドに行くとき、私財の2万円をこの子供たちに渡してくれるよう頼んだ。返礼と言うものではなく、僅かでもこの子どもたちが無事成長してくれることを願うものだった。

日本政府への不信の真っ最中に、無垢で打算のないこの子どもたちの顔を見ると、すごく心が晴れる思いだった。経済優先に取り残されている、この子どもが、経済という魔物に汚染されない未来が来ることを願った。

それにしても悲しいのは、本件事故で原子力利権に汚染された経産省が、事故の責任を放棄して、その損害を、被害を受けた我々に転嫁していることだ、これをいさめる役所・司直が沈黙していることは狂気の沙汰だ。日本政府の構造的汚染は留まることが無く、益々勢力を増して、公民の意識を、オリンピックに事賭けて事故を終わらせようとさえしていることだ。

経済のためにという理由で本件事故を矮小化することは、犯罪である。まさに公務員職権乱用の事実はたくさん存在する、その代表的なことは、公認されていない20ミリシーベルトを公民に押し付けたことだ。20ミリシーベルトの偽装は明らかで、事故前の被告らの文書にはどこにも記載されていなかった。もし、20ミリシーベルトが正しければ、1ミリシーベルトは文書偽造と同行使となり明確な犯罪になる。私を、また双葉町を騙したことになる。

私には20ミリシーベルトに我慢する理由は微塵もない。いやだ。また、私は一度も合意、了解していない。彼らが頼みもしない20ミリシーベルトという基準を、経済優先という得体が分からぬものを理由にしたのであれば、はっきり断る。いやだ、いやなことを受ける理由も存在していない。被告経産省が20ミリシーベルトを示す前に、法制化しなければならない。しかし、本件事故が起きた時は、1ミリシーベルトが告示されていた、20ミリシーベルトは事故後、彼らが言いだしたもので、20ミリシーベルトを基準とすることは、不遡及の原則に反して、本件事故には反映できないことは公知の事実である。事故の責任回避のために、20ミリシーベルトを使ったことは明らかに義務のないことを強制している。優越的立場を悪用した公務員職権乱用罪に抵触していると考えている。

✧ 被告国へ忘れたふりは駄目！（説明資料17）

文科省は双葉町と事故時の対応を約束していたではないか。しかし、やらなかつた。

この不作為の影響は甚大すぎて、被害を全部解消しない限り責任を取ることは出来ない。



この資料は平成16年3月文部科学省が
双葉町に配布したものである。

担当部署

「文部科学省」

科学技術・学術政策局

原子力安全課 防災環境対策室」

はじめに

平成11年12月、原子力災害対策特別措置法（原災法）が制定されました。この法律は、同年9月に発生した東海村におけるウラン加工施設の臨界事故を教訓とし、原子力防災に対するこれまでの法令体制などを抜本的に見直し、新たな仕組みを構築しています。柱となっているのは次の3点です。

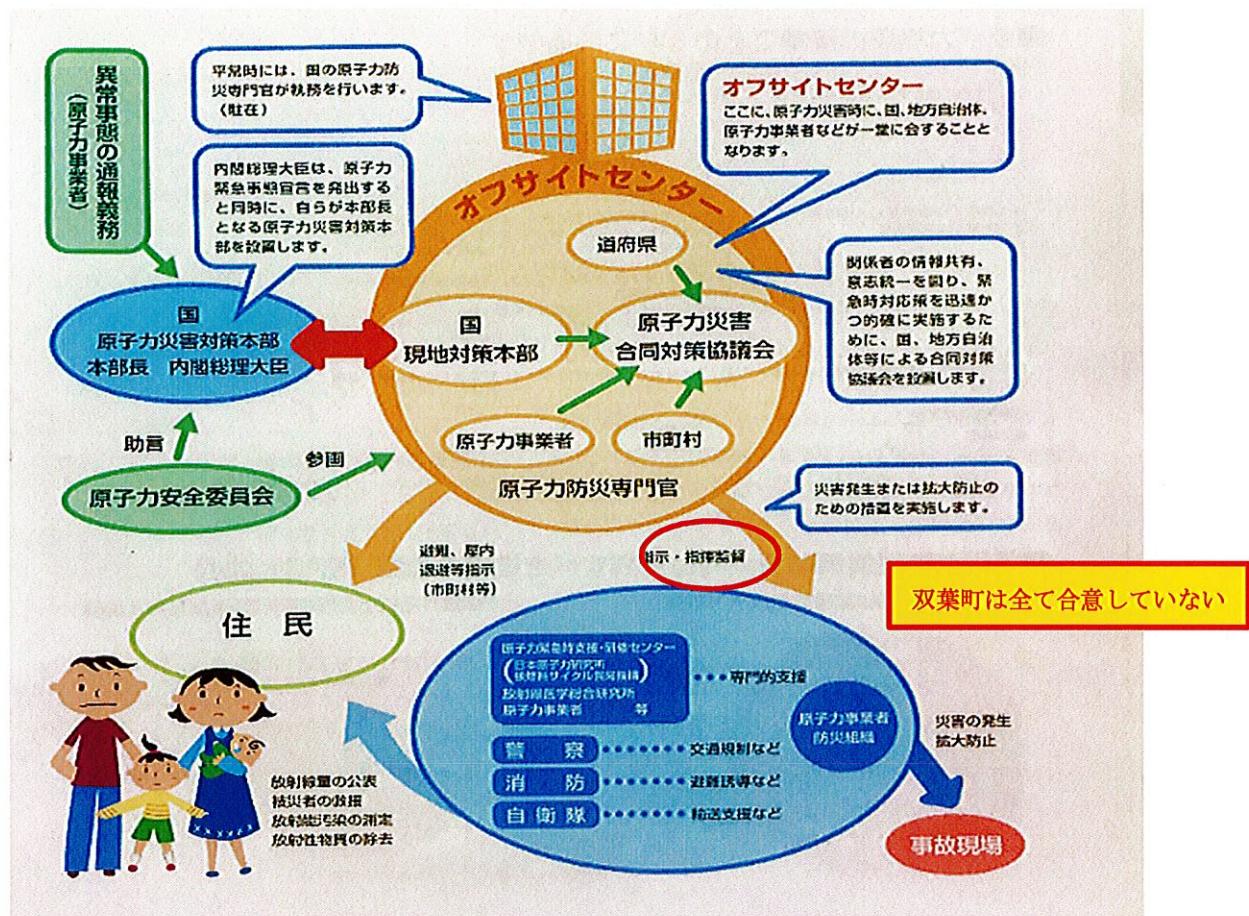
- ・初期動作の迅速化と、国と地方自治体との連携強化
- ・原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化
- ・原子力事業者における防災対策上の責任の明確化

また、原子力防災の対象施設は、従来原子力発電所と再処理施設でしたが、原災法では原子炉等規制法に定める試験研究用原子炉、核燃料使用施設などを含めた原子力施設全般に広げられたのも大きな特徴です。

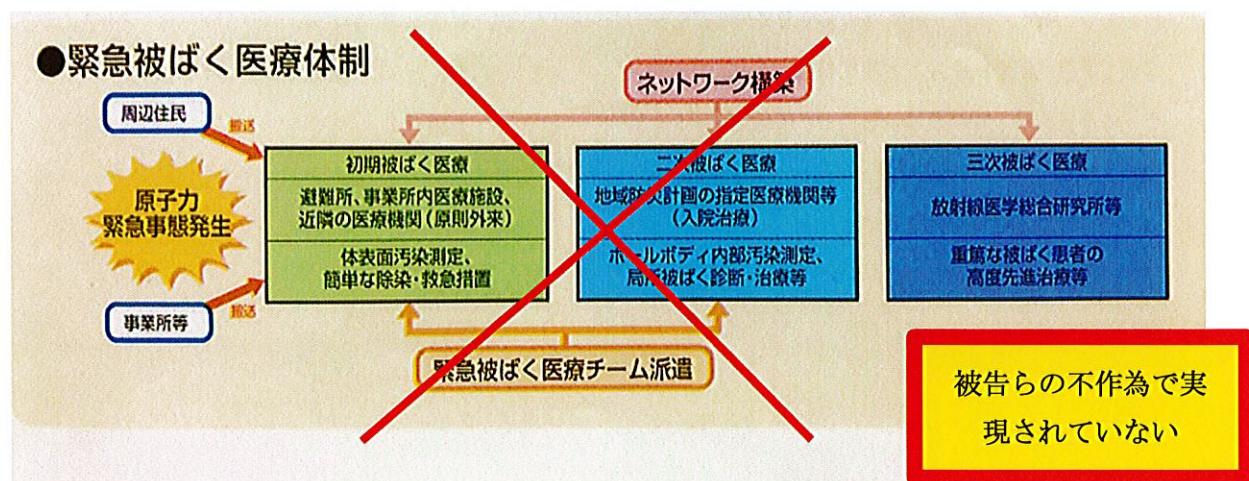
本冊子では、原災法などによる原子力防災体制の要点と、新たに原子力防災の対象となった試験研究用原子炉および核燃料使用施設の安全と防災のあり方についてわかりやすく説明するよう努めました。地域住民の安全確保に重要な役割を担う地方自治体の原子力防災担当者をはじめ多くの方々にご理解の一助となることを願っています。

原子力発電所で事故が発生した場合に、ここに書かれているような体制で事故に対応しますと

書かれていたが、本件事故では、全て実行されなかった。このため双葉町と町民たちに多くの損害と被害を与えてしまった。



この姿しか想っていなかったが、官邸は断りもしないで勝手にこの仕組みを変えてしまい、双葉町は取り残されてしまった。本件事故対応は地元を外して東京だけで決めてしまった。



緊急被ばく医療体制は成立させていない、初期被曝医療を実施しなかった。

※ 緊急被ばく医療（13頁には）

「緊急時においては、放射線医学総合研究所、国立大学附属病院等から専門家が派遣され、原子力災害合同対策協議会の医療班の指示のもとに対策が実施されることになります。

緊急被ばく医療体制は、外来（通院）診療を行う「初期被ばく医療体制」、入院診療を行う「二次被ばく医療体制」、より専門的な入院診療を行う「三次被ばく医療体制」の三つの体制からなります。

初期被ばく医療体制では、避難所、事業所内医療施設、近隣の医療機関において、体表面の汚染の測定や簡単な除染・救急処置を行います。また、二次被ばく医療体制では、地域防災計画で指定されている医療機関において、内部汚染の測定や、局所被ばくの診断・治療を行います。さらに、三次被ばく医療体制では、放射線医学総合研究所や高度な専門医療を行うことのできる地域の国立大学附属病院等において、重篤な被ばく患者の高等先進治療を行うこととなります。」

と書かれていますが、現実は、福島第一原子力発電所事故の発生以降、原子力災害合同対策協議会が行方不明で、どこで誰が何をやっていたのか分からぬ状態になっています。

しかも、緊急被ばく医療が必要無いように、放射性物質の拡散実態を隠し、スクリーニング基準を10万cpmに引き上げて、避難が必要無いように福島県と国がしました。この事実を隠ぺいするために、スピイディ情報を隠し、ヨウ素剤の服用を止めたことは悪質である。事故前の約束では、ヨウ素剤の服用は予防服用とされていたが、事故が発生したら服用をさせませんでした。

本件事故では発電所から放出された放射性物質に被ばくした者はいないように偽装されていますが、本当ではありません被ばくした人を調べればすぐにわかるのですが、事故後の対応を担っているのが、加害者の国と東電だから、責任を問われないように工作をしているのです。

上記してある「はじめに」について事後評価をすると

- ・「初期動作の迅速化と、国と地方自治体との連携強化」について解説すると

どこから初期なのか分からぬ。事故発生以来全部国がやったので、何が起きて、どのような初期動作をしたのか、誰が誰と決めたのか、何をもって判断と決断をしたのか、双葉町災害対策本部では連携した事が無いので、連携強化ということを想像すらできない。

- ・「原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化」について解説すると

原発は壊れ、爆発をして放射性物質を関東・東北一円の陸・空・海に放出したようだが、その事実は分からぬ。全て事実が伏せられていて、推定しか公表されていないので、放出された実数は闇の中に収められている。原子力発電所で事故が起きたら、国が行う事は様々な防災・減災、救助・救済のマニュアルはあったが、菅官邸の単独行動によってシステムは壊されてしまい、体制の強化は図られなかった。

- ・「原子力事業者における防災対策上の責任の明確化」について解説すると

東京電力は責任を認めていない。強大な電力の政治、経済、文化の支配力で「想定外」という言い訳を錦の御旗として、被害住民をないがしろにし、司法まで支配しているので、責任を果たそうとはせず、事故の後始末を国民に転嫁している悪徳企業である。

17. 福島県の約束と妨害行為 (説明資料 15)

福島県は、平成 16 年 3 月 「原子力防災のしおり」を発電所周辺の住民に配布していました。裏表紙には「原子力発電所の緊急時用に地域の皆さんができるべき行動など大切な事柄が書かれています。目につく所に保管し、いざという場合に活用してください。」と注意書きまで添えられています。

11 頁には、避難の効果として避難の意義が書かれている「避難」とは、放射性物質の放出が長期にわたると予測され、避難しなければ相当放射線を受けることになると予測される場合に実施される対策です。

退避のように建物の遮へい効果や気密性に期待するものではありません。放射性物質による放射線を避け、または減らすために、放射線の影響がない地域に一時的に遠ざかることです。(注)：原子力安全委員会は、我が国の原子力利用における安全確保において、企画、審査及び決定の権限を持つ内閣総理大臣の諮問機関で、5 名の委員で構成されています。このうち、原子力災害の際には、「緊急事態応急対策調査委員」※1等を現地に派遣し、事故収束や【自治体の行う応急対策】※2に対し、必要な技術的助言を行います。と注意書きされています。

原告証言：※1について、3.11 以降、双葉町災害対策本部には「緊急事態応急対策調査委員会」なる者たちの姿、形を示すことは皆無だった。

※2【自治体の行う応急対策】について、同上皆無だった。事故直後に原子力保安検査官たちが事故現場から逃亡する始末だったことは周知の事実ですが、原子力安全委員会は放射能から遠く離れて様子を見ながら、放射能まみれにされていた双葉町民のそばに来て寄り添うことなどせず、被ばくの恐ろしさを知る原子力安全委員会は、双葉町民が放射能の海でさまよう姿を見て近づくことを憚り、応急対策の助言をあきらめ遠望していた。これらも積極的な不作為を働いたことになる。

更に、19 頁には防護対策の「解除」について説明しています。

「事故が沈静化して原子力発電所からの放射性物質の放出が止まり、環境放射線モニタリングの測定結果等について原子力安全委員会等の判断を踏まえて解析した結果、周辺地域が放射線による影響を受けるおそれがなくなったと認める場合は、屋内退避、避難等の措置が解除されます。」 原告コメント：(この決定を行う場所は、現地に設ける「合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議」において決定することになっています。)

追記：●損害賠償の請求等：屋内退避または避難等をされたさんは、原子力災害時にその地区に存在したことや、避難所においてとられた措置を記録するため、各市町村で被災地住民登録を行います。

また、将来の医療措置や損害賠償の請求等のため、市町村では、屋内退避や避難の状況のほか、飲食物摂取制限、農畜水産物の出荷制限、立入り制限等による損害を調査します。

このほかにもいろいろと、福島県は約束していました。この約束を果たしていれば、悪意の第三者に被ばくの影響を否定されることも無く、福島県立医大の県民健康調査で「被ば

くの影響とは考えにくい」などと言われることはなかったのです。

以上述べました事故前の約束を反故にして、この約束を知らない多くの国民に誤ったメッセージを送り、福島は安全だという宣伝を、公金を使いマスコミに宣伝させている。その福島県が事故前には防災訓練マニュアルに従い、住民の安全な避難訓練を実行していました。本件事故が発生したら、発電所から放出される放射性物質を限定し、しかも正しい放出量を公表しないで、一方的に線量基準を引き上げて避難の必要性に蓋をしてしまった。そのうえ悪質なのは、偽りの安全を悪意の第三者やマスコミを使い、実害を風評被害に言い換えさせている。放射線には素人の著名人に「安心」を流布させて、避難を妨害している。このようなことから原告は、被告国と福島県が一緒になり、原災法を曲解し、脱法していることにともなう損害が存在するので求償します。

18. 命の情報閉鎖を指示した者「東電テレビ会議 49 時間の記録」(説明資料 18)

03/14 08:40:35

『1F 広報班： 本店さん、本店さん、すいません。えっと、1F 広報班です。えっと、いま、あの、3号機の圧力容器、圧力異常上昇ということで、15条のプレス文を用意しておりますが、国から、あの、マスコミをとめているということで、プレス発表を行わずに待っている状況でございます。えっと、一方で、福島県のほうから9時から関係部長会議をマスコミオーブンで行いたいと、それなので、9時までにこのプレスを行うように依頼をされております。調整をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。』

* 福島県が、9時開始のマスコミ取材ありの部長会議の場に、3号機の格納容器の圧力が異常上昇したとの報道発表文を出すので、それまでに報道発表するよう求めてきた。一方、東電は官邸と保安院にこの件は報道発表しないよう求められている。どうしましょうかという問い合わせである。

1F 保安班：えっと、保安班より連絡します。8時40分現在のこの部屋の環境線量率は先ほどと変化はありません。以上です。

本店小森常務：いや。この、なに、プレス文をレビューせえって言うの？

1F 発表せよということなんで。

1F 広報班：そうです。9時から関係部長会議で県は使いたいと、その前にプレス発表をしてほしいという要望です。

本店小森常務：いや。それで、その、中央側のほうとの調整のほうが大事なの？どっちなの？

1F 広報班：えっと、あの、国がマスコミをとめているということで、プレス発表できない状態でいると、ちょっと、あの、1F のほうで認識しているんですが、事実等であれば9時までにプレスをさせてくれという、あの、福島県からの要望を聞くとしたら、そういう折衝をしてもらいたいと思います。

本店小森常務：うん。だから、これ、むしろ中身のレビューじゃなくて、そういう話。

本店：あの、本店側としては先ほど《ピー音》のほうからお話をありがとうございましたが、こ

の事象に関しては官邸も保安院のほうもすべてプレスに対する情報はとめていると。それに伴って事業者からの公表もやめろ、ということでとめられてきています。その状況の中で、今度は県のほうがやれと言っているということです。

本店小森常務：いや、だから、事業者としては、県が言ってますよって話は伝えてもらって。県と保安院とか、ちょっと調整してもらうしかなくて、我々の決定権っていうのはどちらかというと…。本件はいま、原子力災害特別措置法に基づいた国のガバナンスがうんと強い中の話しになっているので。もちろん、県を無視することは全くないんだが。

03/14 08:43:22

本店 : じゃあ、まず、官邸に告げ口、官邸に告げ口。県からこう言われて困っていると。

- * 報道発表を止めろと言っているのは官邸と保安院であるから、そちらに相談しようという意見。

08:43:30

本店石崎部長：要は我々が認識しておかなければいけないのは、そういう状況を説明しても、県は必ず単独でプレスをすることになるから、そのときにどうするかってことを考えといったほうがいいってことですけどね。

本店小森常務：ええ、ええ。

本店石崎部長：ちょっと考えます。はい。

本店小森常務：ちょっと、まあ、9時からの関係部長会議で急に言われても、もう時間的余裕があんまりねえな。

本店小森常務：いま、それ誰か、官邸に話をしてくれてる？

本店 : いまちょうどやってくれてます。

本店小森常務：はい、はい。

本店石崎部長：県にはですね。福島事務所を通じてこれからやっときますから。はい。

本店小森常務：はい。

- * となっています。ここまで見ていくと地元の自治体の、存在を明確に阻害していることが証明できます。これは大きな損害です、看過できません。

※ 原告所見—最重要な問題：【報道発表を止めろと言っているのは官邸と保安院】

原発が爆発の危機に際して、官邸の人たちは良くも言えましたね。官邸と保安院は私たちの命の情報を盗ってしまいました。事故現場を抱える双葉町民の生命、身体に関わる重要な現場の情報を官邸と保安院が止めろということは、災害対策基本法並びに原子力災害対策特別措置法のどこにも定められていません。官邸と保安院が情報を止めさせたことは、双葉町災害対策本部長に定められている住民の「生命、身体及び財産」を守らせなかつたのです。長に定められていた執務を妨害しました。これは犯罪です。この損害は甚大なので請求をします。

19. 総理大臣官邸原子力災害専門家グループの妨害行為（説明資料 19）

「総理大臣官邸原子力災害専門家グループとは、2011年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故に関し、随時総理大臣官邸に対する助言を行っている外部の専門家集団。」

助言対象は、「・被災者の避難、受け入れの際の安全確保に関すること。・被災者の被曝に係る長期的な医療、健康管理に関すること。・その他、放射性物質に関する人体への影響に関すること」

構成員は、遠藤啓吾氏、神谷研二氏、児玉和紀氏、酒井一夫氏、佐々木康人氏、長瀧重信氏、前川和彦氏、山下俊一氏らが名を連ねている。彼らの経歴を見ると、何れも放射線に関与している方たちであることが分かる。所謂彼らの属性を見る限りにおいて、核産業の推進に尽力されてきたように観察される。福島の事故においては早くから、被ばくの影響を肯定することなく、否定してきた方たちである。総理大臣は国の長として、公正、中立、公平な立場にあるべきであったが、総理大臣は彼らの強い影響を受けていたことが窺がえる。このグループらが福島において原発事故由来の放射性物質による汚染され続けている現状を、正確に見ることを避けてきた者達である。彼らの背景を見ると、IAEA、ICRP、NUSCEAR 等核産業の中心にいて、 Chernobyl 事故では被害の矮小化報告を拵えた集団に何らかの影響を与えた方たちが参加しているのが、この専門家グループの正体と見ている（私見）。

彼らの議論を見ていると、予防原則、所謂、被ばく被害を未然に防ぐ方法論は存在していない。しかも、彼らの論法は被ばくしたことを問題視することを避けて、被ばくさせた責任論を棚上げにしようとしている。被ばく被害の申告は、被ばく量に比例することなく自分の自由な裁量権に基づくことなので、彼らに被害者の主張を否定する権利は有していない。

事故前の理は、放射能を公共環境に出さないことで、原子力発電所の運転を許してきた歴史がある。この歴史と地域の契りを乱すような集団は、狼藉者で事故に付随した犯罪者と言わざるを得ない。被ばくに対する安全の評価は広島・長崎においていまだに裁判が起きていることから、この集団の振りまいっている「安全」「安心」は信用できない。

物理的な不安全な環境に暮らすことを、宗教的に安全だと思わせるような結論になっていることが、反って危険を示しているとしかとらえようがない説明になっている。

彼らの議論の依頼者は、善良なる福島県民では無いことは容易に判断できる。

福島県民の主権に基づいて彼らに議論を求めていたのであれば、この委員たちが県民の意見を集約して委任契約なり、同意書が存在しなければ、何も効力は発生しない。この委員たちだけの意見で、彼らだけの従来からの理論づけにされることは望んでいない。事故後の対応を官邸が行ったとなれば、国民の権利に対する越権であり、私的自治権の侵害を働いた故意・過失に当たると考えることができる。

彼らの議論は永久に残る証拠なので、今後、時間をかけて現れてくる実態に照らし合わせて、検証していく事が必要と考えています。

私は、自分の線量基準は炉規法の告示 1³シーベルト以下の既得権を死守するとともに、彼らに私の被ばく量の判断と解釈を任せることは、過去、現在、未来ともない。

20. 参議院予算委員会の質問主意書・答弁書の抜粋

ア 質問第一八十三号 質問者 森まさこ：オフサイトセンター（福島県原子力災害対策センター）の機能停止に関する質問主意書並びに菅総理の答弁について（説明資料20）

質問の要点：三 平成二十三年五月二十三日の参議院決算委員会において、高木義明文部科学大臣は、平成二十三年三月十一日の二十三時四十九分に、文部科学省の指示により原子力安全技術センターからオフサイトセンターに対し電子メールで「SPEEDI」の単位放出源情報が送られた旨答弁しているが、この電子メールを受け取ったのは誰か。また、この情報を大熊町に知らせなかったのは、如何なる理由によるものなのか明らかにされたい。

四 原子力災害発生時の対策拠点として設置された当該施設とその職員が、事故発生に際して、安全な避難のために重要となる情報を周辺住民に伝えることもなく、施設を放棄、機能を停止した事実について、政府の見解を明らかにされたい。

回答：三について、平成二十三年五月二十三日の参議院決算委員会において、高木文部科学大臣は、「大熊町の福島県原子力センター、ここには十一日の二十三時四十九分に電子メールを送ったということです。」と答弁したところであり、当該電子メールは、お尋ねの「オフサイトセンター」に設置した現地対策本部ではなく、福島県原子力センターに送信されたところである。同センターに送信されたSPEEDI関係情報の取扱いについては、福島県において判断しており、政府としてその詳細は把握しておらず、お尋ねにお答えすることは困難である。四について、お尋ねの「オフサイトセンター」に設置した現地対策本部は、使用可能な通信手段が衛星電話一本のみであったなど現地対策本部としての機能を確保する事が困難であったことから、福島市内に移転したものである。政府としては、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の周辺住民に対する避難又は屋内退避の指示について、枝野官房長官の記者会見等を通じて周知を行ってきたところであり、また、現地対策本部においては、移転の前後を通じて、環境放射線のモニタリング結果の収集を行うとともに、関係機関と連携した住民の避難支援及び避難状況の確認を行ってきたところである。

井戸川所見： これは明らかに虚偽答弁ということが出来ます、国とは共有していません。どこの誰が言ったのか分かりませんし、双葉町としては、これらについての通報並びに連絡が無く、町災害対策本部で、協議を行ったという公文書がありません。

イ 質問第一八一号 質問者 森まさこ：緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI」の情報開示に関する質問主意書並びに菅総理の答弁書について（説明資料21）

質問の要点：一 前文略、この見解に照らし、政府が、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI」による福島第一原子力発電所事故に起因する放射線の計測・拡散予測情報を、事故発生後長期間にわたり公表をしていなかったことは、国民の知る権利を害する重大な問題であると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 「SPEEDI」による放射線の計測・拡散予測情報の開示の遅れ、そして福島第一原子力発電所の炉心溶融に関する情報の遅れ等を受け、情報開示に関する政府の姿勢に対して被災地の住民を始め国民は大いに不信を募らせている。この事態に鑑みて確認するが、現在政府は福島第一原子力発電所の事故に関して公表していない情報は無いか、明らかにされたい。

五 「SPEEDI」の運用と情報の伝達・開示について以下のとおり質問する。

1について～

2について～

3について～

4について～

5について～

6について～

7について～

8 省略

9 省略

10について

回答：一、二並びに五の1から5まで及び10について

前略～地震による通信系統の途絶等により、原子炉の状態等に関する情報が入手できなかつたため、実際の放射性物質の予測放出量等の情報を得ることができず、これに基づく放射能影響予測を行うことができなかつたものであり、現在においても同様の状況にある。

～中略～

四について、一、二並びに五の1から5まで及び10について述べたとおり、政府においては、現時点で、必要な情報は公開しているものと認識しているが、今後とも、福島原子力発電所の周辺住民等に役立つ正確できめ細かな情報の提供を行ってまいりたい。

五の6について、お尋ねについては、平成二十三年三月十一日午後十一時四十九分に、財団法人原子力安全技術センターから福島県原子力センターに対し初回の情報提供を行っている。

五の7について、福島県におけるSPEEDIに係る情報の取り扱いについては、同県において判断しているものであり、その詳細は把握しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

井戸川所見：国はできなかつたと強弁しているが、双葉町は「できなかつたという不作為」の被害者です。出来ない、分からぬで済ませる問題ではないのです。出来なかつたために新たに被害が発生したのです。何を偉そうに答弁するのか、分かりませんが、カン違いしています。

「現時点で、必要な情報は公開しているものと認識しているが」と答弁をしている。嘘だった、双葉町が最も必要とした情報は「合同対策協議会の席上、誰かに付度されない生の現場情報だった。」政府は事故の対応を失敗しました、したがって失敗に報酬はありません、あるのは失敗に対する弁償です。

ウ 質問第一三二号 質問者 上野通子：緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI」に関する質問主意書並びに菅總理の答弁書について（説明資料 22）

質問の要点：一 「SPEEDI」は文部科学省所管のシステムであるが、政府は平成二十三年三月十六日、官房長官の指示により、同システムの運用を原子力安全委員会に一元化したとされる。～

二 政府は平成二十三年三月十一日の東日本大震災発災後、東京電力福島第一、第二原子力発電所周辺に避難指示区域を設定した。同区域の設定に際し、政府は「SPEEDI」による放射性物質の拡散予測データ等を活用したのか、明らかにされたい。

回答：一及び四について、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDI」という。）については、財団法人原子力安全技術センター（以下、「センター」という。）において、文部科学省の委託を受けて実施しているSPEEDI高度化のための調査の一環として、中央情報処理計算機の維持・管理を行っているほか、緊急時には、文部科学省の指示を受け、放射能影響予測等を行い、その結果を関係機関に伝達することとしており、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「地震」という。）の発生後、文部科学省の指示を受け、東京電力福島第一原子力から一ベクレルの放射性物質が放出されたと仮定した場合の周辺環境における放射性物質の大気中濃度及び空気吸収線量率の試算等を行い、その結果を原子力安全委員会（以下、「委員会」という。）を含む関係機関に伝達しているところである。

～ご指摘のように「運用を原子力安全委員会に一元化した」という事実はない。二について、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所については、地震による通信系統の途絶等により、原子炉の状態等に関する情報が入手「できなかつた」ため、実際の放射性物質の予測放出量等の情報を得ることが「できなかつた」。こうしたことから、平成二十三年三月十一日から同月十二日までの間に原子力災害対策特別措置法に基づき行った避難のための立ち退きに係る指示の際に、SPEEDIを活用することが「できなかつた」。

井戸川所見：「できなかった」で済む話ではない。できなかったことは結論ではない。

5W3Hの考察で分析しなければならない大問題だ。當利企業であれば、社員が目的を果たせないで帰ってくることはあり得ない。

その目的が単に商品の販売であれば自分の給料に響く問題で済むが、商談となれば会社全体、全社員の問題で一人が責任を取れば済むことはない。

本件事故は大きく言えば地球全体に放射能汚染を広げた人類の問題になっている、広げるのか、防ぐのかの大きな問題を現場の感覚のない者達で「できなかった」と片付けることには出来ない。

「できなかった」について、私は非常に深刻で大きな問題と、とらえています。単純に解釈しますと「まだ完了していない」「まだ完成していない」「まだ達成していない」「まだ到達していない」「まだ着手していない」「知らないからやっていない」「知っていてもやっていない」「やろうとしたが〇〇の理由でできない」「〇〇の状況でできない」などの理由が考えられる。これらの理由には「原因」があることがわかる。「できなかった」の意味に含まれているのは「できた」に繋がっていないことが分かる。

私が2012年3月7日、事故現場に赴き、東電の小森常務に質した「事故の収束」の実態は、上記の「できなかった」の範疇にあることが証明される。野田政権は「できなかった」を「できた」に状況を進めることなく、現場の実態と違う「収束宣言」を発したことは偽装だったことになります。

さらに「できなかった」ことを言い訳にして「やらなったこと」を列挙すると、

- *スピイディ情報を公表しなかったこと
 - *ヨウ素剤の予防服用をさせなかったこと
 - *オフサイトセンター参集必須要員の関係町の出席を拒み、偽りの合同対策協議会を開催させてきたこと
 - *災害対策基本法・原災法に明記されている「国民の身体、生命及び財産を守る」ことを放棄したこと
 - *福島県民を救済しなかったこと
 - *災害対策基本法に明記されている「責任の所在を明確にするとともに～」を反故にして来たこと
 - *JCO臨界事故の反省を顧みないこと
 - *被ばくからの救助・救済をしなかったこと
- などがあり、このいずれも原告を含む町民たちに損害を発生させたのである。

エ 質問第一四七号 質問者 磯崎陽輔：東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する質問主意書並びに菅総理の答弁書について（説明資料23）

質問の要点：一 三月十一日における初動対応について

- 1 午後三時四十一分発電所において全交流電源が喪失してから午後十時頃
圧力容器内の圧力上昇が確認されるまでの間の政府の対応について、時
系列的に明らかにしてほしい。
- 2 三月十二日におけるベントの実施について
 - 1 枝野幸男内閣官房長官は、午前三時の記者会見で、「国民への記者会見が終わるまではベントをさせない旨指示している」という趣旨のことを述べているが、この「指示」に対応する「発表」は、いつどのような形で行われ、枝野官房長官の指示が実行されたと考えたらいいのか。
 - 5 菅総理は午前一時三十分にベントの実施を決定しているが、実際にベン
トの作業を開始したのは、何時何分頃か。～

回答 一について（要点を記述）

平成二十三年三月十一日午後三時四十二分 原災法第十条第一項通報が東電から経産省にあった。同日午後四時四十五分には、原災法第十五条第一項第二号の事象である非常用炉心冷却装置注水不能に該当するとの通報が東京電力から同省にあった。

同日午後七時三分には、菅内閣総理大臣が、同上第二項に基づき「原子力緊急事態宣言」を発し^{解説1}、原災法第十六条第一項に基づき原子力災害対策本部を、原災法第十七条第八項に基づき原子力災害現地対策本部^{解説2}を設置し、直ちに、第一回原子力災害対策本部（会議ではないのか）が開催された。同日午後九時二十三分には、原災法第二十条第三項に基づき、菅原子力災害対策本部長から関係地方公共団体の長に対し、福島第一原子力発電所から半径三キロメートル圏内の居住者等の避難のための立退き及び半径十キロメートル圏内の居住者等の屋内への退避^{解説3}について指示をした。

：二の1について

枝野官房長官は、ご指摘の「記者会見」において、東京電力から原子炉格納容器内の圧力を抑制する措置^{解説4}を行うとの報告を受けた旨発表しており、同記者会見並びにこれと同時並行で行われた海江田経済産業大臣及び東京電力小森常務取締役の臨時共同記者会見が、同措置の実施に係る国民への事前発表であったと認識している^{解説5}。

：二の5について

平成二十三年三月十二日午前一時三十分頃には、菅内閣総理大臣が、海江田経済産業大臣とともに、経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）、原子力安全委員会及び東京電力より原子炉格納容器内の圧力を抑制する措置^{解説6}の実施の必要性について説明を受け、これを了承した。

と答弁されている。

原告井戸川の解説

解説1について、原則論から言えば、第十五条通報が発電所から発報されたら、経産大臣は直ちに官邸に対し、緊急事態宣言の発出を具申しなければならないことになっていた。これを受けた総理大臣は直ちに「原子力災害緊急事態宣言」を公表しなければならないことになっているのは、なんども防災訓練を経験してきているから、原発立地周辺自治体では知っていた。本件事故ではどうして2時間以上も遅らせて公表したのかの、説明がないまま事故が拡大していった。この遅れによって、避難開始が遅れて町民たちが被曝をしてしまった。官邸が関与した「官邸の人災」を発生させた。

解説2について、「原子力災害現地対策本部を設置し」とあるが、この時刻にどこで、誰らが現地本部を設置したのか確認はできなかった。これは官邸の勘違いのではないかと思う、11日夕刻双葉町の防災担当課長がオフサイトセンターに電話をしたところ、繋がらなかつたと町の災害対策本部に報告されている。双葉町ではこの「原子力災害現地対策本部」の確認はしていないし、この本部から設置したという連絡は、私が町の災害対策本部長就任中、届けられなかつた。このため、事故の生の進捗状況を知ることと、町の被害状況を報告することも、救助の相談・要求することも適わなかつた。

解説3について、屋内への「退避」を金科玉条のごとく、政府と原子力産業界は言っているが、原子力災害では長時間在室するので行ってはいけない。屋内退避というのは建築基準法・ビル管理法違反なのだ。法には技術基準の規定と構造的制約の規定があり、それぞれ、機械換気設備と自然換気設備とに分かれている。さらに、衛生的環境の確保に関する法律では、空気（浮遊粉塵、CO、CO²）温度、湿度、気流、ホルムアルデヒドの量を制御しなければならないので、単に居室の目張りを勧めている屋内退避の現状は、窒息死を招いてしまう。しかも本件事故の場合、屋内退避は不可能だった、地震でドアや窓が壊れ、内部は家財道具が倒壊して、散乱していく中に入ることが出来なかつた。また、水道、電気が断水・断線して使えなくなつていて。このような状況を一度でも官邸が聞いてくれば説明ができるが、聞かれることは全くなかった。

このようなことが起きた原因は、官邸の無知な介入によって惹起された人災であると考えているので、損害賠償請求対象とする。

解説4について、「原子炉格納容器内の圧力を抑制する措置」という言葉は初

めて聞いた。プロになればなおさらわかりにくい、圧力を抑制するとは、下げるのか、上げるのかどちらにも使える。炉内の状況はどうなっているのかもわからない。いつ、誰が、どこで、何をするのか？想像することが出来ない言葉遣いだ。この時、双葉町災害対策本部には外部からの情報が全く来ない状況なので、尚更地元には解らない言葉遣いだ。わざと教えないように手の込んだ言葉を使ったのかもしれない。機械やシステムを知る者は深く考えるので余計に分からなくなる、事故前に原子炉内に入ったことが無い素人が、このような言葉を使ってはいけない。

右へ行けという信号を相手が理解しにくい話法で、左に行かせるような手の込んだ表現を使うことは、その裏のシナリオの存在があったことを、現場では良く考察しなければならない。これも損害である。

解説5について、これも手の込んだ地元いじめの回答である。小森常務は事故当事者だ、小森常務の記者会見が事故の情報発信源と、事前に決めていれば聞くことが出来るが、決めていないこの回答は、非常に原告を愚弄している。小森常務がこれから重要な記者会見をしますと、双葉町災害対策本部に事前通告をしていたのかと、質問したいところだ。議会において答弁者が良く使う言葉に、「通告がありませんので答えられません。」と言い、質問をはぐらかしているが、それと同じである、非常時に対し現場の悲壮な感覚を愚弄している。

解説6について、解説4と同じ

オ 質問第一四三号 質問者 丸川珠代：福島第一原発の状況及び放射の放出量に関する質問主意書並びに菅総理の答弁書について（説明資料24）

質問の要点：無秩序な放射性物質の撒き散らしを長期にわたって容認し続け、適切な対策のための舵を切るのが遅れ、未だに改めようとしない理由を政府は明らかにすべきである。

四 政府の判断によって、これまでに大気中と海洋に放出した放射能量（総ベクレル数）の推定値を、主な核種毎に示されたい。その上で、経済開発協力機構原子力機関が一九九五年十一月に公表した、チェルノブイリ事故後十年の放射能による健康への影響に関する報告書二十頁の表（O E C D / N E A “Chernobyl Ten on Radiological and Health Impact”, Page20 Of 70 Table 1）にならって、今回の放射能放出量の規模を定量的に示されたい。

回答 : 四について、中略 原子力安全・保安院が独立行政法人原子力安全基盤機構による原子炉の状態等の解析の結果を基に試算を行ったところでは、ヨウ素百三十一が十三万テラベクレル、セシウム百三十七が六千百テラベクレルと推定

される。また、原子力安全委員会がモニタリング測定の結果から逆算することにより試算を行ったところでは、ヨウ素百三十一が十五万テラベクレル、セシウム百三十七が一万二千テラベクレルと推定される。

井戸川所見：ここに示された数値は、推定値に過ぎないので、これまでの事故後の経過からして信用することはできない。言葉遊びを駆使してオオカミ少年のように国民を巻き込んできたので、国民から信用されないようになつた。最初からウソの上手い集団が上座にいて国民に訳の分からぬ言葉で押し付けてきたので、信用されないようになっている。特に枝野官房長官が「直ちに影響がない」と発言してから、余計に私は国のことを見下しなくなつた。

原発行政は全部ウソで固めてられていて、核産業に携わる人々が税金を蝕んでいたことに、事故後気付いたから全く信用していない。裏切られた姿が今の自分だから。

21. 菅総理の偽証「3. (2) 12 頁 菅政権の異常行動と一部重複」(説明資料 25)

菅総理は事故の対応を間違えた、事故の対応は予め決められていた。菅総理の先々代から決められていたのに、どうして彼は先例を踏襲しなかったのか分からない。

彼は事故対応の手順を知らなかったという理由で、自己中心的な判断と対応を取りました。本当に知らないでいたと思わせていたことが、実は「ウソ」だったということが最近判明しました。

平成22年度 国の総合防災訓練（政府側主催訓練）で浜岡原子力発電所の原子力総合防災訓練の時には、防災訓練のシナリオ通りに指揮し、私たちがこれまで経験を積んできていた通りの筋書に沿っていたことが分かりました。

しかも、テレビ会議を使って官邸、静岡県庁、御前崎のオフサイトセンターと交信までしていました

菅総理は、彼の著書とか彼にまつわる事故対応等記録を読むと、常に権限者として誇示しているが、権限者とは、反対語に当たる義務者でもあるのだ。災害対策基本法（平成23年版）には「国の責務 第三条には、国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。」と定められている。

原災法には「国の責務 第四条 国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。」と定められている、災害対策本部長が原発事故現場にいく事とか、事故責任のある東京電力と「福島原発事故対策統合連絡本部」なるものを挙げた。『菅総理は首相官邸で記者団に「リ

アルタイムの対応を政府と東電で一体化した方がいい。全力を挙げて被害が広がらないようあらゆる手を打っている。憂慮すべく状況は続いている」と語った。また、枝野官房長官は同日朝の記者会見で「正確な情報をできるだけ迅速に提供することが重要だ」と強調。』

これが菅政権の正体だと見ている。発電所を有していた周辺の意見は聞かなくてもいいんだ。大事なことは東京に被害が及ばないようにすればよい、というシナリオが目立つ。東京の、東京による、東京のために作った「統合本部」だ。災害関係法にはこのような組織を作る定めはどこにもない。更に事故現場の対応に異常に介入して、周辺町と対話と合意を共有しないで、避難民の対応を怠ったことは故意・過失に当たると考えている。菅総理の「官邸の100時間」、「国会事故調」などに保安院の怠慢と不作為について記載されているが、彼らは菅総理の部下なのだから使い方が出来なかったと、そしりを受けることに繋がるが、本人は度重なる国会での質問に対し、はぐらかしていて正確に答えていない。

いずれにしても菅総理は法を逸脱させて、独善と独走したことに起因する損害は余りにも多い。

※以下に我が国の国政の歴史上の最大の不作為を示します。

平成23年7月6日衆議院予算委員会で自民党と公明党が昨年6月11日に「津波対策推進に関する法律案」（説明資料26 第一七四回衆第二八号）を提出していたが、与党民主党は審議をしなかったと自民党の赤沢議員に詰問されると、菅総理は先見性のある法案だとほめて、法案 자체の存在を知らなかつた。改めて法案に目を通して、要旨は全面的に賛同できると答弁している。

この法案を成立させて置いたら、東日本太平洋沿岸の国民は津波に対する危機管理の知識を得ることで、多くの方々が人命を絶たれることはなかつたと

考えると、重ね重ね政治の怠慢が原因による「人災」だと強く認識せざるを得ない。東電の事故の主因はここにあったということができる。

菅総理はここでも知らなかつた、できなかつた、すればよかつたという逃げ口上を発していたが、このままで済ませる訳にはいかない。（説明資料

27 第一七七回衆第一四号）

政府はこの法律を平成 23 年 6 月 24 日 法律
第 77 号を施行した。

22. 隔離・妨害された避難生活

* 川俣町では、事故現場情報はテレビでしか入らなかつた。町の対策本部を置いた合宿所のとれんぴあの事務室には、電話回線は一つだったので十分な交信ができなかつた。携帯電話が少しづづ繋がるとともに、この電話に安否確認の電話が殺到するようになつた。これが半端ではなかつた、受話器を置いたらすぐにかかってきて町民の所在を聞いてきた。これが 24 時間続いたから大変だつた、このため災害対応に使うのが一苦労だつた。13 日から始まり 16 日くらいまで続いていたと記憶している。非常時に使えない携帯電話は必要がないなどつくづく思つてゐた。

このような苦労を政府は知ることも、聞くこともなかつた。川俣町にいるとき、政府から誰も来なかつた、官邸が主導するならしっかりやらなければならぬ。菅総理のパフォーマンスだけが目立つた時でもあつた。

* さいたまスーパーアリーナでは、

始めはスーパーアリーナという名前も場所も知らなかつた。5000 人が入れると友人から聞いたのがきっかけだつた、幸いに、埼玉県職員の西村さんは事故前、双葉町を通りすぎたことがあるという理由で話を聞いていただいた。西村さんがいなかつたら、こんなにうまくはいかなかつたと考えている。双葉町民の恩人だ、永遠に忘れてはいけない人の一人だ。

アリーナの中かと思っていたら、通路だつた。少しがっかりしたが、やむを得ない。今の自分には、ぶつける石さえ無いのだ。文句は言えない、このような避難は我が国では初めてだつた。伊豆大島の全町避難があつたが、性質や規模が違う、1 ミリシーベルト以下にしたら東日本

全域が入る規模なので、比較にならない。個人に置き換えると、三宅島全島避難の苦労は同じかもしれない。

さいたま市は首都圏だ、大勢の見舞客が来てくれたので、小用に行く暇がなく膀胱炎になりそうだったが、そんな表情ができなかつたので必死に我慢をした。もう一つ辛かったのは記者会見だった、若い記者が多かつたので、質問が分からぬから答えようがなかつた。事故直後と初めての事故なので、聞き方が分かるまで何度も同じ質問をされていたので辛かつた。こちらは、防災訓練をしてきているので、放射能のことや避難のさせ方、ヨウ素剤の服用のさせ方などの知識があるのに、これを聞いてくる記者は当時誰もいなかつたために、避難は何時にしたのか、何を食べたのか、辛くないか等を中心とした質問に辟易していた。質問の仕方をこちらから教えてやりたいと何度も思った。どのくらい来たのか分からぬが、とにかく疲れを増すばかりで、これが毎日だった。

このどさくさに紛れて、浮浪者も入り込んできた。町民に成りすまして、偽名を使い横たわっている若者と、一見浮浪者と分かる老女もいた。追い出すのもかわいそうだと思いながら、盗難のことを考えると追い出すしかなかつた。

ここにきて 2 日目あたりに、夜、東電本店に向かつた。目的は東電の姿勢を確認するためだつた。

東電本店には事故前に何度も来ていたので、入り方は知つてゐたが、マスコミが大勢いることを考えて、玄関口で上役らしき社員が出てくるのを待つてゐた、これがなかなか捕まらないでしばらく外にいた。そのうち話ができるような社員に声をかけ、私は双葉町長の井戸川だ、役員に取り次いでくれと頼み、社屋に入つていった。案内されたのは、武黒フェローの部屋だつた。武黒フェローに軽い挨拶をし、私は東電の社風を知つてゐたので、事故現場にいる社員、協力企業の人びとの要求には何でも応えること、そして、この人たちの命を守るよう強く要求した。もし、不当な扱いをしたら、私（原告）が作業着を着て事故現場の中に入るからな、と念を押した。

役所以上に役所といわれていた東京電力の体質は、上から目線で、なんでも金で動かすので、日頃から注意を払つてゐた。世論を動かし、政治家を動かすことは常套手段の何でも屋なので注意が必要だと考へ一人乗込んだ。武黒フェローは承知をしたので帰ることにしたが、東京の終電を考えなかつたために、帰る手立てはなくなつてゐたために、東電はタクシーを手配してくれた。お金の持ち合わせもなかつたので、不承知ながら送つてもらひスーパーアリーナに帰つたことがある。現場情報が乏しいので、果たして私の願いは、どのくらい効き目があつたのか分からぬ。

埼玉県・さいたま市周辺の医療関係者の応援には大変お世話になりました。スーパーアリーナに着いた時から、24 時間交代で医療支援をして頂いた。あの支援が無かつたら生命の危機は、危機だけでは済まなかつた、疲労と恐怖、投薬不足、透析不能になつてゐたから、医師の皆さんには大変なご苦労をおかけした事に対して、何で感謝の気持ちを申し上げればよいか、まだ分からぬ。

小学生の卒業式を終えていないので、アリーナの片隅で、教育長が手作りの卒業式を済ませた、何の罪もないのに、子供には多くの我慢を強いてしまつたことは不徳のいたところだつた。

今度は新入生のランドセルが無いという問題に直面した、これを聞きつけた有名なマスクマンがランドセルを寄贈してくれた。原告らは、子供と同じようになった大人を抱えて、四苦八苦し

ているので、細心の心配りができなかつたのを救ってくれたのは、ボランティアの方たちだった。後でわかつたのですが、ボランティアの数が多すぎて断っていたと聞いて、何とお礼を申し上げればよいのか分からなかつた。裁判が落ち着いたら、救つて頂いた多くの方たちに、どのように御礼をすればよいのか考えたいと思っている。被告らはこの時何を考えていたのだろうか聞きたいところだ。

23. 避難開始から現在までの苦労と疲労

(1) 避難所の推移

- * 第一次避難 3月11日7時半からから3月12日午後2時まで双葉町役場庁舎内に滞在
(町民たちは、11日の夜は、双葉町内の公民館、学校、役場庁舎、福祉施設等に避難)
町内の住宅は地震で、家財が室内に転倒していて室内に入れない。津波で家屋が流出していた。停電、断水していたので屋内退避は不可能だった。災害の規模、収まつたのか、これから何が起きるのかも分からぬ状態の不安な晩を過ごしていた。広報のしようが無かったので不安な夜を過ごした。必ず合同対策協議会が開かれると考えながら朝を待っていた。菅政権が勝手に動くとは想えていなかった。
- * 第二次避難 3月12日夜から3月19日の午前10時までとれんぴあ事務室に滞在
(町民たちは、川俣町、浪江町、田村市、南相馬市、飯舘村、郡山市、福島市、他県外に分散避難) 川俣町の合宿所「とれんぴあ」の6畳くらいの事務室に町の本部を構えていた。ここで走り回ったのは、川俣町役場、川俣町内に避難した場所毎に町民の安否を窺った。他に旧東和町役場の浪江町役場訪問、田村市内の避難場所訪問、二本松市役所、二本松青年海外協力隊宿舎、医大、県庁などを走り回った。
- * 第三次避難 3月19日15時から3月30・31日正午までスーパーアリーナに滞在
(町民たちは、さいたまスーパーアリーナ、柏崎市、田村市、郡山市、福島市、東京都、千葉県、神奈川県、沖縄県、北海道、中国に分散避難)
外出は、福島県庁と東京都内、埼玉県庁を往来した
アリーナでは終日、見舞客や訪問客、支援者の応対に時間を費やした。東電本店に行き武黒フェローに注意をした。不審者の出入りを見張っていた。アリーナから次に使う避難場所の騎西高校に行き使えるか見学した。平成23年度第1回定例会の最終日を開催して、当初予算案を承認した(実際は変則的に補正予算をその都度提案していくことにした)。
- * 第四次避難 平成23年3月31日午後から平成24年9月まで騎西高校校長室に24時間在室する。
(町民たちは、加須市騎西高校、柏崎市、郡山市、福島市、宮城県、東京都、神奈川県、北海道、鹿児島県、千葉県 外に分散避難)
騎西高校に避難中は、避難の苦しみをさせられた、町民の安否確認、役場の居場所をマスコミで知らせた。ペットは避難させられないということで、混乱が起きた。騎西高校の

校庭をそのまま駐車場に使ったので、泥を公道に出して付近の住民の苦情が来た。近所のうなぎ屋で食事をした町民は、避難者のくせにウナギを食べていると苦情が来た。校舎に避難していた町民が逮捕されたので加須から出でていけといわれた。町民は持ち金が無かつたので、町が貸し出し制度を作り、お金を貸し出した。毎日弁当だけなので飽きたと苦情が来た。人手が足りないからと近隣の市の夏祭りに駆り出させられた。教室が埃っぽいと苦情が来た。老人からは階段がつらいと苦情が来た。このほか語りつくせない問題が山積した。風呂、トイレについての苦情も多かった。

楽しいこともあった、騎西高校の中庭は、コンクリート床だったので、近所に気を使うことなく、いろいろな催しができた。これまで町民たちが初めて見るような世界各地の多彩なものを見ることができた。

町長職は多忙を極め、ここにいるときは 24 時間—5 時間 = 19 時間は町長としての時間だった。出張の時は騎西高校からバス停まで走り、鴻巣駅までバス、駅から大宮まで高崎線、東北新幹線で福島県内の会議場まで、帰りはこのコースの逆で、帰ると決済が待っていた。この為、平均睡眠時間は 5 時間だった。休日は来客や遠方の町民が来るので、休んだことはなかった。書類の決裁が回ってくるのは大体 21 時頃なので終わるのは 24 時頃になっていた。寝る間もなくというが、正にその通りの毎日だった、良く体が付いていたなと思う。

24 年 6 月ころ、朝トイレに行くとき、眩暈がして感覚がなくなり倒れそうになった、全く初めての経験だった。さすがこの日は休みを取り、妻に病院に連れられていった。院長に診てもらい点滴を打ってもらい、この日は病院に泊った。次の日は普通の感覚なので、疲れだなと思い退院した。その後又同じような症状が出たので、校長室を寝室として使うことを諦めて、住宅を探すことにした。

* 第五次避難 平成 24 年 9 月から平成 30 年 4 月 30 日まで原告は騎西高校から出て騎西地内の借り上げ住宅に移る。

個人住宅なので、家としての備えはそろっていたので、睡眠はとれるようになった。

帰宅は 21 時以降から 24 時に及ぶことが続いたが、校長室にいるときとは違い、町民たちの動き、音がないので熟睡ができて、疲労は少なくなった。

しかし、23 年夏以降、騎西高校避難所の廃止の動きが始まっていたのが、具体化しだした。この動きは 3 方向の利害関係から始まった。2 方向について語ると、福島県から県外に出ている双葉町は、国と福島県にとっては目障りなことだった。県民を県内に幽閉して、原発行政の破綻を思わせるような印象を国民にもたれないように被告らが計算していることを、双葉町（原告）が、裏の計画を壊してしまうことを被告らは恐れていた。この為、いかに早く双葉町を福島県内に引き戻そうかと、考えたような動きが始まっていた。

やがて、井戸川町長不信任へと具体化していく。

* 第六次避難 平成 30 年 5 月 1 日から現在に至る

(騎西の借り上げ住宅が売却されるのに伴い、不動岡の借り上げ住宅に移る)

この避難場所替えは、家主の都合で発生したもので、自然な理由だった。

この時には、原告は事務所を構えて本格的に裁判の準備を始めていた。本件事故の偽装解明に連日疲労感がいっぱいある中を押して、気力で働いている。

責任を明確にして、加害者が笑って、儲けている日に終わりを求め、被害者が泣かないような日本であることを目指し、いつか終わる避難生活に期待して、裁判事務中心の生活が現在に至っている。

24. スピイディ情報は国民の命の情報だった

スピイディ情報は命そのものである。見えない、匂わない放射性物質から命を守るのは、予測を知らなければならない。スピイディ情報はあくまで予測だと認識していた、防災訓練では避難する方向を仮定してから始まった。

文部科学省「原子力防災の手引き」(説明資料 17) 13 頁には、原子力施設などから大量の放射性物質が放出されるという事態が発生した場合、放出源情報をもとに周辺環境における放射性物質の空気中濃度・被ばく線量などを地形や気象を考慮し迅速に予測するシステムです。SPEEDI ネットワークシステムは、文部科学省と地方自治体及び日本気象協会とが(財)原子力安全技術センター(東京)に設置された中央情報処理計算機を中心に専用回線で結ばれていて、各地方自治体の気象観測点とモニタリングポストからのデータ及び(財)日本気象協会のアメダスデータを常時収集し、緊急時に備えていますと書かれている。本件事故では、これを否定して、出さないことを正当化している。

25. スクリーニング検査の不正

スクリーニングは防災訓練で行っていたのでやり方は周知していた。本件事故で 3 月 13 日に突然沈黙の集団が、町災害対策本部長に断りもなく川俣町の避難所に現れた。スクリーニング班たちは、日赤の職員の指導で測定を始めた。彼らは無言で、シンチュレーションサーベイメータで町民たちを測っていた。いつから始めたのか 3~4 人が黙々と測っていた姿は、異様に見えたのでおかしいなと思った。念のために私を測らせた、すると数値も言わずに大丈夫ですと言ったので、やはりおかしい、私は 12 日に 1 号機の爆発物を被っていたのに大丈夫では無いのに、大丈夫ということは正確に測っていないことだと思った。しかも短時間しかシンチュレーションサーベイメータを当てていない、数値を言わない、計測者が分からず、記録紙を渡さないことは、計測はしましたという、アリバイ工作を目的としているなど感じた。

あまりにも杜撰でバカにしたやり方だったので、夕方、県の災害対策本部に電話で測定のやり直しを要求した。翌 14 日 9 時からやり直すこととした。

14 日 9 時に誰も来なかつた、時々県の災害対策本部に電話で来ないことを言っていたが埒が明かなかつた、16 時まで待つたが来る様子がないので、この後一人県の災害対策本部に向かつた。

県の災害対策本部は、県庁舎の隣の自治会館 3 階に開設していた、自治会館の玄関前には、自衛隊車や放送局の衛星車などが駐車していたが、空いている場所に駐車して 3 階に駆け上がつた。

災害対策本部前の廊下には通信回線が束になって走っていた、大勢の記者たちは廊下にたむろしていた。私はこの中をくりぬけて部屋に入った、中にいる要員たちは総立ちでうごめいていた。

どこに生活環境部員の席があるのか分からなかった、それでも原子力安全対策課の職員を見つけて、スクリーニングに来なかつたことを詰問したが、私と約束した課員は不明だった。あまりにも騒然としていたので、これでは、事故対応がうまくいっていないことがわかつたので、私は県を頼らずに、自分で決めていくしかないとここで決断した。私を見つけた課員が、私に部長が1階にいるので逢っていってほしいというので、1階の部屋に案内された。奥の部屋には部長以下幹部がいた、軽い挨拶をしたあと、適時・適切な対応を頼んだ。部長は頑張ることを約束した。

騎西高校に来て、新聞記事などから、スクリーニング検査はインチキだったことが分かつた。福島県が3月14日にやつていたのは、測定基準を13,000cpmから10万cpmに引き上げる工作をしていたので、双葉町に来なかつたのだと分かつた。



10万cpmは計測できる上限であること、福島県内は酷く汚染されていて、バックグラウンド値($0.2\mu\text{Sv}$ 以下)が高く、計測不能になつてゐたことが想像できた。13日に川俣町の避難所にきたスクリーニング班が、測定値を告げずに計測記録紙を渡さなかつたのは、問題なしと言うための偽装工作だつたことが分かつた。県が10万cpmに引き上げたことで避難させなくともよくなつたという話を耳にしたが、逆の話で、基準を引き上げて避難の必要性を妨害したので、殺人罪に匹敵する罪なことである。10万cpmにしないと計測できないほど、測定地域は汚染されていたことを証明したのである。原子力災害対策現地本部長は当初スクリーニング基準を6000cpmとすることを双葉町等周辺に周知する文書(説明資料28)を発出していたが、放射性物質の汚染がひどいので、段々と基準を引き上げていった。福島県は本件事故で本来の役目「県民の生命、身体及び財産を守る」を放棄して、自らの怠慢と救助、救済ができなかつたことに覆いをかけたのである。スクリーニング基準を10万cpmに引き上げることについて、双葉町災害対策本部で機関決定はしていない、行政的に承認もしていないことに注意して欲しいと思う。

非合法的な10万cpmは歴史的に記録された。

バックグラウンド値を考慮しないこの暴挙について、やがて決定して実行させた行為に対し、世論が動く時期が来ると言えている。

26. ヨウ素剤予防服用を妨げた者の犯罪

事故後、ヨウ素剤の服用指示が出ていなかったことに衝撃を覚えた。当時私は、ヨウ素剤の服用指示は当然出していたが、情報が混乱していて双葉町には届けられないことだと考えていた。

しかし、話は逆だった。国も県もヨウ素剤の服用指示を出さなかった。福島県の生活環境部が平成22年度の原子力防災訓練を指揮したので、ヨウ素剤は予防服用が原則だと分かっていたはずだ。この時の記録誌の巻頭に佐藤部長が訓練を総括した談話を載せているので、言い訳はできない。

双葉町の防災担当課長が11日の夕刻、県庁に電話をして原発の状況を尋ねたが、要領は得なかったと報告している。先の防災訓練記録誌にはヨウ素剤は予防服用と明記されているので、知らないとは言えない。予防服用を諦めたり、止めることで甲状腺障害が発生すれば、積極的な不作為で殺人的行為にあたると解釈する。

双葉町は通信障害を考慮して、どこから指示がくるのか分からないので私が服用を指示した。保健師の進言を受けて、ヨウ素剤の存在を確認して、条件を聞くと薬剤師（川俣町の薬剤師：県の薬剤師会長）が指導するというので、服用を指示した。この時、「服用指示の責任は災害対策本部長の私がとるから飲ませなさい」と言葉を添えた。ヨウ素剤は双葉町を離れるとき持参するよう私が指示していたらしい、私は1号機の爆発降下物を被ってから気が動転していたので、ヨウ素剤の持ち出しを指示していたことは忘れていた。

私は、双葉町災害対策本部長として当然のこととしたまでなのに、原発周辺の町長はどうしてヨウ素剤の服用をやめてしまったのか分からない。原災法の主旨を考えれば、国や県の指示待ちをすることなく、また服用の中止が出されても、服用させるべきだった。服用の指示を出さなかった責任は末端行政の首長にあるわけだから、健康傷害が出たら責任を問われることは避けられない。菅総理が職権濫用した弊害で、ヨウ素剤の予防服用を止めたのだから、菅総理は無責任を決め込むわけにはいかない。健康傷害を生じさせた総責任者として裁かれなければならない。

27. 義援金お断りの真相は一通の手紙だった

自己責任の全くない被害に苦しみ、悲哀にむせび泣きした決断だった。

義援金お断りの公表には、独断で行うしか手段はなかった。高校にいた町民が破廉恥事件で加須警察署に逮捕された。これは新聞に載せる事案だったので、たちまち全国に広がってしまった。

高校に避難してから、近隣の住民とは小さな静いが起きていた。一度に千人が集まつたので、騒音や車列ができるなど迷惑なことが生じていた。しかも、連日マスコミやボランティア、宗教の勧誘者、詐欺師まがいの怪しい人などが来校するので、賑わいの中心になってしまった。加須市と埼玉県も挙げて対応してくれたので、やっかみも有ったのかもしれない。雨が降ると校庭がぬかるんで車が車道に泥を運び出していたから、晴れると土埃が周りの住宅に飛んでいたので迷惑をかけていた。周辺の無言の圧力が高まっていた時、町民の破廉恥事件が起きたものだから、すぐに端麗な文体できれいな文字の手紙が一通私宛に届いた、手紙を読むと素直で非の打ち所のない文面だった「私たちは困っている皆さんを心から受け入れました～しかし、犯罪者を受け入れたのではありません。双葉町の皆さんには加須市から出て行ってください。」と書かれていた手紙を読むと、返す言葉がありませんでした。差出人の名前は書かれていませんので謝罪には行けま

せん。このような声が高まることを恐れた私は、騎西高校以外に行くところがないので、世間に謝罪することを考えました。そこで我々の一番大切な「義援金」を断ることを考えたのです。断りの記者会見を開いて公表しました、この気持ちを誰かに相談すると談合になりますから、一人で決めて実行しました。

このとき、私は陰で泣きました。原発事故さえなければこんな苦労や悩みはなかったのです。この後、叱られました、議会から、町民から、世間から、義援金を持参しに来た人にも、理由は言わず、ただ謝り続けました。この時、双葉町が加須市から避難するところを東電や国の「原子力被災者生活支援チーム」が駆けつけて、移動する場所を見つけてくれたらよかったです。彼らは見向きもしませんでした。

やがて世論の風圧はひどくなり、非難の嵐は続きました。秘書課の職員たちは連日連夜、電話で謝罪している姿を見ることがつらかったです。非難の嵐が高まり、防ぎようが無くなり、やむを得ず義援金の受け取りを再開しました。あの手紙をくれた人からの手紙は来ませんでした。

私は悔しい、被告らの怠慢で起した事故で、避難させられた気持ちが收まりません、永遠に收まりません。

28. 全町民の癖と感情が混ざり合う教室では

避難当初の時は、約 1,300 人位いたので学校は狭かった。教室に敷かれた畳 1 枚くらいに、一人寝る状態だったので、隙間がないびきや小用に出たり入ったりして熟睡は無理だった。事故前には十分な広さに生活していたのに、畳一條で何日も暮らさなければならなかった。刑務所に入ったことが無いので広さや雰囲気は分からぬが、騎西高校の教室よりは広いのではないかと考えていた。

十分な広さが無いのと、畳が古いで臭氣やほこりがあったので、気管支炎や肺気腫の症状が出ていた。また、コンクリート構造の教室の寒さから換気を少なくしていたので、室内環境基準の CO₂ 濃度も相当高くなっていた。インフルエンザ罹患防止のためにできることは、ただ祈りしかなかった。トイレも 1,300 人が 24 時間使うものだから、浄化槽の処理能力を超えてしまった。

人間にはそれぞれ癖がある、避難前の双葉町内のそれぞれが自分の生活環境で生活していた。それに合う建物で、癖を共有する家族だけで暮らしていたのが、いきなり共同生活になったので小競り合いは絶えなかった。もめる両者の間に入ると大変だ、勝者と敗者にさせるのは簡単だが、そこで共同生活が終わってしまう。行くところがあれば、高校に避難しない、24 時間周りに気づかいして暮らすのは極刑に近いものだった。最初は着替えすらできなかった、女性は相当我慢していたが、どこからかは忘れてしまったが、段ボール製の着替え用ボックスを提供してくれたので、女性や子供は助かった。

冷蔵庫も提供して頂き、廊下において共有して使った、これも問題が起きていた、誰かに食べられたという苦情が寄せられてきた。困った問題だった、犯人を特定すると集団が壊れてしまう。悩ましかった。

風呂が無かったので、銭湯通いをして凌いだ。やがて校庭に仮設の風呂を作った、これで老人たちは助かった。しかし、ここにも問題があった、風呂掃除を当番でやることにしたが、これはすぐに破綻した。時々、老人が浴槽内で脱糞をしたので、使えなくなることが発生した。銭湯や

温泉施設の苦労が身に染みた。

一番苦情があったのは食事だった。三食とも弁当だったので、飽きが来て苦情は絶えなかった。私も悩んだが、O₁₅₇ 感染防止を考えるとやむを得なかつた。弁当業者は従業員の健康管理が行き届いていることで弁当を続けるしかなかつた。弁当とペットボトルのお茶か水しか無かつた。温かいみそ汁や野菜は望める環境では無かつた。

この弁当に耐えかねて、主婦たちが自分たちで給食を作ると言い出したので、話し合いをしていくうちに、当番の話になり、お互いにけん制し合い結局は弁当に落ち着いた。私は、弁当を良いと考えたことは一度もなかつた。このような生活をしなければならないのは、やはり「原子力災害合同対策協議会」が開催されなかつたことが原因だった。

騎西高校は運動の学校だったので、5階建てでもエレベーターが無かつた、高齢者から階段を上り下りする苦労を聞かされていたが、どうすることもできなかつた。

原子力安全・保安院の不作為を働いた連中がいる「原子力被災者生活支援チーム」は、一度も騎西高校には生活支援に訪れたことはなかつた。我々の様子を見えなくして窺っていることは肌で感じていたが、私の面前に来て生活の苦情の聞き取りをしたことは一度もない。

ここ的生活に見切りをつけて、一抜け、二抜けして町民は学校から離れていった。夫婦生活ができなかつたことも一因となっている。廃校を避難所にしなければならないほど、この国は国民を劣悪な状態にしたままだつた。国の菅災害対策本部長が終始原発事故にのめり込んで、本来の使命である人命の救助・救援には気を配らなかつたことが一番響いたのである。国会で多くの議員から、不作為の質問攻めになって、辞任を迫られる姿が脳裏から離れない。

菅総理の不作為による損害は甚大である。

29. 自殺願望者への対応

私が一番心に止めていたことは、町民の自殺願望であった。やがてその兆候は出てきた、自転車置き場の鉄骨にひもをかけて実行しようとしていたが、町民が発見して未遂にした。この人を知っているが、正直者でおとなしい人だからこのようないいになったのだ。避難生活に希望を持てないのは町民が共有していることだ、避難のさせ方が悪いからこのようになっていた。このような環境に追いやられながら、被告らの我関せずと、うそぶいている姿への憤りが高まると自殺願望になってしまう。

やがて、また兆候が表れた。女性だった、いわき市南台の仮設住宅で首を吊ろうとしていたが、家族が発見して未遂に終わらせた。この後、精神の治療のために入院させた病院で実行して帰らぬ人となってしまった。私が町長就任中に自殺した町民は、知る限りでは一人だった。

30. 救急車の来ない日はなかつた

騎西高校に、救急車の来ない日は殆どなかつた。24時間いつ要請するのか分からない日の連続だった。避難生活は困窮と我慢の連続で、熟睡できるものではなかつた。さすが天皇陛下御来校の折には、救急車の要請が無かつたので安堵した。

在校者が救急車を呼ぶと、遠くからサイレンを鳴らしてくるために、学校にくるまで時間がかかり待ち遠しかつた。その症状は持病の悪化に伴う高血圧症、低血糖症、風邪、インフルエンザ

の発症などが主だった。幸いにして食中毒は一度も起きなかつた。

31. 町長の不作為

双葉町災害対策本部長の不覚

双葉町の不覚は、原発の事故を防げなかつたことが一番大きい。これは私の失敗として歴史に残さなければならないと考えている。

不覚・不作為を項目にすると以下のようになる。

1. 東電のウソを見抜けなかつたこと。
2. 発電所の運転を止めなかつたこと。
3. 東電と事故後の扱いについて契約していなかつたこと。
4. 事故は起こさないという契約を交わさなかつたこと。
5. 事故が起きた場合の避難場所を決めて置かなかつたこと。
6. 損害賠償は放射性物質が片付くまで続くという契約をしなかつたこと。
7. 放出された放射性物質は東電が全部片づけるという契約をしなかつたこと。
8. 避難したら東電が生活の一切の面倒を見るという契約をしなかつたこと。
9. 発電所から放射性物質が出たら町民全部を放射性物質が届かない場所に、東電が移動させることを契約しなかつたこと。
10. 東電が重要情報を隠して事故を発生させたら町の全部を非汚染地域に移転させる契約をさせなかつたこと。
11. その他、発電所が震源で町民が苦しむことがないようにしますという契約をしなかつたこと。

など事故後の対応策をしなかつたことが不作為に当たると考えている。

「後悔先に立たず」とはよく言うが、正に今度の事件を経験して身に染みたことだ。この不作為項目のうちいくらかでも実施していれば、このような苦労はしないで済んだ。事故前には国（資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、原子力安全委員会等）と東電を信頼していたから、このようなことまで考えることはなかつた。

ところがどっこい原発行政のほとんどが「ウソ」で固められていたことが嫌というほど思い知らされた。今は不当なことに協力させられた悔しさと、自責の感情しかない暮らしをさせられている。

32. 中間貯蔵施設問題

一別記とし追って提出する一

33. 町長失職

一別記とし追って提出する一

損害

34. 井戸川家



写真は井戸川家に伝えられている家系図

井戸川家の歴史から、今日有るのは発祥以来幾多の困難、戦乱に耐えながら続いてきたことが分かる。

私はこの流れを繋いでいく運命にある。私は九人の兄弟の末弟に生まれた、長男は幼少にして亡くなり、次男が嫡子となったが、次男には子宝が授からなかったために、末弟の私に順番が回ってしまい、跡目を引き継いだ。本家という家柄は交際費がかさむのでいつも貧乏だった。三代前の議隆は実業に才覚が有り、新山銀行を創立したり、大地主として小作料収入が入っていたので、浪江町、大熊町に田地田畠を求め、小作料の収入を増やした。また舎弟たちは富山で医者になり、大連で船会社を経営したりしたので、それぞれ順調な経済力を有していたが、敗戦と同時に我が家にも困難が押し寄せた。議隆は、日本が戦争で潤っていたころ新山町の町長になり、後の県立双葉高校の前身の旧制双葉中学校を創立した。この時の出費は膨大で町を破産させるくらいだった、この為町内に反対派が出来上がり、主流から脱落してしまった。しかし皮肉にも戦後の超インフレがこの借金を帳消しにした。

この後の父盛隆は、祖父議隆の汚名挽回のために、自費で東京通いをして郡山部落や町のために無報酬で働いた。この実績として、町道の改良や海岸の防波堤築造がある。

私は、この父の子だったので、貧乏だった。大学進学をあきらめざるを得ない環境に育ったので、お金のかかる選挙には出ないことを誓い、実業に専念した。

公共事業をしていたから、町の事業にも精通していくと、前町長の経営が危ういことに気づき、このままでいくと町は破産すると判断して、選挙はやらないと決めていたことを破ってしまった。

やがて町長になってしまった。後悔はしていないが人生で失敗だったかもしれない。町と市民の安寧を願い仮の町を作るために邁進していたが、これが果たせずに辞任に至ったことは慙愧の思いだ。これからは分からぬが、家系の継承ができずに原発事故を憎んで終わるだろう。

双葉町は地球上に 1 カ所しかない。原発行政のウソがわが町、わが家族、人生のよりどころの

中心の我が家を壊してしまった。

35. 双葉町の変遷

双葉町の財政は原発行政に敏感に反映してきた。栄枯盛衰を表1と表2に示す。

表1：本来の双葉町の成長計画 (原子力発電所の事故が発生しなかった場合)

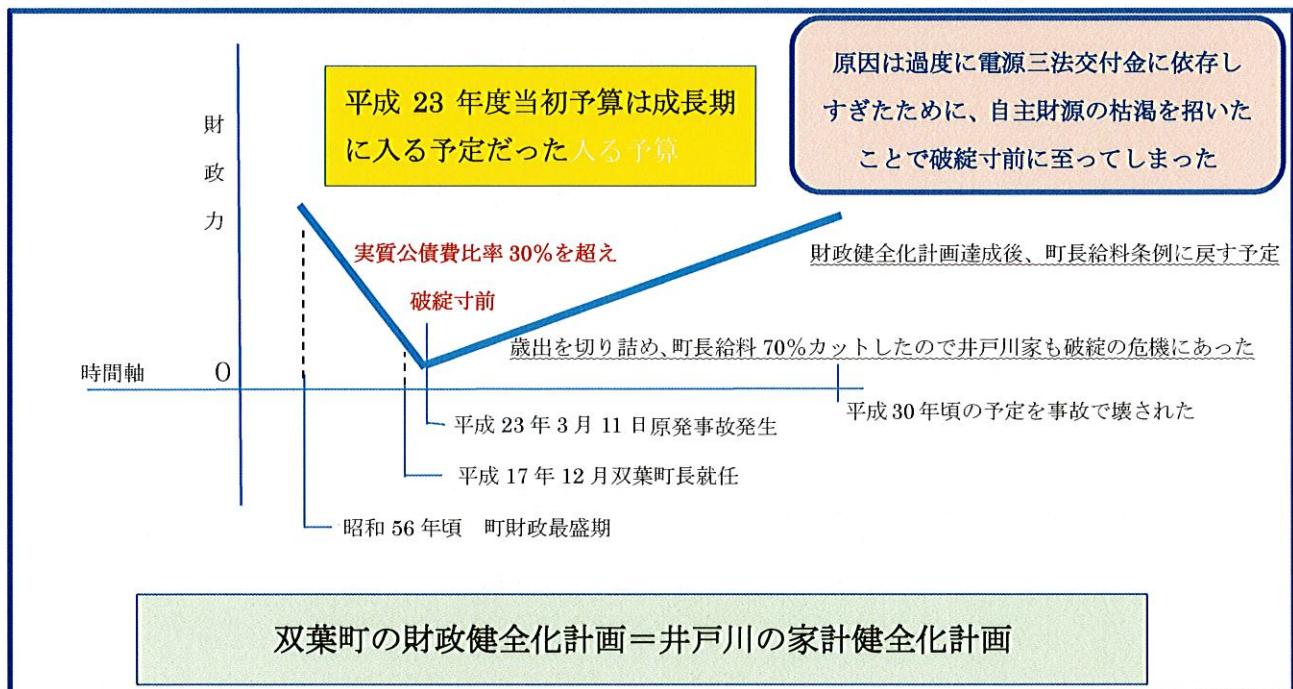
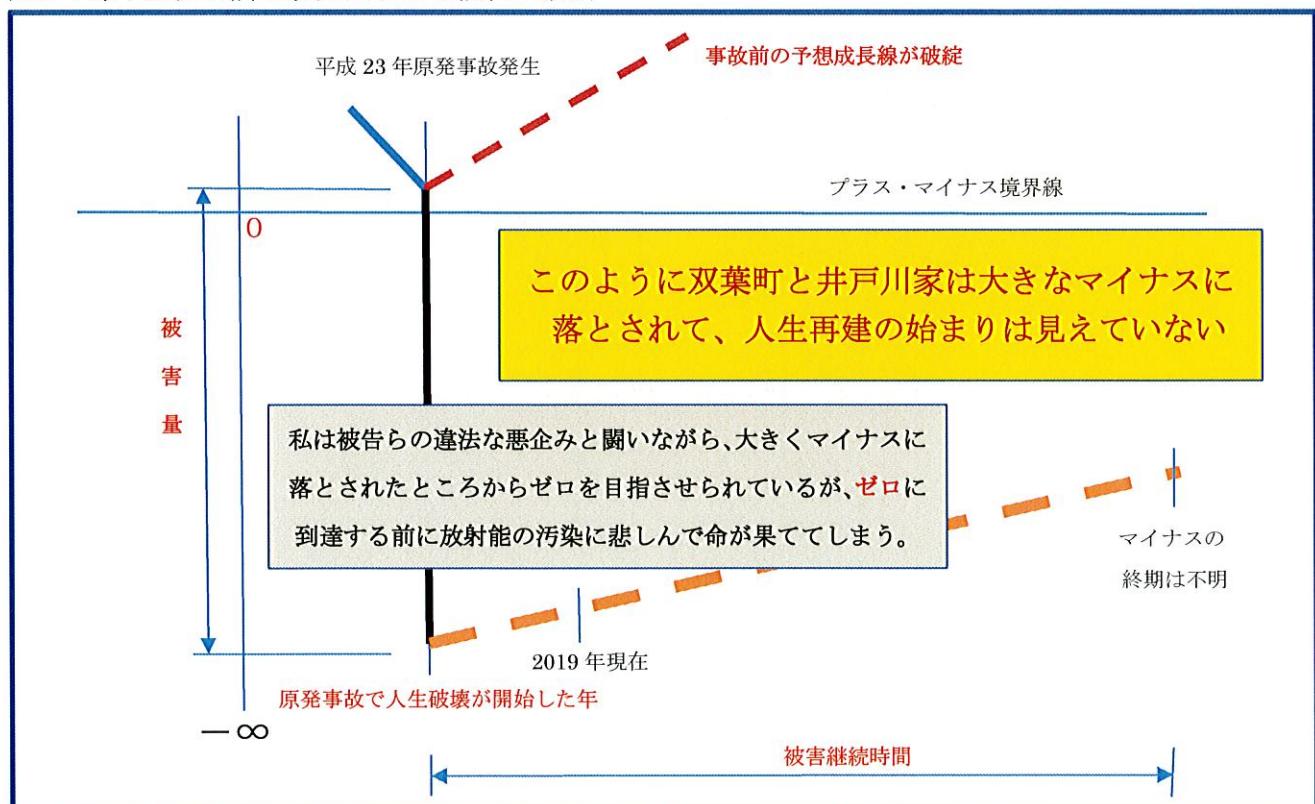
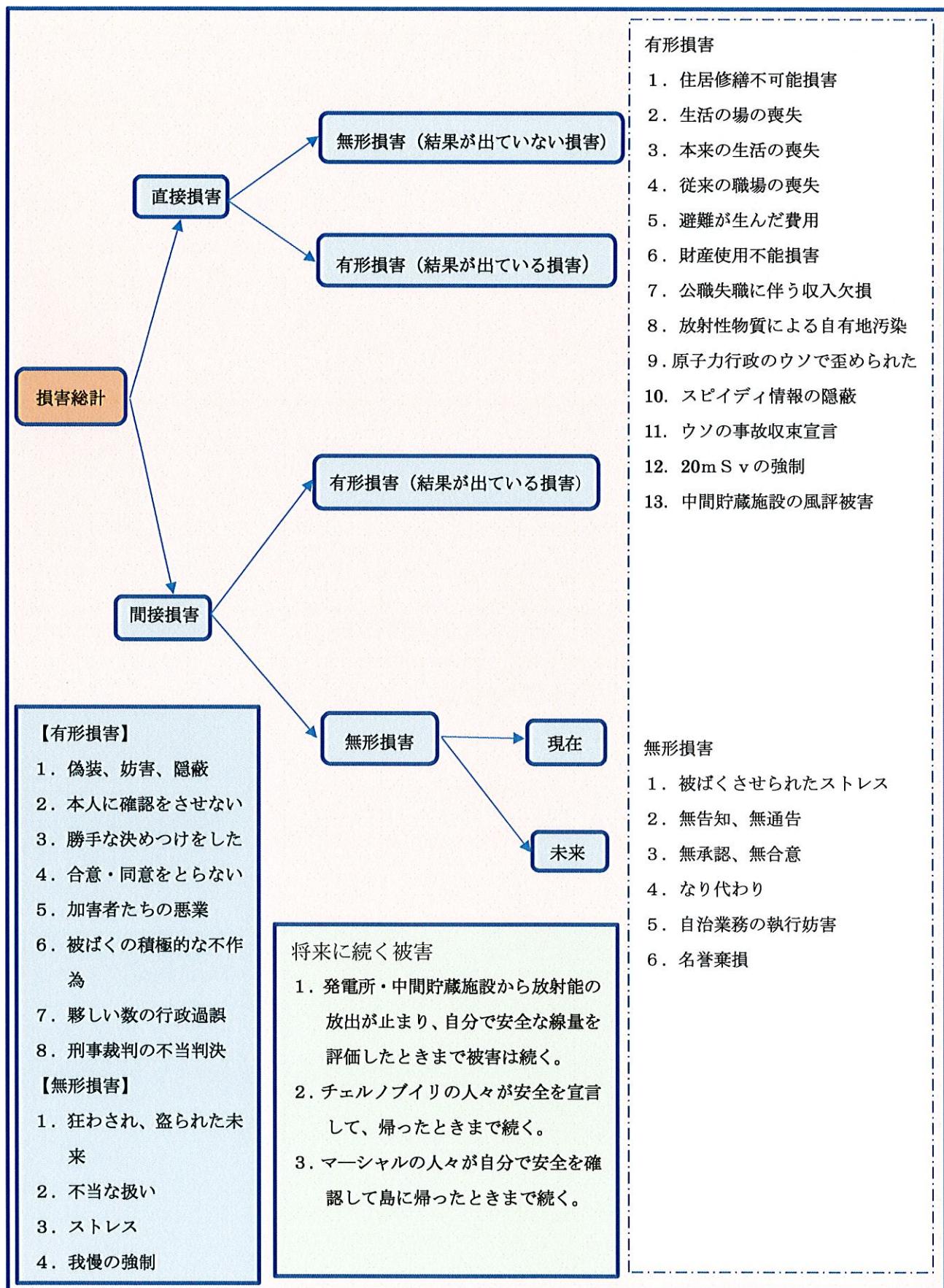


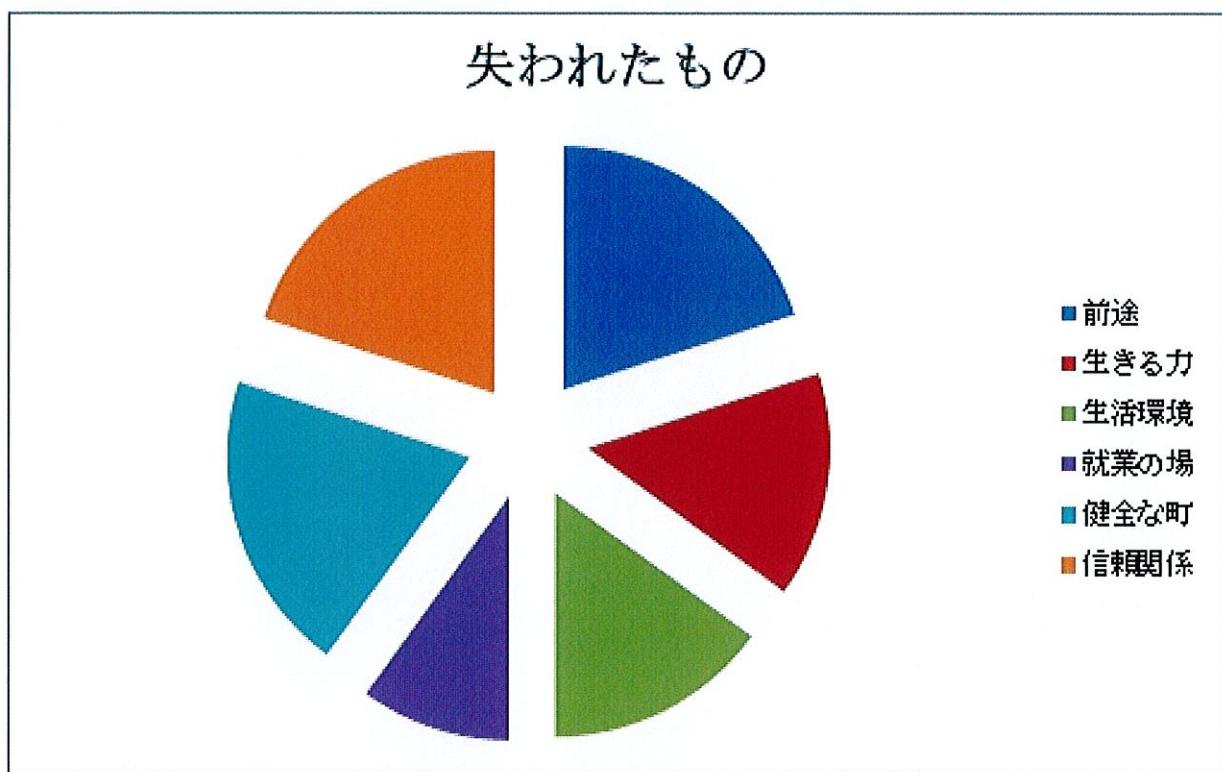
表2：原子力発電所事故による被害の概要



別紙1 損害の見える化



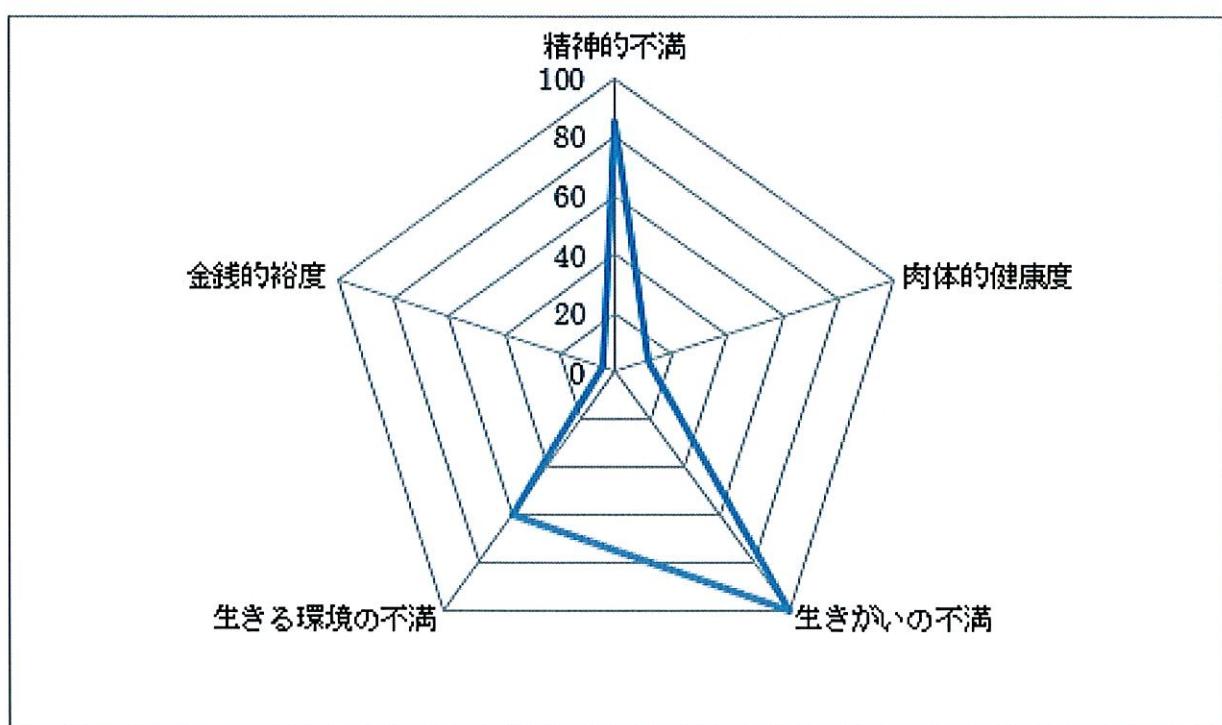
◀



▶

◀

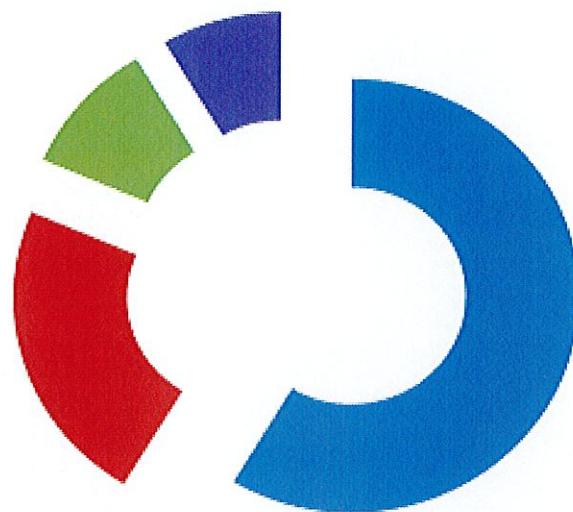
痛 手



◀

不満の原因

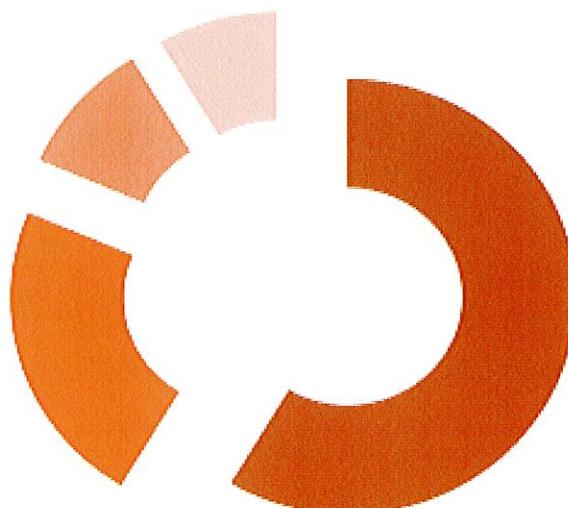
不満の原因



- 事故対応への妨害
- 情報隠ぺい
- 騙し
- 偽装

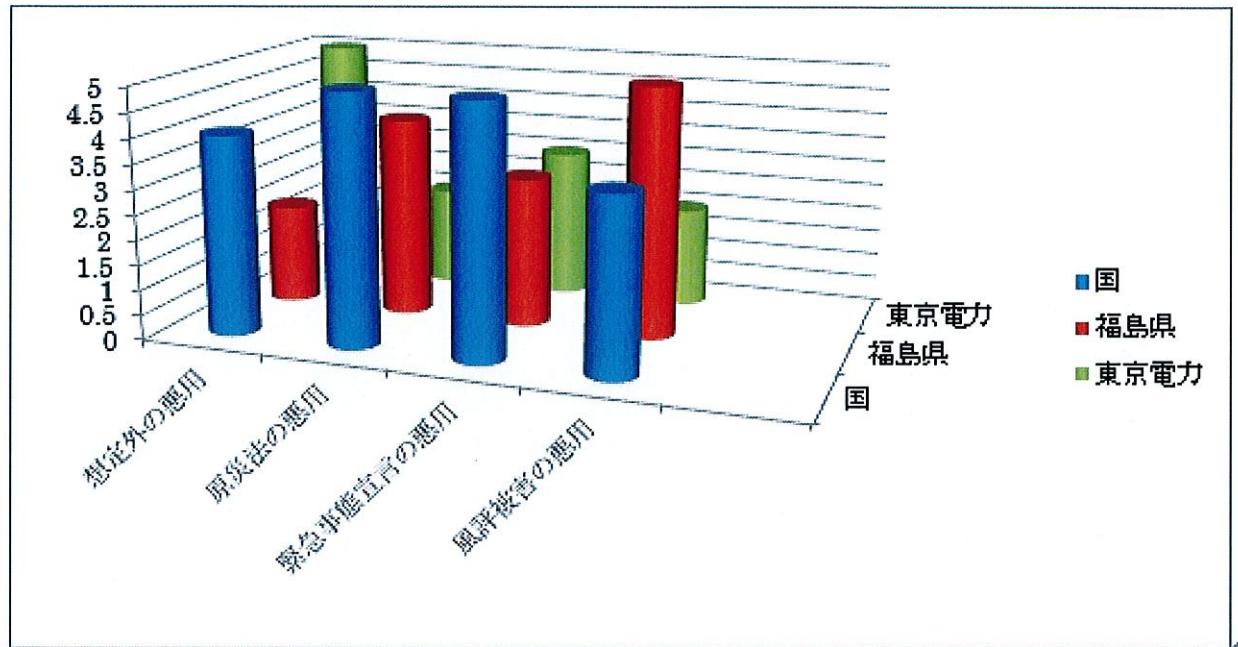
妨害行為

事故対応への妨害



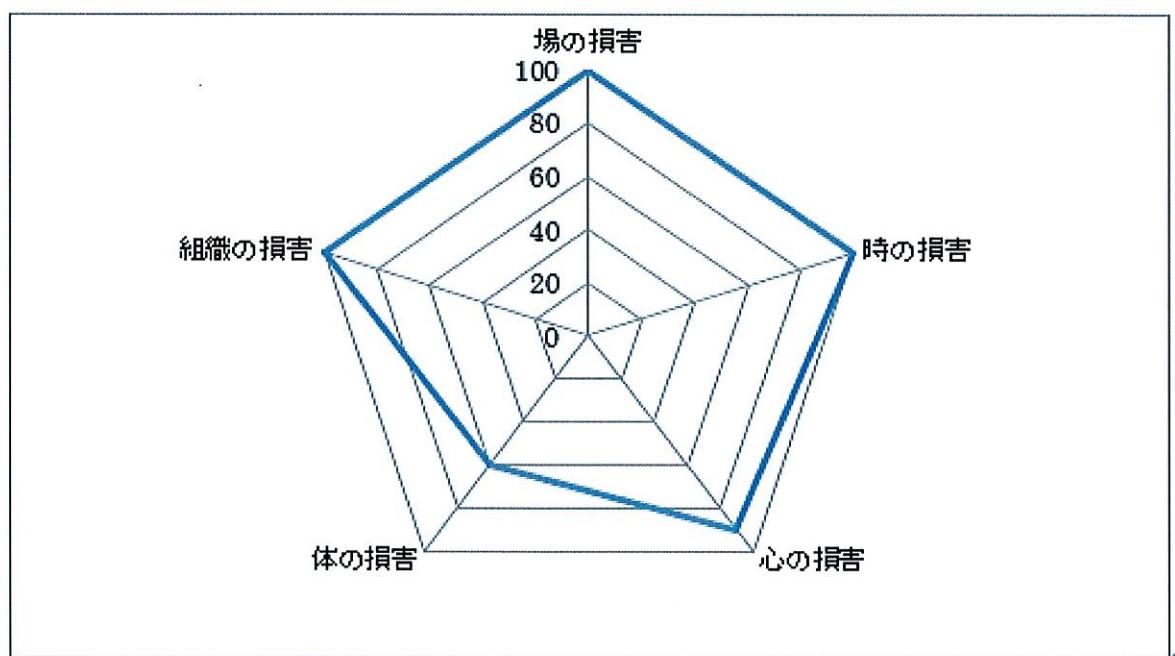
- 参集の呼びかけが無い
- 国と県だけでやっている
- 情報がこない
- 目隠しされている

立場の悪用*

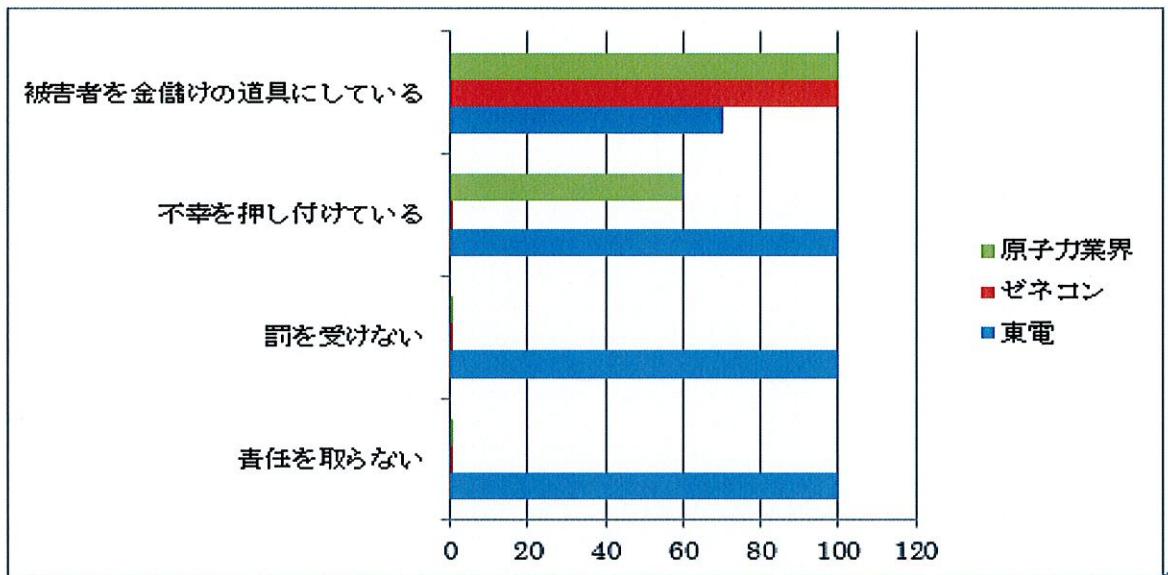


←
←
←
←

損 害*



不幸に便乗して金儲けをしている者は。



東電は道を間違えた、双葉町と町民への恩をあだで返した

* 東京電力株式会社は、悪魔の仮面をかぶっていたことは知らなかった。

東電は仮面をかぶっていたことは、以前から肌で感じてきていた。しかし、天を搖るがし、地をひっくり返すことまでは考えたことはなかった。紳士面していること、立地地区ではおだてに乗る集団を操作して、世論を動かしていることも分かっていたが、会社をひっくり返すような「バカ」なことまでする会社とは思ってもいなかった。

でもバカでした、大バカでした。事故前、役場にトラブル報告と説明に来る幹部たちによく言っていたのは、ミスが多い、小さなミスが溜まればやがて会社をつぶすような大事につながるから、注意するよう、クドク話していた。しかし、この心配は津波地震情報、特に東電設計報告を無視したことが、主因の津波による事故が起きてしまった。私がかねてから注意していた心配が実証されてしまった。

東電は開き直っているが、とんでもないことだ、破壊が実在しているのに裁判で勝ったからという理由で何もしなくてもよい言うわけにはいかないだろう。現に女川原子力発電所と、東海第二原子力発電所では津波対策をしていて、被害を防止していたではないか、これを詭弁や強弁で凌ぐことはできない。実例があり、その効果も示されているではないか。これに勝る証拠はいらない。

事故現場から放射能は出続けている、一度も止まったことがない。この現実を政治家が仮想現実を作り上げて、止まったとしか見ることができない野田前総理は、「収束」という言葉を発した。これが現実でないことはすぐに分かった。現地の司令塔（合同対策協議会）がこの時立ち上がっていないこと、双葉町の災害対策本部で確認し、承認していないのに、野田

総理は事実と違うこと、これを決定するプロセスを欠いていることを隠して、ウソを言ってしまった。この時、野田総理は天空の世界から事故現場をのぞいていたのかもしれない。

野田総理は大逆を働いた、発電所で必死になって働いていた社員、協力企業の労働者たちは、この時から、協力者ではなく、ただの被ばく労働者にさせられたのだった。被曝防止装備を普通装備に替えられ、賃金を引き下げられたのである。官邸はこのようなことまで考えて、偽りの「収束宣言」をしたとすれば、協力してくれている「被曝作業員」の生涯の補償をしなければならない。

これをやらせたのは東京電力なのかもしれない。東京電力の出費が減ったのであれば、ウソで東電が利益を得ることになり、違う問題が発生する。又、協力者の健康権を侵害する加害者となることは明確だ。

36. 損害賠償請求の種類と根拠

本件賠償請求には事故に伴う損害賠償と事故そのものの悪質性から判断して総合的な損害賠償とに分類する。単に事故そのものから生じた損害は、避難に伴う肉体的・精神的並びに町民からのそしりを受けると言う、有ってはならない負担、労務費、諸経費、消耗品、間接費等と物損、身体的負担及び障害等並びに、不利益、存在の継続が止められた損害をいう。さらに、被告東電は民間企業であるのにもかかわらず、地方自治体を壊し、その住民たちの住処、人生、歴史と未来を壊した。この被害は膨大で終わりを探ることができない超長期間に及ぶものである。

また、事故後に被告国が災害対応関係法を破り、責任の所在を隠し、優越的立場を悪用して、原告の執行義務を妨害し、事故前の約束を反故にして、原告の立場を危うくさせた行為、すなわち、事故対応を決する公務を奪うという前代未聞の行為をしてしまった。

さらに悪質なのは、被告ら加害者たちだけで事故に対応して、被害者の知る権利と情報を求める権利を脅かして、著しく偏った決定をした。このため、原告ら被害者は適時に、適切な避難行動が妨げられてしまった。言い換えれば、被告国は国民を救助する務めを放棄して、怠慢のそしりを免れるために、山下らを使い、避難をさせない宣伝をさせ、意識して故意に「国民の安全を守る」ことから、「安心しなさい」という偽装工作までしてしまった。

原告は発電所立地町長として、避難訓練を積み、町の災害対策本部は、いざという時に備えていた。しかし、いくら訓練をしていても、被告らとの協調・調和が無ければ実地対応は不可能である。この調和いわゆる、共同行動は事故情報を共有していないと対策は始められない。本件事故発生以降、政府・官邸の情報独占が始まり、知る情報は制御されてしまい、十分な情報を得ることができなかった。また、定められていた「原子力災害合同対策協議会」は必須だったのも拘わらず、立地周辺の市町は参加を求められなかった。この協議会は非常時において、情報を確認しあい、交換し合う場だった。ルールを悪用して被告らだけで作った諸施策は、原告ら周辺市町の参加がなく、合意形成の手続きを省いているので、原告にはこれに従う義務は存在しない。

偽りに証拠が無い、偽りの収束宣言で被告国、東電が、損害を矮小化したら、正当な評価額に對して差益が生じる。その差益というのは税法上どのような会計処理をするのだろう、その行為

によって得た収益は、非合法であるので「詐取」とも呼ぶことができるため、とても大きな問題が含んでいると考えることができる。

損害の分類と種別、説明

大項目	中項目	小項目	説明
1. 避難に関する損害	安全確保協定違反	推本予測を報告しなかったこと	町の未然防止対策を妨害した
	不作為	避難生活計画のない避難生活を公然とさせた	同左により困窮と我慢を強いられた損害
	不作為	原子力保安検査官並びに原子力防災専門官の義務違反	政府の不当な介入によって避難の遅れによる被ばく被害が発生した
	不作為	原子力災害合同対策協議会の不開催によって情報が得られず、適時・適切な判断と避難行動が妨げられた	緊急事態の規模、箇所、数量、時間等の避難に必要な情報を得る機会の喪失させた被害 本件事故で一番深刻な被害となっている
	不当介入・妨害	官邸の不当介入によって現場情報が事実と違う報道がされたことで齟齬が発生した	国民に印象操作を行い、事実を隠蔽された被害
	不作為・必要欠くべからざる行為の妨害	予防原則の不当な解釈による被害	スピイディ情報を通知しなかった不作為の被害
	同上	同上	ヨウ素剤服用の予防原則を踏みにじられた被害
	不当介入・準殺人行為	双葉町はベント情報のかく乱により知ることを妨害されていた	ベントの予告、相談、確認、了解を双葉町は災害対策本部会議で協議・了解をしていない
	自己防衛手段の停止	地震の修繕ができなくされて、従来の住屋に住めない状態にされた	自己責任行使が放射能の汚染によって停止せざるを得ない状態にされた損害
	私的財産権の侵害	委任なき代行によって中間貯蔵施設は作られ	避難中に断りもなく中間貯蔵施設がつくら

		ている	れ、帰れなくされた損害
--	--	-----	-------------

大項目	中項目	小項目	説明
2. 被ばくにより発生した損害	自主決定権の侵害	事故前に東電と国及び福島県が示していた一般公衆被ばく限度 1ミリシーベルトを了解なしに引き上げた被害	事故前の放射線量と事故後の放射線量との差が本来の被ばく被害量にもかかわらず、これを無視して一方的に基準を引き上げて、被ばく被害を不当に無くしようとしたことと、精神的な焦燥感を抱かせた被害
	同上	被告国は加害者であるが、事故を防げなかつた責任を棚上げにして、被ばく被害の隠蔽とも受け取れる 20ミリシーベルト基準を整合性のない極論で強制した	加害と感じる感覚的な思いは本来行政には存在しないが、20ミリシーベルトを基準として行政が圧力をかけて原告を含め、国民に圧力をかけている被害
	実測データの未公開	事故発生直後、福島県は緊急時環境放射線モニタリング調査を行き、その実測値を合同対策協議会の「緊急事態対応方針決定会議」で退避・避難、ヨウ素剤服用判断等の決定を行うための重要なデータなので、公開すべきものを官邸と保安院が強権を発動してこれを拒んでしまった	本件事故の「要という情報」を止めた者は殺人を行ったと同位にある この害の大きさに再現はない、永遠につながる被害である ①寿命短縮 ②健康障害の要因 ③不安の継続 ④遺伝子障害 ⑤いわれなき非難 ⑥差別 ⑦結婚不安 ⑧家庭不和・離別

			⑨その他
	実測データの信頼性	モニタリングポストデータの信頼性はない	モニタリングポストのわきで持参した線量計で測って比べると同じ値が出ないので国が示すデータに信頼性はない。私が何を信頼すればよいのか確認できないのに、国が示している測定値に信頼はできない
	国民の知る権利妨害	アメリカが提供したAMSデータの非公表	米軍が測定したデータを非公開とした政府は、国民の知る権利「私の知る権利」を妨害しました、このデータは正しいのか、正しくないのか、採用するか、採用しないのかは個人が判断するものを、菅政権が握りつぶしたことは罪だ。 ここでも、菅政権の不当な介入がこのような非道なことを行った
	菅政権の不当介入の被害	非公式な事故処理体制による避難エリア決定 3キロメートル 10キロメートル 20キロメートル などの距離は無効であることは明白である	これも合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議で決める地元の了解なしで、官邸が被害の拡大を予測しないで決定したもので、正式な決定の手順を踏まえていないので無効である
	バックチェックができないデータ	環境計測において、測定場所、箇所、測定器、環境、日時、気象、測	これまで政府が示した放射線量はすべてバックチェックができない

		<p>定者の資格、氏名、測定器の製造番号、性能表、検査記録が明確にされていない測定値を示されても、それは個人的なもので公的に利用するものではない。</p>	<p>ものなので、公的に使用することは不可能である。</p> <p>したがって、私の被ばく被害を否定するデータは存在しない。</p> <p>1号機の降下物を被ったときに持参していたシンチュレーション・サーベイメータの測定値は最大 $30 \mu\text{Sv}$ でこのメータは瞬間に針が振り切れたので、測ることができなかつた。</p>
	放射線量の測定値は固定できない	<p>空間線量の測定は屋外では測定不可能だ、風があるので空気は固定できない。土壤の線量は鉛箱で周囲の影響を遮れば測定は可能だが、本件事故では土壤線量を測ると、高レベルの汚染が分かるので、被ばく被害を否定する国策においては採用していない。</p>	<p>被告国は、汚染量を偽装するために、バックチェックが困難な空間線量だけを測ってきた。</p> <p>正式なのは空間ではなく線源の特定とその場の線量を測定して一般住民に示すことだったが、それでは本件事故の規模が国民に知られてしまうことを隠すために、空間線量だけに絞ったのである。</p>
	総理大臣官邸原子力災害専門家グループ	<p>グループの適正・的確診断がなされておらず、原子力行政推進に偏りすぎる者たちに中立的な判断は望めないことは彼らの会議録の分析をすると、被ばく被害者に厳しい判断を</p>	<p>夥しい偏りのあるこの専門家の判断は公正ということができず、むしろ被災者の人権蹂躪をしている</p> <p>自主、民主、公開の原子力基本法の主旨に反する加害が存在する</p>

		<p>していることは明瞭だ</p> <p>場の線量管理</p> <p>そもそも論から言えば、自分が被ばくを回避するためには、汚染箇所から離れるのが大原則だが、これを妨害しようとする集団が汚染の場所から移動させないことを選択し、人の被ばく基準という放射線障害防止の原点を、人の線量管理という科学の原理を知る者には到底考えが及ばない、ひどい線量管理を、国を挙げて取り入れた。</p> <p>総理大臣官邸原子力災害専門家グループ第38回平成25年4月8日酒井一夫 「場の線量」では、場の線量管理は合理的ではないという方向付けがなされています、場は動かない、人は動くということを強調しているが、場の線量を明示することは事故前に原子力発電所では行っていた。場にある放射性物質を除去するのが除染で、除去しないと作業が行われなかつた。</p> <p>ところが、本件事故では広大な面積を汚染させてしまったために、除去を国があきらめて</p> <p>被害者だましで被ばく容認論を定着させるために、企んだ積極的被害</p>
--	--	---

		<p>しまい、事故前に行つてきた管理区域の設定を行わず、避難させない政策をとったために、除去もしない、避難もなせない政策を行政が勝手に選んだために、発生した被害である。</p>	
	人の線量管理	<p>上記の酒井一夫の解釈に「人の線量」がある、健康影響を考えると「場」の線量管理よりも、個人個人が受ける「人の線量管理」が重要と書いてあるのがおかしい。</p> <p>「場の線量管理」は管理区域には近づかない、住まない管理を意味するが、「人の線量管理」は被ばくして住む場合の線量管理を意味していて、被ばくした結果の数値がよいか、悪いかを論じる管理を言っているのであって、行政の勝手な罪隠しが見て取れる。</p> <p>思い出してもらいたいことは、福島県が平成16年3月に周辺地域の住民に配布していた「原子力防災のしおり」の11ページには避難の効果と題して、「避難は放射性物質の</p>	<p>虚偽文書作成同行使の疑いが濃厚です。人を避難させないために仕組まれた、陰謀で国民に対し、挑戦をしている行為だと判断します。</p> <p>私はこの考えを全面的に否定し、今までこのような非人間的虐待をされていたと受け止め、被害の賠償請求をします。</p>

		<p>放出が長期にわたると予測され、避難しなければ相当放射線を受けることになると予測される場合に実施される対策です。退避のように建物の遮へい効果や気密性に期待するものではありません。放射性物質による放射線を避け、または減らすために、<u>放射線の影響がない地域に一時的に遠ざかることです。</u>』と明記されていました。</p> <p>また、福島県の資料には1ミリシーベルトという数値はいたるところに記載されていますが、20ミリシーベルトとか100ミリシーベルト以下は健康に問題がないという文書を見た記憶がありませんでした。</p> <p>事故後の隠蔽工作の文中には、事故前に見たり、聞いたりしたことがないことが、恥じらいもなく、ためらいもなく書かれているのを見ると、国は危機の時このようにしてきていたのかと疑います。</p>	
	被告国は公正・公平を忘れ特定の集団を守っている	多言を許さない特定集団の多用による押し付け	被ばくした事実、させられた事実はどのような手段をもってして

		<p>*放射線影響研究所 *放射線医学総合研究所 *広島大学 *長崎大学 *IAEA *UNSCEAR *ICRP *WHO *その他 の核産業支配下に關係する特殊な団体の支配下において、天下り等の利害が絡む集団によつて本件事故の核被害は矮小化されてしまつた。 これを許してきた行政は住民を裏切り、反社会化したことによる被害は天文学的な大きさを考えることができる</p>	も、個人の心を修理することは不可能である、国は今までの偽装と引き続く偽装の被害を弁償しなければならない。 核物質は武器であり、毒であり、悪である。地球上に核爆弾がある限り、被ばく被害の要因は存在し、脅威を与え続けるのである。 私が受けた被ばくの影響を否定するものは、当時の場に同席して同じ被ばくをした者でなければ、被ばくの否定はできない。問題がなければ実証してみる必要がある。私は実証済みである、推計というものではないので、私の被ばくについて否定する者がいれば、推定というまやかしではなく同じ性質の同じ被ばくをしなければならない。 したがつて、左記にある集団の判断は不要である。
	風説の流布	被曝治療技術を示さない否定集団	100ミリシーベルト以下は発症しない実例と100ミリシーベルトを超えるとどのような症例があり、治療する手段と投薬・薬石、治癒したらこうなるという実

			例を示すことが必要だが、示すことができない。また、絶対無いと言えるのであれば証明書なり、誓約書を出さなければならぬ。出せないとすれば大衆を欺く詐欺になる
	確かさを隠蔽した	空間線量を使いたい加害者たち	場の線量管理をしないと終わりはこない。空間線量を使いたい向きは、被ばく被害が生じていないという宣伝隊に過ぎない。彼らは大きな間違いを世間に広めてしまった。これを信じて、被ばくしながら住まわされている住民は騙されている。科学とは人を騙すことなのかという疑問がわいてくる
	災害対策基本法の基本	チェルノブイリ法には人の救済を主眼にしている整合性がある	そそのかしはいけない。チェルノブイリ法は人を守る法であり、IAEA, ICRPなどは核産業を守るためにあるので、チェルノブイリ法は目障りであるので悪法と呼んでいる。 私はチェルノブイリ法に準用する
	原子力ムラという存在が不可思議	日本は加害者たちが支配している	事故前は、原子力産業協会の賛助会員だった、これはまさに政・官・学・財の原子力村だった。しかし、事故

			<p>後に彼らは牙をむくことを、身をもって知った。賛助会員の双葉町が瀕死の重傷を負っても彼らは動かなかつた、普通会員が事故で苦しんでいるから、政府に向かって何とかしろというものだが、会員の双葉町にはこの協会から声援の申し出ではなかつた。</p> <p>利に敏いものは簡単に裏切る、疎いものは純心に動くごとく、多くの原子力村は、事故を契機に被害者の双葉町から去つていった。</p> <p>双葉町が副会長をしていた全国原子力市町村協議会でさえ、会長はムラに身を置き続けている。</p>
		人の命か・族の利権か	<p>我が国には、大ボスが不在だ。福島県にも大ボスがいなかつたことがはっきりした。任侠の世界をいうのではないが、ボスとして認められるものは、強くて優しい、特に子供や女性を外敵から保護する哲学があつた。福島県のボスは、県民を守ろうとしなかつた、特に実在する放射性物質を見えなくして、子供、</p>

		<p>女性にたっぷりと放射能を浴びせ、食べさせた。これは大ボスのやることではない、手下でもやらないことを県民の生命・身体を守れと法律に決められていたにもかかわらず、これを無視して被ばくをさせ続けたのである。</p> <p>佐藤県知事は事故に驚いて発狂してしまったとしか、理解してはいけない。</p> <p>佐藤県知事以外の市町村長にも言えることだ、街の形など失ってもどこでも、いつでも再建はできるが、人、人命は失うと再建は不可能だ。もう一度言えば「福島県原子力防災のしおり」に戻ると、ここでは人命を守るために指針しか書いていない、いったん原発事故が起きたら、人命よりも街、街を守れとはどこにも書いていない。さらに、災害が起きたら、自治体を守るとはどこにも定められていない。</p> <p>被ばく被害の矮小化のための復興推進策を推進するのは犯罪行為だ。</p> <p>もし双葉町がこの流れ</p>
--	--	---

			に乗り、人を守るよりも人の住まない街を守つたら、これは原発事故に伴う第四次被害と位置付けなければならぬ。
	ジュネーブ宣言	<p>医の倫理 日本医師会の医の倫理 1948年9月、スイス、ジュネーブの世界医師会第2回総会で採択</p> <p>1. 医師の一人として入会を許されるに当たり</p> <p>2. 私は自分の人生を人間への奉仕にささげることを厳かに誓います。</p> <p>3. —</p> <p>4. 私は自分の仕事を良心と尊厳をもって行います。</p> <p>5. 私に患者の健康を第一に考慮します。</p> <p>6. —</p> <p>7. 私は全力を尽くして高貴な医療の伝統を維持します。</p> <p>8. —</p> <p>9. —</p> <p>10. 私は人間の生命を、その受胎の時以降、できるだけ尊重するよう努めます。</p> <p>11. たとえ脅迫されても、私は自分の医学的</p>	<p>福島県立医大の「県民健康調査」の異質性と偏り 適格性から言うと、福島県立医大は県民の健康管理を行う資格がない。 事故直後、医大は医大関係者だけがヨウ素剤を飲んだと言われていて、反論がないところ、これは事実と認めている。</p> <p>ヘルシンキ宣言を経て、ジュネーブ宣言に至るが、この宣言は日本医師会も認め、独自に倫理も構えている。この崇高な宣言に同化した福島県立医大の医師たちは、密かに自分と学生、家族だけがヨウ素剤を飲んだことはジュネーブ宣言を学んでいないのか、それとも医大だけの宣言があったのか興味があるところだ。</p> <p>県民に被ばく被害がない等と言えない者たちが言う「被ばくの影響</p>

		<p>知識を人間の法則に反するようには使用しません。</p> <p>12. 私は、この誓いを、厳かに、自由意思で、私の名誉にかけて守ります。</p> <p>と宣言している。</p>	<p>とは考えられない」に何も意味は持たない。むしろ、県民の主張を妨害した犯罪ということはできる。</p>
原告の健康障害	1. 精神的損害	<ul style="list-style-type: none"> *放射性降下物に曝された精神的損害 *ベントによる被ばくをさせられた損害 *川俣町での被ばくをさせられてしまった損害 *公務で被ばくをわかつていても双葉町に入った時の精神的損害 *毎日死を考えない日はない *健康に気をつけろと言われても何をすればよいのか分からない *町民を被ばくさせてしまったという負い目を思わない日はない *被ばくをさせた者たちを憎むことが頭から離れない *町民に会うと必ず健康状態を聞くことが 	

	2. 肉体的障害	頭にしみついてしまつた 脱毛、 皮下出血 喉内の出血 口内からの出血 鼻血 風邪が引きやすい 神経がひきつる 心臓が止まりそうになつた 立ち眩みで倒れそうになつた 疲れがひどくなつた 甲状腺に結節ができる 糖尿病がひどくなつた 目がかすむ 体中しびれる 疲れやすい 甲状腺縮小 甲状腺嚢胞および左右に嚢胞を含む充実性結節病変 血小板減少症	
--	----------	---	--

大項目	中項目	小項目	説明
3. 人生破壊による損害	双葉町で暮らす権利	これまで準備書面で主張してきたとおり、原告には本件事故の責任は全くないことは証明できた。これを奪ったのは被告らの不作為、或いは、偽装、怠慢等によるもので、災害とは言えない、私は国民の義務を果たしながら、真面目に人生を送	この権利を犯されることを防ぐために、世界中の国では軍備を整え、兵を育てて備えていることを鑑みると、私の主張は微々たるものだ。私は自分を守る権利の下に、失った権利の代償を求める。

		って来ていたが本件事故で双葉町に暮らす権利、すなわち生存する権利を奪われたのである、これは人災であり、犯罪だと断じる。	
	双葉町長としてめざしていたこと	<p>私は、双葉町が破産寸前だった財政を立て直すために町長になつた。</p> <p>何よりも先にわが身を切り町長給料を半減し、やがて 70% を削減した。財政再建を目指し、自ら切り詰めて、例外なく無駄な出費の削減を主体にして、ひたすら励んできた。</p> <p>その甲斐もあって、平成 23 年度予算は僅かに増やす案を議会に提案中に、本件事故が発生した。双葉町に光明をもたらす 23 年度のためにこれまで頑張ってきたが、一瞬にして地獄に突き落とされたのである。</p> <p>私が町長として目指していたのは、先ず財政再建、実質公債費比率を 15 パーセント以下にすること、子供教育を主体にして、三食のうち家庭から一食を給食で賄うようにして、発達に必要な栄養素を加えるための費用</p>	<p>本件事故で失ったものは膨大で金額に算出することは出来ない。町を元に戻すことが一番です、それ以外の手段はありません。地球上に双葉町は一つしかないのです、元通りにして返してください。</p>

	<p>を町が負担するように予算を組んでいました。企業誘致に希望は持ちませんでした、町民のエネルギーを企業に吸収されることは望みませんでした。この為町民を個人経営者にするために、農家には六次産業化を勧め、家庭からは我が家の一品料理を育てて、販売できるように取り組んでいました。</p> <p>販路は東京に求めていました、森ビルのマルシェにも野菜を出品していました。</p> <p>子どもには、英語になじんで、会話ができるよう英國人の教師を雇いそれぞれ学校に配置していました。そして、子供の探求心を養うために、内面の力を引き出すサイエンスコンテストを行わせ、子供だけでは出来ないようなものも提出されていましたが、これは親子の合作だなと思いながら、反面、親子の会話が深まり絆が強くなるような効果も見ることができた。</p> <p>とにかく、子供の未来を開くことが、町の未来につながるので、教</p>	
--	--	--

		育には最大の気配りをしていました。	
	双葉町長を辞めてからの人生設計	<p>人生設計をするには、根を下ろす場所が必要です、今は難破船に乗っているので人生設計は出来ません</p> <p>元来私は、自己完結型の人生でした、奉公した期間は僅か数年しかありません、全部自分の頭と体で稼いきました。</p> <p>自己完結の精神は事故後においても揺らぎません、これからもこの精神は大切にしていく覚悟です。</p> <p>この考え方から言うと東電は企業ではありません、ウソをつき、事故を起こし、反省することができない魔物としか思えません。自立していないのです、自分のない企業経営者ばかりになってしましました。日本政府も同じです、事故の反省をまだしていません、国民に事故を防げなかつたと責任者は謝罪していません。正常な国とは言えません。</p>	<p>人生は全て原発事故によって発生させられた不当・不純・不正の追及と裁判で手いっぱいです、夢も希望もありません。</p>
	悠々自適	生老病死、誰でも避けられない自然の掟で	国民が平和で、仲良く暮らせる社会で、安寧

		す。	を求め静かに余生を贈りたいと、日々働いてきた。 この静かな余生を壊された怒りは誰よりも大きい
	家の周りの整理、植栽	家業を自己完結型でやると、24時間かかりきりだったので、庭や山は荒れ放題にしていたので、息子に家業を譲れば、のんびりとやればよいなと考えていた。	今、時折、墓参りのために帰ると家にも寄ってくるが、庭は原野のようになっているし、家はイノシシにあらされていて、足の踏み場もない状態になっている。 家は雨漏りがひどいので瓦が落ちて空が見えるようになっている、蔵は今にも崩れそうだし、倉庫も長くはもたないようになって来ている。 ウクライナに行って、廃村を見たが、家は樹木に覆われて遠くからは原野にしか見えなかった、25年後の我が家を見たように感じたが、やはり我が家も自然の力の赴くままになっている。あと何年過ぎたらウクライナになるのだろうかと思うと無性に腹が立つ。
	山林の手入れ	放射能が占領している	出来なくされた
	果樹植樹と手入れ	同上	同上
	井戸川の成長戦略	すべてを子どもたちに	今は考えられない

		かけていた、	
	家族が分裂した	バラバラの状態	今は、いっしょに住みたいと願っているだけ
	本家として親類を統括できなくされた	ばらばらで消息すらつかめない	元に戻したい
	我慢の連続	もう限界だ	これ以上無理
	不自由な避難生活	したくない	怒り以外に考えられない
	自分の公共施設が使えない	不自由だ、いちいち頭を下げて、控え目に使って使わせてもらっている。いつ出て行けと言われるかもしれないという不安は尽きない	怒り心頭
	気候が変わってしまった	四季が違う	なじめない
	ウソの強要との闘いに疲弊する	公務員は嘘をついてはいけないが震が関はひどいウソをつくもんだ	ウソの取り締まりをしないと国が亡ぶ
	故郷の夢見が悪い	見る夢に後味がない	意味不明の夢しか見ない
	放射能があるので不安だ	放射能があるという方が安心できるが、無いというと不安が増す	事故対応が狂わされてしまったので、政府を信じることはできない
	隣に隣がいない	向う三軒両隣が無くなれた	わびしい
	裁判の疲労がたまり続ける	とにかく気が休まらない	まったく休めない、町長をしていたころよりも疲れる

大項目	中項目	小項目	説明
4. 財物の損害	双葉町がない	町がなくなった気持ちは、町を無くした者にしか分からぬ	日本史上最大の損害 上限がない損害
	双葉町は放射能で汚染された	町外の第三者にとかく言われるものではない	相手に同意もなくお茶をかけたら、謝罪をし

			て、替え着を提供して、クリーニング代を払うか、クリーニングにかけて返却するでしょう。これと同じくして頂かないと收まりません
	不動産収入逸失	弁償していただきます	同左
	不動産担保利用ができなくされた	同上	同上
	新山北広町 19 の 1, 2 地内の利用	同上	同上

大項目	中項目	小項目	説明
5. その他の損害	自由がない		自由の回復
	歴史の断絶		歴史の継続
	未来がない		未来を求める
	毎日が楽しくない		楽しい人生にしてもらう
年中行事	初日の出参り		復元したい
	町民新年会		同上
	だるま市		同上
	どんど祭		同上
	種苗市		同上
	海開き		同上
	幼稚園、南北小学校スポーツ大会		同上
	盆踊り		同上
	町民体育大会		同上
	農作物品評会		同上
	町民山登り大会		同上
	消防団検閲式		同上
	家庭の一品料理コンテスト		同上
	小中学校のサイエンスコンテスト		同上

37. 体の変化

原因

3.11 から始まった体の変化を示すと、双葉町役場内には 12 日の 0 時 40 分ころから、14 時ころまでいた。13 時前、総務課の南側、東電の方向の窓際に置いていたシンチュレーション・サービスイメージの針が動き出した。この時から被ばくが始まっていたことになる。14 時過ぎ役場から最終退避するよう指示を出して、全ての職員を避難させることにした。役場を出るときの装備は、役場に備えられていたタイベックの上下を身に着け、マスクは市販の通常使うもので、頭は薄いネットをかぶり、手は薄い布製の手袋をして、靴は通常の物を履いて、避難が遅れていたヘルスケアふたばへ向かった。この時にはベントの放射性物質と断定できないが、今考えてみると、双葉町内は発電所由来の放射性物質に汚染されていたような霞が掛かったようだった。

ヘルスケアふたばに到着して避難が遅れていたヘルスケアふたば、双葉福祉会せんだん、双葉厚生病院の利用者と職員たちを見ると、皆は顔色を蒼白にしながら、要介護者たちをバス、自衛隊車両に乗せるために走りながら、働いていた。私はこの混乱している状況に混じって私も混乱してしまい、自車の窓を開けたまま下車をしていた。ベントと原発が爆発するような情報が無かったからである。

現場に直接手を下す訳ではなかったが、一刻も早く町から出られるように焦りながら見守っていた時、15 時 36 分 1 号機が爆発した。建物の陰で爆発の粉塵が舞い上がる所は見えなかつたが、たちまち爆発物が空を覆い、曇り空になると同時に降下物が舞い降りてきた。間に合わなかつた、広島と同じ状態にされてしまった。大声で皆を建物に入るよう呼び、建物内の中央に避難させた。警察官は重装備だったが、自衛隊員達は通常の服装だった、マスクもしていなかつたので、呼吸被ばくは相当したと思う。3 施設の利用者と職員も普通の服装で、マスクもしていなかつた、この人たちも相当被ばくした。いったん中止した避難は、降下物が見えなくなつとき再開した。可視化できる降下物は避けたが見えない放射性物質を避けることができなかつたので被ばくの影響は一番ひどかった。この状況を被告らは誰一人ここにはいなかつたので、被ばくの影響を否定することはできない。

次の日、3 月 13 日にフリーランスの方々が事故のひどさも分からずに双葉町に入った。彼らが持参した線量計は、全部針が振り切れて計測できなかつたことが映像として残っている。この中の 1 台は $1000 \mu\text{Sv}$ まで測れると映像の中で語っていたので、少なくとも 12 日は、 $1000 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上だったことが証明されている。

1 号機の爆発物に汚染されたときの口の味は、金属の味がした記憶がある。このあと、喉がむせるようになり、声がしわがれた様になっていった。これは今でも治らないので、声がでにくくい。

災いとは重なるもので、1 号機の爆発物が自車内に入ってしまい、こここの 3 施設から町民らが退避して我々職員が 17 時頃避難開始するまで、車の窓が開いたままになつていて車内が放射能に汚染されていたことに気付かなかつたことが恥愧の想いである。しかしこの時は、この車を使うしか移動手段が無かつたので、この車に乗つて川俣町まで行った。

この自車は、やはり必要に迫られていたので、12 日から川俣町と福島県庁の往復や川俣町内の

避難先回りなどに使い、19日の再避難のために、福島県吾妻西駐車場に行くまでと、騎西高校に再々避難してから吾妻西駐車場に車を取に行き騎西高校周辺並びに福島県庁までの往来のために夏くらいまで乗っていた。

乗らなくしたのは品川の私病院でホールボディチェックをして、自分の汚染のひどさに気付いたときまで自車の運転は続けていた。この時のホールボディ検査で約7千数百Bq/kgという数値に驚いて、衣服を脱ぎながら測るとウール製のチョッキに放射性物質が付着しているのが分かり急いで脱いだ。

3月12日の夜、医大で検査して時もこのチョッキを着ていたが、このような高い数値ではなかったことが、そもそも医大の検査に信頼性が無いことが窺がえる。

この日を境にして、自家用車は騎西高校の駐車場に置き続けた。この後しばらくして、埼玉の自動車修理工場に搬送をお願いして、双葉町に戻した。

この間何もしていなかったわけではない、福山哲郎官房副長官に、放射性ヨウ素の半減期8日前から、双葉町民全員のホールボディチェックを、早くしてくれるように何度も頼んでいた。彼は後ろ向きでこの頼みを聞くことはなかった。やがて夏前の時すぎたころ町長だけ、皆に隠れて東海村で受けてくれという愚かな連絡はきたが、私は町民全部という頼みを引き下げたわけではなかったから、この連絡に応じることはなかった。

町長就任するとき、彼ばくの恐ろしさは解っていたので、原発の危機管理をおろそかにしないことを心に決めていた。何が一番おそろしいかというと、核は武器であることイコール殺人兵器であることである。しかも、広島・長崎原爆被害者達が裁判を起こさざるを得ないような扱いを日本政府がさせていること。ビキニ環礁原爆実験の被ばく漁船員が日本政府の取引材料にされて、被害の実体を隠ぺいされていた事実を知っていた。常に、もしかして原発で何かあつたら隠ぺいされて、被害が無かつたように扱われるだろうことくらいは考えていた。この為に、東電との付き合いは常に、借りを作らないように身構えていた。

しかし、的外れだったのは、福島県が県民と対峙するようなことはしないだろうと考えていたことだった。抜かりがあった、福島県庁が県民の避難を妨害するために、3月11日の23時49分に福島県原子力センターにスピイディ情報が国から届いていたことを隠したり、ヨウ素剤の服用指示が政府現地対策本部から出されていたのに、県民に「予防」服用をさせなかつたことは想定外でした。

また、事故時の対応で一番大事な「緊急時環境放射線モニタリング測定結果」の公表を、県民に対して行わなかつたことは「犯罪」だと考えています。

その他にもあります、私（原告）が、騎西高校に来てすぐ血液検査を東京女子医大の血液内科のドクターにお願いするために、電話して受け付けた女性に取り次ぎを頼んで、次の日に電話をしたら「できません」と断られたことがある。同じように、町民が鹿児島大学病院にホールボディ検査を申し込んだら、「福島医大からやるな」と言われているので出来ませんと断られている事例もある。もう一つは、町の防災計画書にある初期被ばく検査を保険医協会にお願いしたら、福島県から妨害されて、保険医協会から断れて、民医連にお願いしている。日本はひどい国だ、災害対策基本法に基づいて、町の災害対策本部長が町民の健康を守ろうとしていたのに、福島県立医大が妨害する権利はないのだが、妨害を繰り返している。

隠すことは、後退することを意味する。隠さないことは前進と新たな展開を産む。エジソンが世に問う言葉に「私は失敗していない、これをやつたらだめだという発見をしているのだ」等がありますが、本件事故は、駄目だったことを隠しているので、反省も無く対策もしないという愚かな行動からは、何も生まれないだろう。

まだまだ、事件はあるが、核被害の立証妨害が広島・長崎原爆から現在も続いていることを町の危機管理者（だった者）として、「ある事を無い事」にされることが、本件事故において同じくされることがあつてはならないと考えている。

1. 自覚症状

① 目

目が見えなくなった、眼科医院に行って検査をしたが、どこもはつきりした答えを出さない。薬も出さない、しかたがないので市販の目薬を時々つけている。どうもおかしい単なる疲れ目ではない。しかし、このことは、被告らの怠慢と偽装から起きた事故による被ばくが原因なので、白内障、緑内障の恐れが否定できない被ばくの影響だと考えている。最近はかすみ目がひどくなっているので心配している。事故による被ばくが無ければこんな症状は考えなくとも良かった。

② 鼻

*鼻血

鼻血が気になりだしたのは、町長を辞めてからだった。漫画美味しんぼの話題になったころはひどかった。殆ど毎日・毎晩出ていた、鼻血のサンプルは日時を付けて整理してあるので、文句を言う者は来て確認するがよい。鼻血は現在も時々出ている。雁屋さんたちが我が家に取材に来た時、何気ない会話から鼻血の話になった。すると私を入れて3人が鼻血を出したということから、拡大していったのを正確に描写したことが漫画になったまでで、作文ではなかった。この日、私の家には5人がいたが鼻血を出した人は、3人だった。鼻血を出した人は、私を入れて3人が福島に入っていた。確率から言うと60%になる、こんな高い確率を否定することは無理な話だ。私はいつも証拠をそろえているので、誰から何を言われてもひるむことはないのだが、出版社はいい迷惑だった。それに対し、石原大臣が漫画を拡散してくれたので一気に広がったことは、うまくいったと考えていた。あれが、静かだったらこれほど被ばくと鼻血が広がらなかつた。私は話題になった事が良かったと思っている、被ばくの恐怖を隠蔽してきたことを、表に出してくれた石原大臣には感謝している。それにしても官邸と福島県知事の慌てようは見事だった、私が町長在任中に、疫学調査を依頼していた調査の中間報告書を見ていたので、鼻血のデータは手元にあったので、何らあわてる必要はなかつた。漫画の1回目で批判勢力が分かつた、しかし彼らは気づいて2回目にはあまり騒がなかつたが、経緯を知らない外野が又騒いでくれた。特に福島の三春の僧侶の騒ぎようは半端ではなかつた、誰に頼まれたのか分からないが、栄養不足とか鼻くそとか、乱暴なことを新聞に投稿していた。この僧侶は見てきたようなウソを書くもんだなと嘲笑していた。

私の健康は私にしか分からない、しかも被ばくについては、他人は介入できない。私と同じ場所で、同じ被ばくをしてから所見なり、批判をする必要がある。同じ場所で、同じ被ば

くをした人から批判を受けたことがない。あの場所にいて被ばくして死の恐怖を感じた方々は、同じ感じを持っている、話さないだけだ。

本件事故後、被ばくの専門家という者が世間を混乱させているが、広島で ABCC に雇われて広島の人びとに辱めをしていたに過ぎない。被爆者の様子を記録するだけで、後に専門家というにはひどすぎる。これら専門家と称する者達は治療経験が豊富で、広島・長崎の被爆者の人びとの命をどれだけ救ったのか聞きたいところだ。実績が必要だ。自称では専門家ではない。被爆者はどのような障害があって、それぞれの傷害に応じて、どのような治験をして、その結果何人の命を救ったのかを立証して、その結果を誰かが追試をして確認したのかを示さなければ、自称専門家或いは、御用達専門家と軽蔑しなければならない。

私は本気だ、私の考えに反論があるのであれば、いつでも受ける覚悟はできている。ぜひ名乗りを上げて頂きたい、その方と鼻血について討論したいと願っている。

もう一言、私の経験から、鼻血はストレスから出るものではない、物理と医学の観点からしか出ない。双葉町長の時は毎日休むことができず、連日 7 時 30 分から 24 時まで働いていたので、ストレスは頂点に達していた。鼻血が多くなったのは町長を辞職して、8 時間寝ることができるようにになってからだった。鼻血とストレスは完全否定しておきたい。

写真 1 鼻血資料 平成 25 年から平成 31 年まで



写真2 鼻血資料 拡大



写真の説明：この資料は収集し始めた時から平成 31 年までのもの。鼻血は止まっていないので収集は今まで続けているが、整理していないので記載していない。

* 鼻水がよく出た、花粉症があったからと思っていたが、よりひどかつた

初春には、アレルギー症状の花粉症に 28 歳ころから悩まされていたが、3 月 12 日以後は少し違っていた。はっきり言い表せられないが、花粉症と違うところは、風邪をひいて鼻水が出るような感じだった。ポケットティッシュが離せないのはいつもの通りだったが、症状が治らないのでいつもと違うと考えていた。現在も 9 月以降 5 月までは鼻水がよく出るようになっている。寒さには敏感で、夏でもクーラーの冷気が気になり、電車は弱冷房車を選んで乗っている。家では室内が暑がりだが、私は扇風機の風がダメなので、風向きを気にしているが、家のいないうきにコンセント抜いたりして口論に度々なっている。

事故前にはこのように極端に寒がりではなかった、夏でも寒いと敏感に感じたことが無かったので、思い当たることは、1 号機のベントで呼吸被ばくをし、更に 1 号機の爆発の降下物で被ばくをした時に吸い込んだ、放射性核種が鼻腔に付着したのが原因と考えている。

この症状は現在も続いている。

③ 口・喉

* 口

事故前に口内の出血は無かった。虫歯がひどくなり歯肉炎になって投薬された事があったが、事故後には朝起きてトイレに行ったとき口内から血の味がすることは時々ある。いつも朝風呂なので入浴中に歯肉からの出血が忘れたころに出るようになった。鼻血は外に出るのでサンプルと出来るが、口内だと殆どサンプルをとることが出来ない。現状も状態は同じ。

広島・長崎原爆症例では、口内出血が記されているので心配している。

* 喉は時々痛くなり血が混じることがあった

のどの具合がおかしくなったのは、3月12日1号機の爆発物に汚染されたときの口の味は、金属の味がした記憶がある。そのあと、喉がむせるようになり、声がしづがれたようになっていた。埼玉に避難して間もなく、福島県庁に行くたびに喉がチクチクと痛くなったり、新幹線で宇都宮付近に来ると収まっていた。放射線を感じると喉の神経がチクチク動くのがはつきりわかる、このことは今でも双葉町に入ると同じ現象になる。自律神経を自分で動かすことは不可能なので、放射線と何らかの関係があるようだ。

去る、平成25年2月27日郡山市内のホテルで目覚めた時、喉の痛さがいつもと違っていた。この時、双葉町長選挙に挑戦するために、福島県内を回っているときの朝だった。この時の痛さはこれまでの痛みと違ってひどかったために、予定を中止して埼玉に戻った。そのまま行きつけの病院を訪ね、耳鼻科で診察をした。医師は喉が傷ついている、血が出ていると言い痛み止めの薬を処方した。この日はそのまま帰宅して休み就寝した。翌朝は、喉がはれ上がり、発声ができなくなっていた。これは処方された薬で止血されて、腫れあがり喉が狭窄したのではないかと考えていた。このことが原因で、町長選の出馬をあきらめたのだった。

この後も福島県内に入ると声がかすれたり喉がヒリヒリする、この症状は今でも治らない。

④ 甲状腺

甲状腺検査をしたら結節と嚢胞ができていた

事故直後には、甲状腺の有る場所が特定できるほど、うずうず、チクチクと動いていた。それも、福島県に入ると必ず起きていた。自分は過敏なのかもしれないが、診療されると甲状腺に異常がある事がはっきり見えた。のう胞が有ったのはかなり早い段階で分かっていたので、今まで経過観察中である。がんにならないことを祈りながら生きてくるのは精神的に疲れるし、体に爆発物を抱えながら生きるのはかなりひどいものがある。

甲状腺の検査では、左右に嚢胞があり、結節もあることが分かっている。この結節は病変すると危険ながんになると言われている。本件事故前には甲状腺の詳しいことを知る必要がなかった。事故を受けて、被ばくの症状や病変を知れば、知るほど危険であることが分かってきた。甲状腺がん手術をされた方から聞いたところによると、転移がしやすく危険ながんであることが分かった。ホルモン剤を毎日飲まなくてはいけないことも分かった。

自分自身のことを、外部の者がことさら軽微で予後がいいというのは越権行為であり、自

自己決定権の侵害に当たる。他人に判断ができるものではないことは、言うまでもないことだ。

私は、これから推移を心配しながら生きてゆかねばならないことを悔やみ悲しんでいる。また、自分の甲状腺の看護と治療については、福島県には頼むことはしない、ジュネーブ宣言に劣る行為をして、県民を騙している姿は、広島・長崎原爆被ばく者がかつて行われていた姿と重なって見えるのに、わざわざ見てもらう必要はないので、治療先については信頼の持てる医師に、自分で決断すると考えている。

福島県立医大の県民健康調査はどのような経過であののような姿にしたのか、福島県民に詳しい理由を説明する必要がある。広島・長崎原爆調査に関わってきた人たちが専門家と称しているが、治療の実態の裏付けの説明が無いところが、信頼できないところだ。論文主体の学術の世界に縁のない現場主義の私には、実像が分かりにくいところばかりだ。分からるのは私だけではないと見ている、日本の福島県で起きている実情をことさらに、英語を使うことは逆説で考えると、分かられては困る内容が有るのでわざと県民レベルには解らせない、見せないという理解をしている。県民の主権にかかわることを分からなくしているところに県民並びに私は疑惑を大きくしている。このような背景から、福島県立医大には診察、治療を頼むことはない。

現在は左こめかみがジリジリ、チクチクしている。甲状腺は双葉町に行くとズキズキする。

⑤ 心臓が止まりそうになった

埼玉に来てから時々心臓が止まりそうな痛みを感じた。回数は覚えていないが複数回あつたと記憶している。これまでの健康診断等では、心電図検査において、医師から異常と言われたことがなかったが、急に心臓が締め付けられるような激しい痛みがはしり、止まってしまうのではないかと思うことが騎西高校にいるときたびたびあった。5分くらい我慢をすると痛みは治まっていた。事故直後に福島県内では、急死の連絡が度々あったので、もしやという恐れを感じていたときだった。現在は収まっている。

⑥ 胃が時々痛くなる

避難開始後胃カメラは二度飲んでいるが、特に異常と言われた事が無い。しかし、時々胃が重苦しくなり、重たさを感じることがあるので、市販薬と薬草を取り混ぜて飲み痛みを抑えている。このような状態になるのは月1～2回くらいで、24時間のいつ起きるか一定ではないので、何時も薬を持ち歩いていて、必要になった時に服用している。原因については不明だが、被ばくしているのが原因になっていると思っている。

⑦ サメ肌・脱毛

今思うとあの痒さは尋常ではなかった。体全体が痒かったが、足が特に痒かった。騎西高校に来てから、皮膚に小さな紅斑様の点々ができてきた。この点々は、やがて皮膚に浮いてきて、搔くと点がぼろぼろ剥がれていた、3か月くらいでこの点々が無くなりすべすべの肌になった。これは脱毛の時の痒さだったかもしれない。

騎西高校に来てからしばらく銭湯に行っていた、あるとき隣にいた老人から、肌がきれい

だねといわれて初めて脱毛に気が付いた。毎日どこを見ていたのか、自分の手足から毛根が無くなっていること等見ていなかった。四六時中避難の問題、町民のいざこざ、国の動きが分からぬ等のストレスの最中だったために、自分を見る余裕がなかった。考えて頂きたいのは、船のエンジンが止まり、位置情報が得られない、操舵が効かない時の船長は、何を心配するだろうか。エンジンの不具合を直せば操縦ができるだろうが、町は、足場が無い状態、船が無い状態で町を操縦する状況を考えて頂きたい。この事故で一番苦労させられたのは何度も言うが、正確な情報が無かつたことだった。銭湯に入って地肌を見ると濡れているので、肌がきれいに見えたが、乾燥すると手足がしわしわになっていて、カサカサになるので、鮫肌ではなかつたかと疑つている。被ばく者の症例から判断すると、被ばくの影響があると思っている。サメ肌は収まつたが、脱毛は現在もそのまま続いている。

⑧ ふらつく

この表現はむつかしいが、騎西高校で2回ほど起きた。24時間の内、自分の時間は午前0時から午前7時までだった、その間に朝起きた時に2回ほど起きた。大きくふらついた時は、平衡感覚がなくなり立っていられない状態で倒れそうになった。倒れなかつたが、気持ちを緩くして、血の巡りを良くするようにして凌いだ。この日は仕事を休み、一晩だけ入院した。院長の所見では疲れだというが、初めてのことなので自分でも良く分からなかつた。この後も1回起きた。

この後から、現在まで歩くのにまっすぐ歩けない状態は残つてゐる。歩道の敷石の目地に合せて歩こうとしているのだが、やはりふらふら歩いている。周りに気付かれないようにしながら歩いている。駅の人ごみの中では、ぶつからないように歩くのが大変で、気疲れする。

このような状態は被ばくによる影響ではないかと思っている。

⑨ だるい・疲れる

*だるい

被ばく体験が無いので、被ばくの影響を感じられないことが悲しいが、しかし、明らかに体が重い。被ばくの症例からぶらぶら病になっているのかもしれないと思っている。

この「だるさ」は肉体から来ているのか？精神的なのか判断がつかないが、頭が茫然となるときが一番ひどいようだ。きっとこの被ばくさせられたことが「憎らしい、負けてなるものか」という気負いが身体に反映しているのかもしれない。

これが、今後どのようになるのか、症状を確かめることが必要だと考えている。

*疲れる

疲れが取れないままにこれまで來ている。気の疲れなのか、肉体は疲れていないので暗い気持ちなのか、被ばくの影響なのか分からぬが、ひどく疲れる。被ばく体験記録に、ぶらぶら病ということがあるが身体がだるいので、それに近いのではなかと考えている。一日中寝ていいなと朝はいつも思うが、気力で起きることにしている。寝ていることに、慣れてしまうことが恐ろしいので無理に起きている。被ばく障害を否定している専門家と称する者たちも、紙面だけの安心をいうのではなく、私と同じ条件の被ばくを体験して症状を実際に

比べてほしい。このだるさと不安感は現在進行形だ。

⑩ しびれと痛み

*足の付け根の神経が痛くて、歩くのがつらいことが時々起きていた

騎西高校の町の施設は2階にあった、常に階段の上り下りをしていた。いつ起きるか分からない痛みは足の付け根に激痛が走る、歩けなくなりそうになるが、我慢をして皆に分からないようにしていた。回数は覚えていないが、歩けなくなるのが心配だった、この時は歩く用事の連続だったので、我慢をしていた、この痛みは数分で収まるので少し動きを抑えて、何かを見ているふりをしていた。

これとは違う痛みがあった、寝るとき横になると両ふくらはぎの神経が引きつって、激痛が走った。寝られないで立ち上がり少し時間をおいて、マッサージをして寝るようにしていた。これは、騎西高校に来てから時々起きていた。この痛みは筋肉痛なのか神経痛なのかわからなかつたが、現在も時々起きている。

*体のしびれ

町長の頃とは違うしびれが起きている。

しびれは特定が出来ないように、時々全身を回っている。両肩のしびれがある、肩こりとも違うしびれと痛さがある。

顔面の左耳の脇のしびれというか、チクチク、ジリジリということが2019年は起きていた。又、同じころ、左右の甲状腺の上あたりのジクジクというしびれは、どうして起きたのか分からぬ。

更に、両手の動きが鈍くなり、ボタンをつかむ手がしびれてワイシャツのボタンをすることが出来ない。かかりつけ医に聞いても首をかしげるだけで明快な診断を示すことはない。

被ばくは未経験なのでどのような障害が起きるのか全く分からぬ。放射線の専門家は被ばく傷害を否定するが、影響が本当に無く、有った場合の治療方法をもっと積極的に示すべきである。影響を否定すればするほど、反対に疑り深くなるのが私だ。発症を例示して、例ごとの治疗方法、治療薬を開示すれば疑いも晴れるが、否定するばかりだから、余計疑うようになる。ウクライナでは今も放射線障害が絶えないのも事実なので、これも隠すことには精を出すのではなく、事実に壁をするのではなく、大人の責任で事実に基づいた科学的、物理的、疫学的に証明し、治療し患者に生涯の保証書を出すことを行うのが本当の専門家であると考えている。

⑪ 糖尿病の進行

事故前は病気といわれるのは糖尿病くらいで、他は至って健康だった。事故後は被ばくすると一型糖尿病が進むと聞いているので、事故後糖尿病薬は5mgの薬を毎朝1錠服用している。ヘモグロビン値は6.2から6.7を推移している、ご飯は70~80g平均としているが外食するとオーバー気味だ。このため糖尿病には細心の注意しながら生活している。

被ばくすると一型糖尿病が進行するという文献を見たことが有るので、進行しないように気を付けながら食事制限と栄養管理を続けている。

2. 更なる健康障害への重大な不安（説明資料29—29頁）

更なる心配は、訴状118頁に記載しているウクライナ保健省などが実施した医療モニタリング調査項目（成人）にあるようなことが現在も将来も心配である。

記

（1）放射線が、直接の原因となる疾病

1. 放射線障害（放射線の作用は非特定）
2. 放射線白内障
3. 接触皮膚炎あるいは他の皮膚疾患
3. 1 特定される他の物質により引き起こされた症状

（2）一定期間後に発生した疾病

- ◆ 腫瘍
 1. すべての器官に生じた悪性新生物（悪性腫瘍）
 2. 脳や他の神経系に生じた良性腫瘍
- ◆ 内分泌系、消化器系、代謝系、免疫系の疾病
 3. 甲状腺疾患
 3. 1 ヨウ素（後天性）甲状腺機能低下症
 3. 2 慢性リンパ球性甲状腺炎
 3. 3 慢性甲状腺炎（橋本病）

（3）チェルノブイリ原発事故の有害要因の結果生じた疾病

- ◆ 内分泌系、消化器系、代謝系、免疫系の疾病
 1. 他の内分泌腺疾患
 1. 1 糖尿病
- ◆ 血液と造血管器の疾病
 1. 再生不良性貧血
 2. 鉄芽球性貧血
 3. 紫斑病や他の出血病
 3. 1 血小板減少症
 4. 白血球の病気
 4. 1 無顆粒球症
- ◆ 精神疾患
 1. 脳の器質的損傷による精神障害
 1. 1 器質的損傷による一過性精神障害
 1. 2 器質的疾患による慢性精神病
 1. 3 パーソナリティ障害（人格障害）
- ◆ 神経系と感覚器の疾病
 1. 遺伝性神経変性疾患
 1. 1 他の脊髄疾患

- 1. 2 脊椎血管障害
- 2. 中枢神経系の他の疾患
 - 2. 1 他の脳疾患
 - 2. 2 原因未特定の脳症
- ◆ 循環器系疾患
 - 1. 高血圧症
 - 2. 冠動脈疾患
 - 3. 他の心臓病
 - 3. 1 心不全
 - 3. 2 不整脈
 - 3. 3 左心室不全
 - 4. 脳血管疾患
 - 4. 1 クモ膜下出血
 - 4. 2 脳内出血
 - 4. 3 脳内大動脈の閉塞と狭窄
 - 4. 4 脳動脈閉塞
 - 4. 5 一過性脳虚血発作
 - 5. その他の原因不特定の脳疾患
 - 5. 1 脳アテローム性動脈硬化症
 - 5. 2 高血圧性脳症
 - 6. 動脈、細動脈、毛細血管の疾患
 - 6. 1 アテローム性動脈硬化症
- ◆ 呼吸器疾患
 - 1. 慢性閉塞性肺疾患および類似の症状
 - 1. 1 慢性気管支炎
 - 1. 1. 1 粘液膿性慢性気管支炎
 - 1. 1. 2 閉塞性慢性気管支炎（閉塞性慢性肺疾患）
 - 1. 1. 3 内因性喘息
- ◆ 消化器系疾患
 - 1. 食道、胃、十二指腸の疾患
 - 1. 1 胃潰瘍
 - 1. 2 十二指腸潰瘍
 - 2. 消化器系の他の疾患
 - 1. 慢性肝炎

などが、「チェルノブイリ原発事故による放射線や他の要因により被災した成人住民に生じる可能性のある疾病」として各病名が記されている。

反面、我が国においては、広島・長崎並びにビキニ環礁漁船ばく露、 Chernobyl 原発事故のばく露による甚大な被害を外国の IAEA などが、被害を矮小化している事実を知りながら、本件事故時には、被ばく被害防止対策を放棄して無用な被ばくをさせた。被告らは防護を怠った項目として、スパイディ情報、緊急時環境放射線モニタリング結果、ベント事前通告、スクリーニング基準の変更等初期の不利益事象の告知を行わず、放射性物質の汚染地域から非汚染地域に住民たちを避難せることをしなかった。このように違法・でたらめを行いながら、被告らは 3.11 の夜半に、東電の社員と家族を東京周辺の社宅等に避難させ、現場状況を国民に知らせる役目の原子力保安検査官事務所の者達は、発電所から退避し、福島市の県庁に事務所を移転させていた。しかも、福島県立医大は全員にヨウ素剤を服用させていたが、県民には服用を勧めなかった。その後の県民健康調査においては、ヨウ素被ばくした子供の甲状腺障害を放射性物質とは関係なかったかのような偽装をしている。彼らはどのような偽装を繰り返しても県民にヨウ素剤の予防服用をさせなかつた責任から逃れることは永久にできない。又、させてはならない。国並びに福島県はヨウ素剤の予防服用を知らない訳ではないので、甚大な被ばく者を発生させた真の加害者ということである。

その他には、原子爆弾災害調査報告集 日本学術会議（1953 年 原子爆弾災害調査報告書刊行委員会編 第一分冊）の 284 頁 医学編 以降の内容を精査しなければならないと考えている。

尚、この文献等の詳述は今後行うこととする。

本件事故の悪質性は、優越的地位の悪用によって、現実離れしたおとぎ話のような風説を流したことにより、国民は放射性物質の降下量の正確な数量が知らされずに、灾害の打消しを偽装する「風評被害」の宣伝の波に巻き込まれていることである。

本当に被害が無ければ、我々は決死の想いで避難をさせられなくても良かったことになる。私はどこからも情報も相談も無く、官邸が 3.12 日午前 5 時 44 分テレビで発表した 10 km 以内の避難指示に右往左往しながら、自分で避難先を探し、交渉して川俣町へ避難をした。

その後、「20 ミリシーベルトを避難解除ができるという解釈をして、それに沿って双葉郡の町村は住民を帰還させている。滅茶苦茶な論法を被害者に与え、避難途上で避難が原因で死んだ人たちは一体何だったのか、意味のない避難指示を発令した政府に全責任がある。また、除染も必要でなかつたということになり、除染事業費は国税の無駄使いになつてしまうのではないかのか。」という諸々の疑問がいっぱいある。

この事件は、諸々の矛盾と偽装の繰り返しだった、この先、私の身体がどのようになるのか誰にも、私にも分からぬ。最近体の変調が起きている、目が見えにくい、頭が痛い、体がだるい、気力が衰えてきている、このことを毎日一番心配しながら生きているのがつらい。

38. 中間指針を使わない理由

普通の事故の常識でいうと、加害者は見舞金（品）から始まり、前渡し金、中間金、清算金という流れの中で、一つ一つ合意を見て次へ進む。しかし、本件事故においては、原子力損害賠償紛争審査会が見舞金、前渡し金を省いて、いきなり中間金とした。原告は町長という立場で、紛

争が起きていないのに、被告らは勝手に立ち上げて中間指針というものを作ったものに、従う理由が無いので無視することにした。

被告らの都合に合わせた被告らのための中間指針は、意味も内容も計算式も示されないので詳細は分からぬ。分からぬものに合意などありえない。

また、事故の全容が分からぬために、損害の全容も分からぬ。このこともあり、本件請求は中間として行う。

かつて開催した双葉郡総決起大会に臨席した文部科学政務官に、同会場で審査会の席に被害者代表を参加させるよう頼んだ。政務官は即答を避け、回答は持ち帰ると言ったが返答は無かった。

公平・公正とは言えないこの審査会の仕事は評価できないので、中間指針に従えない。

39. 生活環境の破壊

—別記とし追って提出する—

40. 総 括

1. 自責の念

町民に被ばくをさせてしまったことは終生忘ることはできない。また、歴史からも逃れることはできない。町の災害対策本部長として災害対策基本法並びに原子力災害対策特別措置法にも住民の生命、身体を保護する責務が定められているのに、本件事故では守ることが出来なかつた。

町長の任でなければこんなに悩むことはなかつたが、この責任から逃れることはできない。

無垢な町民たちは、国や福島県のウソに気付くことなく笑って暮らしているが、私は事故が起きてから今日まで被ばく被害について調べてきたが、放射能が「安全」という証拠を見つけることができない。調べれば調べるほど恐ろしいことが分かる、何故なら放射能の専門家という人たちの多くが被ばくの被害を、現場ではなく作文の世界に人類を巻き込み、ウソで矮小化して、核産業の守護のためにだけ利益をもたらす、礼節をわきまえない無礼者達だからである。

2. 私は本件事故発生後の被告らの偽装を赦すことはない

11日の夜半から何かがおかしいと、この事故は巧みに偽装されていくことを強く感じていた。普通、事故が起きれば、加害者が低姿勢で、被害者が高姿勢になるのに、被告らは情報を操作することで攻勢に出たのだった。被告たちは自分が責任を取らせられることは、どうしても避けたかった。責任とは、単純に考えれば事故を起こさないと言ってきたのは東電と経産省だったので、責任があることは疑う余地はなかった。被告らはこの責任追及の声が高まる 것을防ぐために、地元の被害者を事故後の対応に参加させないことだった。このために、事故前に作っていた避難のシナリオを意図的に行わなかつた。シナリオを反故にしたことで初期から、被告らが密室で謀議することが可能になつたのを幸いにして、自由に演技をすることを可能とした。その証拠は、法を犯し、極力公開を避け、会議録を残こさず、足がつかないような会議で進めてきた。この考え方を示すと、放射線障害の全面否定を最初に始め、被害は少ないという偽装のために、山下俊一を使い 100 ミリシーベルト以下は問題ないと作為的宣伝させたことである。

しかも、事故後の対応の全ては被告ら加害者のシナリオに、被害者を押し付けて否応なく従属

させたのである。

私は、自分を捨てていない、あくまで自分の正義と信念と証拠で被告らの責任を問い合わせ、発生させた損害の回復を目指す。

3. 本件原子力災害は人災であった。

(1) 国

基本設計が間違いだった、装置として人間が制御できる構造になっていなかったのである。しかも、格納容器の容量は足らなく、本件事故では放射性物質の収容ができなかつたので、容易に放射性物質を環境中に出してしまったのである。最悪に備えていたはずのサプレッション・チャンバー（ウェットベント）は用を足さなかつた。ベントの蒸気等を熱交換しながら放射性物質を水中に取り込み、環境中に出さない装置になっていたが、これも不十分なまま夥しい量の放射性物質を外に出してしまった（ドライベント）。

福島第一原子力発電所はそもそも簡単に壊れる未完の装置だったものを、完成品として発電所周辺に説明してきていた。偽りだったのである。

加えて、この不完全な装置を完成品として検査した旧通産省の責任は重大である、この装置を監理、監督してきた原子力安全・保安院並びに原子力安全委員会の極大な過誤は言うまでもない。

最も大きな人災は、事故後の対応にある。発電所周辺の浪江、双葉、大熊、富岡、楢葉、広野の町では、事故初期の対応として住民の保護のための「原子力災害対策計画」を準備していた。

この計画に基づいて、昭和 58 年 11 月に第 1 回防災訓練を経て 20 回目の平成 22 年 11 月 25・26 日には双葉町を会場に住民の避難訓練を実施していた。この訓練には総理府、経済産業省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、総務省等、国の主な省庁をはじめ警察庁、消防庁、自衛隊、海上保安庁、日赤等が参加して行われた大規模なものであった。この訓練を事務並びに統括していたのは原子力安全・保安院の現場の保安検査官事務所である。また、原子力防災専門官も担当することになっている。このように何回も訓練を行い、訓練の反省を繰り返していたのに本件事故においては、彼らは職責を無断で放棄してしまい、現場を知らない訓練の不慣れな総理大臣官邸の不当な介入を許してしまった。まさに緊急時の中心になるべき保安検査官が職務・職場放棄をしてしまい、事故後の混乱を招き地域に大きな禍根を作ったのである。

この混乱の責任者である総理大臣は、部下を使いきれていない自分の責任を省みず、事故現場に不当な介入をした。本来、総理大臣は国民を事故から守るのが本分であるにもかかわらず、情報を独占して、国民を放射性物質から避難させる本分を果たさず、放射性物質を国民には見えないように世論操作をしたのである。この私の考える根拠は、スピイディ情報を止めたこと、ヨウ素剤の予防服用を指示しなかつたことにあります。原子力災害合同対策協議会を曖昧にして立地周辺の 6 町を協議から外したことです。

このため私は、何やら官邸と周辺の者達だけで進めてきた事故後の対応は、防災の主役である被害者の代表を欠席させてるので、正式な合同対策協議会は未だ始まっていないと断言いたします。

ここまで述べてきても、人災の全部を語れませんが、この不当な者達だけで決めてきたことに

よる被害は、発電所自身の被害よりも大きく、何十年あるいは世紀をまたぐ規模のものと考えています。

行政の主体者は住民と考えて双葉町の長を担ってきました。片時も住民の上に君臨したことはありません。私の前を一步引き下がる町民にはいつも言いました、「引き下がってはいけません、あなたの方が偉いのです。私に町の仕事をしっかりやりなさいと選んだんですよ、私には皆さんと町を守る責任がありますので、偉くなんかありません。」と良く言いました。

行政は偉くないのです、住民の役に立つために、住民から職場を与えられていることを忘れてはいけません。特に地方行政は、慎重にならなければいけません、何でも国のいうことを聞かなければならぬと勘違いしてはいけません。事故後福島県内は放射性物質でひどく汚染されました、事故前の数値と比べて下さい。膨大に汚染されていることが分かります。因みに、事故前は総体的数値でいうと、平均約 $0.05 \mu \text{Sv/h}$ でした、私は、事故前、福島県原子力センターが環境放射線を定期的に計測していた数値を目にしていましたのでこの数値は知っています。

多くの県民の皆さんは事故前の数値に接した経験がないと思います、この為、事故後に専門家という集団が大勢福島県に来て、皆さんに「安全」を隠して「安心」をふれ込んだと思いますが、彼らの言うことは「ウソ」です、信じると大けがをします。彼らは戦後生まれで、原爆と原発からの被ばくの体験がありません、福島のようにどこに行っても、何時でも被ばくし続ける環境を知らない専門家は、ある特定の集団が拵えた教科書をあたかも知っているかのごとく言いますが、それは動物実験をした結果から得られたことを、原発事故に無理に当てはめているだけです。これらも人災ということが出来るでしょう。

(2) 福島県

ここまで、実例を示して来ましたが。

本件事故後に発生したおかしなことは、事故当初から福島県庁は災害対策基本法と原災法をないものにして、被ばく被害を隠すために政治と行政を優越性に乗じて利用してきたことである。

先ず最初に、佐藤雄平知事が、3号機爆発前には、3号機の圧力上昇を14日の午前9時からの県の対策会議に掛けるというやり取りを東電としていた。これは、官邸と保安院の抵抗で出来なかつたことは、東電テレビ会議で知らされているが、爆発のあの「放射能は海のほうに行つたので影響がないと言えと」(文言は正確ではないが) いうような発言をするように東電に要求していたことと、知事の姿勢から整合性が取れない事が気になっている。11日の夜に福島県原子力センターに届いていた「スピイディ情報」を公表させなかつたこと。又、ヨウ素剤の予防服用に関して、政府現地対策本部長名で服用の指示が出ていたのに、服用を止めたこと。更に、スクリーニング基準を 6000 cpm としていたが、公論と合意を経ずに3月14日に 10 万 cpm に引き上げたこと。続いて、米の安全宣言、牛肉の安全宣言も事故直後に発表している。このほかにもいろいろあるが、県庁の対応はいずれも、県民を事故から守るというよりは、実害の隠ぺいに働いてきている。

このような事の積み重ねで今日まで来ているが、どうもおかしい。災害対策基本法にも原災法にも原子力災害の最重要的な事項は「住民の生命、身体及び財産を守ること」と明確に定められて

いるが、守っている形跡がどこにも見当たらない。

むしろ、行政と政治の権力は、被ばく被害の事実を隠滅させるために、マスコミを使い世論操作をしているように映る。

実例として言えば、(説明資料 15)にもありますが、福島県の「原子力防災のしおり」には、事故直後の対応が説明されているが、何もやっていない。私は証人として証言すると、6~7ページには初動について原災法にうたわれている姿が図示されているが、何もやっていないことを証言します。

11 頁に、避難の効果として、避難とは放射性物質による被ばくを避ける具体例が記されている。この記載に従えば、おそらく福島県の浜通り、中通りには住民がいては駄目だったことが分かる。20 ページ資料編には、日常生活と放射線を説明されていて、一般公衆の線量限度（年間） 1.0 mSv 、シーベルトと記載されている。

反面、21 頁には、避難に関する指標等として、「屋内退避及び避難に関する指標」があるが、ここにある指標をよく見て行くと、責任逃れの指標であることがよく分かる。予測線量の単位 $\text{mSv}/\text{シーベルト}$ とあるが、ここに書いてある数値は時間が年間なのか、月間なのか、日なのか、時のか、分なのか、秒なのか分からないように工夫されているので、ここでは説明を省くことにする。同頁には、問題が山積していて現実的ではない、単純に記載のとおりにすることは物理的に不可能である。数値は予測なので、放出がされた後の数値には使用できないことは理解できる。注 1・2・3 については実在した結果を示さないと議論がでない。

福島県は事故前多くの約束を県民としています、一番大事な約束は、本件事故で被害の立証と損害の回復を図らなければならないということです。実害を調査して、数量と金額を出して県民に示さなければなりません。今行っていることは、真逆な対応をしています。県庁と県民が対峙することではないのです。県民の為に、県庁はあるのですから県民と同じ方向を向いて、県民の障害物を排除する事が役目です。この役目を放棄しているのは県民健康調査ではないですか、防災訓練のマニュアル通りに初期被ばく医療を行うことが本分です。道を踏み外すことで、福島県庁は加害者に分類されているのです。

このような分断と捏造は、正式な「原子力災害合同対策協議会」を発足させなかったからできた。正式な合同対策協議会が開催されていたら、20km 以内の避難エリアを設定させることはできなかつた。スピイディ情報を隠すこと、ヨウ素剤の予防服用を止めること、スクリーニング基準を 10 万 cpm にすることは当然させることはなかつた。緊急時環境放射線モニタリングのデータを公表させ、実測値を公表させ、実態に合った避難区域を設定させた。放射線管理区域を設定させ、 $20 \text{ mSv}/\text{シーベルト}$ を賠償基準にさせること、帰還の基準にさせることはなかつた。事故は私にとって想定外だった、上記のような対応を官邸と保安院が執ることも想定外だった。

又、被ばくを測るために、医療被ばくと原発事故の被ばくを比較しているが、全く比べる計算式が無い。遮へいされた人工環境の中で行われる医療被ばくは、線源は隔離されていて、放射性

物質の拡散は無い。医師及び患者は放射線を浴びるだけです。一方、本件事故の場合は、線源が自然環境中に拡散されているので、線源のコントロールが出来ない。このため、放射性物質との安全離隔を保つことが出来ない。被ばくする現象として、本件事故の場合、放射性物質との接触、吸引、飲み込みの3態様のコントロールができない。日常生活の「場」に放射性物質が存在する限り、上記の3態様が途切れることはなく常時続くのです。医療被ばくはコントロールされた瞬間被ばくで、線源との3態様は無いのです。

本件事故の場合、「場」から放射性物質を除去することで、スカイシャイン、グランドシャインを遮断し、3態様を取り除かない限り被ばくの連続は続くのです。

また、被ばくの判断ができる線量に積算時間の計算がされていません、放射性物質の影響を否定するばかりでなく、事故発生時からの積算線量を個々の国民に示すことが必要でしょう。

これらの異様な状態を解決しない限り、本件事故の終息は訪れないでしょう。現在のように、放射線の専門家という一部の偏った思想の持ち主のほかに、放射性物質の影響を憂慮する専門家もいます。影響を否定する集団ばかりでなく、影響を肯定する集団とで、証拠をもって議論を交わせて、この議論の行方を国民が判断し、選択すれば、公論を尽くしたことになるのです。

日本政府は、意固地にならずに、国民を恐れずに胸襟を開いて、公論に帰すべきです。

4. 結語

私は、私と家族並びに福島県民が、他人の介入により遺伝子を壊されることなく、健康で平和で、永遠に存続することを願っています。この考えは誰にも譲りません、井戸川家が被害、ウソの妨害から解放されて、希望と安寧を取り戻し、さらに町民が幸せを願い健康に暮らすために、一助になれる事を希望しているのです。

被告らに子供はいないのですか？孫はいないのですか？子どもが憎いのですか？自然界に暮らす動物たちは子供を守るために体を張ります。被告らは子供を守る以上に大切な事があるのですか？あれば是非教えてください、どういうものか教えてください。